天湯津彦命と安藝国府の歴史

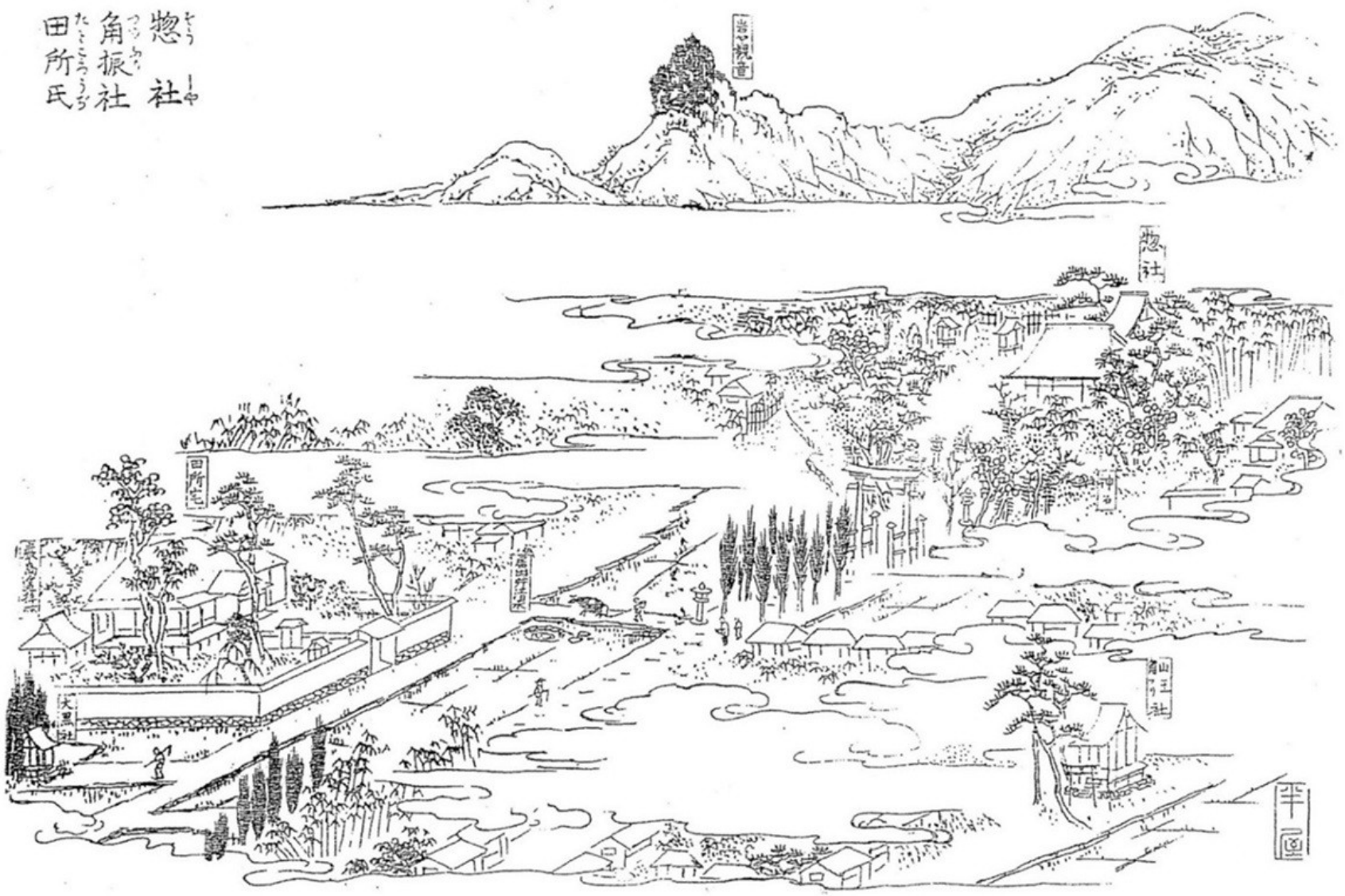

右図の出典は天保十三年正月版行　藝州厳島図會(絵)巻之四　府中上卿田所氏　惣社　角振社

国庁屋敷

厳島国府上卿屋敷

田所明神社

阿岐国造家

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書所収
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊家文書所収
広島県重要文化財紙本墨書『田所文書』
（安芸國衙領注進状一巻・沙弥譲状一巻）所蔵

左の図は厳島図絵巻之四　府中上卿田所氏

https://tadokoromyoujinja.jp

詳細は田所明神社公式サイト

阿岐国造家の田所氏（本姓佐伯）は、天湯津彦命五世の孫阿岐国造・飽速玉命の後裔である。律令制において、今の広島市佐伯区三宅町の田所屋敷跡にて譜代の佐伯郡司を世襲した。『国史大辞典』第一巻九一頁によると、安芸国の国衙は安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ばれる区画があるのが、その遺跡と思われ、その東方に惣社と呼ぶ神祠が明治四年（一八七一）まで鎮座した。明治四年（一八七一）は誤り、正しくは（1）明治五年（一八七二）である。『国史大辞典』第一四巻六八八頁によると、留守所は古代末期から中世前期にかけて諸国の国衙に置かれた行政機関。国司の代官である目代が在庁官人を指揮して国の行政を行うようになった。『国史大辞典』第一四巻三四五頁によると、遙任といって、令制の地方官に任命されながら、赴任執務するのを免除されること。『国史大辞典』第九巻二三六頁によると、田所とは、平安時代以後、国衙に置かれた在庁所の一つ。田所を構成する官人の肩書きは目代・惣大判官代や書生職など、有力な在庁官人にまかせられたため、「田所職」の名称にあるように家職として世襲される場合もあった。国衙田所は、国司に国図と照合し、朱書で国司に勘合注申する。田所による坪付（田積）の朱注作業の結果を田所「丹勘」と呼ぶ。社寺など不輸免田を国衙に認定してもらう際、田所が作成する勘文は、極めて重要であった。昌泰三年（九〇〇）頃、田所（佐伯）資隆は、朝廷より佐西使度使・田所執事職の免状を賜り、今の広島市佐伯区三宅町の田所屋敷跡より安芸国庁屋敷に赴任した。その後田所氏は在庁官人を世襲した。安芸国では、万寿四年（一〇二七）頃から田所氏は田所信職の時代以降、惣判官代等の有力在庁官人を世襲した。『田所文書』に数十町歩の所領、数十人に及ぶ所従など、在庁官人田所氏の財産の注文が記されている。在庁屋敷（国庁屋敷）合計二丁六反。厳島遙拝所「国庁神社・槻瀬明神(2)」は国庁屋敷に社を設け、庁員一同、朝夕礼拝した。『田所文書』に国庁社（国庁神社）造立免、合計一丁五反。国司は「国司庁宣」により目代の派遣を告げ、目代と在庁官人の連署の「留守所下文」により国内統治機能を果たした。田所の責任者は有力な在庁官人が任せられたため安芸国では、田所職の名称にあるように家職として世襲された。治承三年（一一七九）より厳島神社・惣社・松崎別宮の初申神事が朝廷より奉幣使を迎えて行われ、後に田所氏が安芸国の国祭(3)として、奉幣使その後、定勅使祭主を明治五年（一八七二）まで世襲した。厳島国府上卿屋敷の厳島遙拝所は奉幣使と定勅使祭主の神殿である。田所明神社は、最後の正三位上厳島神社両度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主で、後の多家神社社司（宮司）田所元善（竹槌）により、大正五年（一九一六）一一月、厳島遙拝所「国廳神社・槻瀬明神」と大黒社の三社の御祭神を合祀され、厳島国府上卿屋敷に、田所明神社として再建された。さらに、田所明神社は平成十年（一九九八）十月厳島国府上卿屋敷の現在地に、宮司　田所恒之輔が自主再建した。宗教法人ではない単立神社である。田所家は安芸国第一の旧家である。注（1）正しくは、「天湯津彦命と安藝国府の歴史」七一頁　最後の厳島神社定勅使祭主田所元善竹槌履歴書に「明治五年（一八七二）を最後に初申神事厳島神社旧神職一同廃止セラル」とある。注（2）槻瀬明神の神階は、『芸藩通志』名神考巻二、五三二頁によると、安芸国神名帳に槻瀬明神正二位五前の位階とある。「田所氏の宅後に神石あり、つきのかみと称して、毎年正月三日十二月晦日、燈を献じて之を祭る」
注（3）国祭とは『国史大辞典』第五巻六三一頁　官祭に対して国司が主となって執行する祭儀としての「国祭」が見られる。

第一章　『広島縣史』の国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷・田所明神社・阿岐国造家

田所氏が厳島神社と国府・惣社と松崎別宮の正三位上初申神事定勅使祭主の後裔であり、田所屋敷が国庁屋敷と厳島国府上卿屋敷（安芸国厳島神社・惣社・松崎八幡別宮の初申神事定勅使祭主の屋敷）である根拠

一　『広島縣史』第二編　社寺志　神社　四六頁によると(4)

上卿二員　一は安芸郡府中村に居る、伝え云う、古は年々朝廷より奉幣使ありしか、後小松天皇の朝、石井［田所石井兵衛尉］(5)在俊を以て定勅使に補せられると、（子孫田所氏を称す）、一は厳島に居る。一に神主代と称す、もと神主は常に桜尾城に居れるが故に、風波の時、祭祀を闕かんことを恐れて代理員を置けるなり。（三宅氏後に林氏に改む）

注（4）広島縣史第二編　社寺志　神社　四六頁（発行一九二一～一九二四　発行者　帝国地方行政学会）

注（5）府中町史第一巻百九十九頁　田所石井兵衛尉　厳島上卿職　勅使に補せられる

二　『広島縣史』第一編　地志百三十三頁によると(6)

国府　中古以来、国衙ありし所、当時音便にてコフいい、後世は国府と称したり。安芸国府は、今の安芸郡府中村なり、国庁屋敷(7)と呼ぶ地あり、往時の在庁田所家の裔、多家神社社司（宮司）田所竹槌の現住地即是なり。

注（6）『広島縣史』　第一編　地志百三十三頁　（発行一九二一～一九二四　発行者　帝国地方行政学会）

注（7）『国史大事典』第五巻六七六頁によると「国庁とは律令制のもとで、国司が政務をとる官庁を国庁という。その所在地として計画的に設定された地方都市を国府とする。」明治五年まで国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷・田所屋敷の神殿において初申神事が行われた。

『国史大辞典』第一巻九十一頁　「広島県安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ばれる区画がその遺跡と思われ、惣社という神祠が明治四年（一八七一）まで鎮座していた。正しくは明治五年（一八七二）である。(8)」

注（8）正しくは、「天湯津彦命と安藝国府の歴史」七一頁　最後の厳島神社定勅使祭主田所元善竹槌履歴書に「明治五年（一八七二）を最後に初申神事厳島神社旧神職一同廃止セラル」とある。

田所明神社は、最後の正三位上厳島神社両度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主で、後の多家神社（埃宮）社司（宮司）田所元善（竹槌）により、大正五年（一九一六）十一月、厳島遙拝所「国廳神社・槻瀬明神」と大黒社の三社の御祭神を合祀され、厳島国府上卿屋敷に、田所明神社として再建された。さらに、田所明神社は平成十年（一九九八）十月厳島国府上卿屋敷の現在地に、宮司　田所恒之輔が自主再建した。宗教法人ではない単立神社である。田所家は安芸国第一の旧家である。

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書　所収
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊家文書　所収
広島県重要文化財紙本墨書『田所文書』（安芸国衙領注進状一巻・沙弥譲状一巻）所蔵

安芸国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷・田所屋敷

田所明神社［厳島遙拝所（国庁神社・槻瀬明神）大黒社合祀］

https://tadokoromyoujinja.jp

詳細は田所明神社公式サイト

第二章　天湯津彦命と阿岐国造

『先代旧事本紀』三　天神本紀　（中略）

天湯津彦命（三二神の一人）　阿岐国造同祖等

阿岐国造　『先代旧事本紀』一〇　国造本紀　「志賀高穴穂朝御代、天湯津彦命五世孫飽速玉命定二賜国造一」

第一節　『広島県史』原始古代　阿岐国造　一二九頁、一八〇頁によると、「阿岐国地域に存在した国造として阿岐国造が唯一のものである。神武天皇東征神話に阿岐国に滞留のことが見え、東征途次の駐留地がいずれも要地であることから阿岐国も山陽の要衝と認識されていたことが推測される。阿岐国造の本拠については、阿岐国でもっとも広大な平地の開けているのが西条盆地であり、阿岐国最大の前方後円墳の三ツ城古墳のあることからここから求める説も無視できない。しかしひるがえって考えてみれば、西条盆地はもちろん阿岐国造の領域内の重要地域であるけれど、やはりアキの地名の本拠地に求めるのが妥当であるとの立場にもとづくならば、安芸国のうちでもアキ郡アキ郷の地名を持ち、水陸の接点として重要な府中町に求めるのが妥当なのではなかろうか。今日では瀬戸内海の水位がさがって陸地化したが、古代の府中は要港であり、神武天皇の埃宮・多祁理宮もここであったとされてきたことなどをもあわせて考慮に入れるべきであろう。(9)」

注（9）『広島県史』原始古代　一二九頁・一八〇頁。

『国史大辞典』第二巻八四一頁によると国造は古代の地方豪族で伴造に対応する氏姓時代の地方官。(10)『先代旧事本紀』「現代語訳」巻十国造本紀、五八七頁によると、「国造氏族は佐伯氏と伝えられ、厳島神社の神主となって以来、代々世襲してきた。田所明神社の田所氏も国造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は飽速玉命（飽速玉男命）を祭る。東広島市西条の三ツ城古墳は国造氏族の墓とされる。(11)」

注（10）『国史大辞典』第2巻　八四一頁　（11）『先代旧事本紀』「現代語訳」五八七頁　『西條町誌』四十二頁

第二節　『芸藩通志』巻一　安芸国　国名考　二九頁　によると「安芸の国名は初めて古事記、日本紀に見ゆ、曰く、素戔嗚尊　下二至于可愛之川上一、但し古事記には安芸の字、阿岐に作る、……思うに、その上既に国名ありて、国主の人ありぬべし、三代実録、貞観九年、授二安芸国安芸津彦神、正五位下一とあり、此安芸津彦の神、もと此の国もりにて死後にこれを廟祭せしなるべし、先代旧事本紀　国造本紀に、志賀高穴穂朝、天湯津彦命五世孫　飽速玉命　定一賜　阿岐国造一とあり……国府　古制、国ごとに府をおき守介掾属（目）、これに居て政を聴く、故国に必ず府あり、府に必ず守介掾属（目）あり、安芸国府は今の安芸郡府中村是なり、……(12)」

注（12）『芸藩通志』巻一　二九頁。

第三節　『芸州府中荘誌』第九章　司官、行政　第一節　安芸国一上古　によると「……国造は「クニノミヤツコ」国の御奴と訓ず（訓をつける）、国を治める臣下の義なり（国を治める臣下という意味なり）……而してこの国の統率者たりし名族は、神武東征に際し、安芸津彦（主長・首長の義なり、人名に非ず）出迎えて奉饗せりと伝説あり、是後に阿岐（安芸）の国造たりし、飽速玉命の先世なるべし。……(13)」

注（13）『芸州府中荘誌』　二二一頁。

第四節　『広島県史』原始古代

神話に表れる広島県地域

『広島県史』原始古代、一四六頁によると

県内の氏姓層

広島県内に分布する国造氏族のうち、最有力とみられる阿岐国造についてみれば、その氏族は佐伯郡上平良鎮座の速谷神社(14)とされ、西条盆地御園宇の三ツ城古墳はその墳墓であろうと推測されている。その本拠については安芸郡安芸郷の地名が古い由緒をもつものと推定される。(15)」

注（14）『延喜式神名帳の研究』　七二・九四・二七〇・三七〇頁　速谷神社略記。

注（15）『広島県史』原始古代　一四六頁。

『三原市史』第一巻通史編一八六、八七頁によると「……三ツ城古墳は県下最大の前方後円墳で、墳丘には葺石……円筒埴輪……家形や鶏形の埴輪などがめぐっている。後円部頂上には槨を有する箱式石棺二および箱式石棺一が存在し、一号棺からは鉄剣・玉類などが発見されている。（松崎寿和他『三ツ城古墳』広島県教育委員会、一九五四）。前方部と後円部の境にある方形のつくりだしからは古式の須恵器が出土し、五世紀後半の古墳と推定される。古墳の規模から阿岐国造の墓と推定できる。……」

『西条町史』第二条第一五節　四十二頁、

「往時、三ツ城古墳がつくられ、この被葬者は、西条盆地を中心とした地域の、群小氏族を政治的に支配しえた安芸国の族長的支配者と考えられ、大和朝廷成立後の発展期の築造にあたるところから、阿岐国造(飽速玉命)の墳墓ではないかと想像されるものであるが・・・・・」

上下の写真は著者が撮影

三ツ城古墳の被葬者　『西条町史』43 頁
編纂者　西条町史編纂室

『大型古墳の築造と企画』第三回三ツ城古墳シンポジウム記録集　平成９年３月、東広島市教育委員会編集　によると三ツ城古墳は西条盆地の南側丘陵部に築造された前方後円墳である。方墳部を北にして全長 92 メートル、前方部先端の幅 66 メートル、高さ 13 メートルの古墳で、県内では最大の古墳である。

『東広島市教育委員会調査報告書第一四集』三ツ城古墳　保存整備事業第二次発掘調査概報　１９８９

第七節　三の宮の多家神社・埃宮は、『古事記』によると「神倭尹波礼毘命、〈前略〉阿岐国の多祁理宮に七年坐しき。(16)」とあり、『日本書紀』によると「神武天皇は安芸国について埃宮においでになった。(17)」とある。『延喜式神名帳』「東京国立博物館所蔵」によると名神大社の国幣大社であった多家神社(たけじんじゃ)・多祈理宮(たけりのみや)・埃宮(えのみや)（府中町宮の町）(18)といい、祭神は貞観元年（八五九年）より天湯津彦命(安芸津彦命・安藝都彦命)他六柱の神々を主祭神として祀られていた。多家神社・多祈理宮・埃宮は明治六年より神武天皇と安芸津彦命（阿岐国の開祖神）が主祭神となった。

注（１６）『古事記』（中）全訳注一九頁、『広島県史』古代中世資料編Ⅰ、六六七頁。

注（１７）『日本書紀』全現代語訳上九二頁、注（１８）『延喜式神名帳の研究』七二・九四・二七〇・三七〇頁、多家神社・埃宮略記。

第八節　『広島県史』原始古代　大和朝廷の成立　神話の意味

「神話伝説はもちろん史実そのものでもなく、社会的精神的生活の反映ばかりでもなく、種々の要因が複合して形成されたものである。そうした種々の要素のなかから、(一)歴史的事実に関するもの、(二)古代人の人生観・世界観や宗教観念などに関するもの、(三)そうした観念を背景にもちながら日常生活の姿を反映するもの、などを抽出してそれらの実態を明らかにすることが神話伝説の研究にとって大切なことなのである。(19)」　注（１９）『広島県史』原始古代一〇七頁。

『大型古墳の出現と謎の五世紀』六九頁
東広島市教育委員会　平成７年３月 31 日

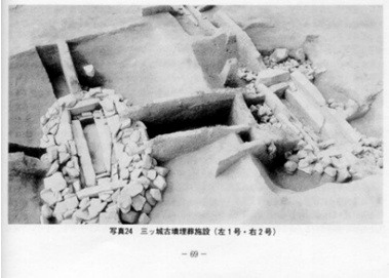

写真 24　三ツ城古墳埋葬施設
(左１号･右２号)

『西条町史』　きぬがさ(三ツ城古墳出土)
古墳の８カ所から９個分が発見されたものを１個に復元したもの。饅頭形の笠の上に鳥の羽根を象徴した飾りがついている。下部の円筒とあわせると総高 80 ㎝できわめて大形である。この「きぬがさ」は奈良県日葉酸媛の御陵から出土したものと同じような形である。現在広島大学考古学教室に保管
昭和 46 年３月　西条町史編纂室

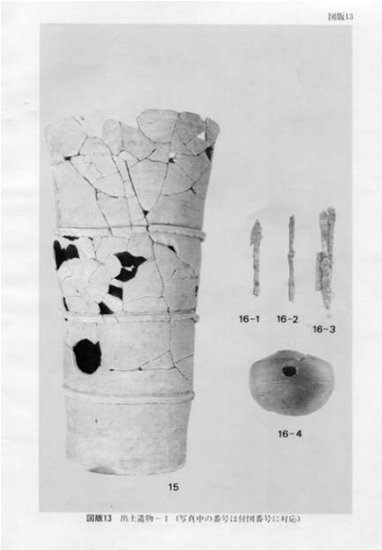

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 4 次
発掘調査　東広島市教育委員会　第 13 図

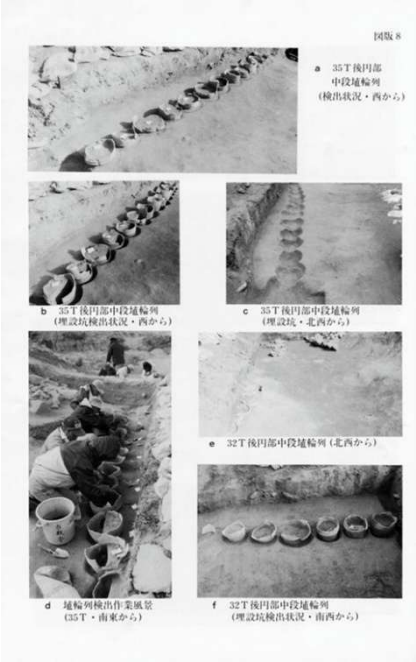

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第４次発掘調査　東広島市教育委員会　第８図

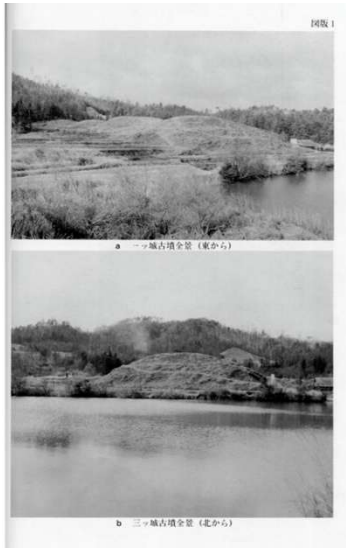

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 4 次
発掘調査　東広島市教育委員会　第 1 図

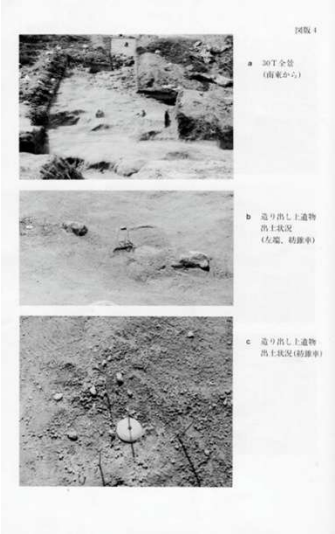

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 2 次
発掘調査　東広島市教育委員会　図版 4

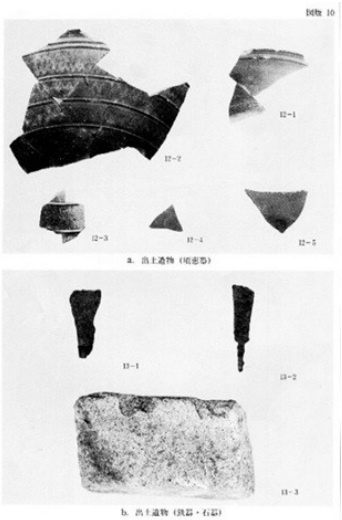

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 2 次
発掘調査　東広島市教育委員会　図版 10

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第４次発掘調査　東広島市教育委員会　第 12 図
3 号墳埋葬施設

2 号棺の蓋石を除いたところ
24

2 号棺の蓋石を除いたところ
『西条町史』24 頁

1 号棺の蓋石を除いたところ

1 号棺の蓋石を除いたところ
『西条町史』21 頁

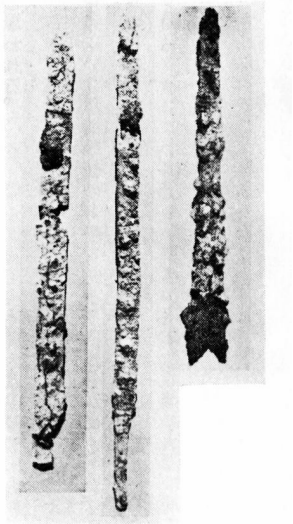

左２個鉄剣　右鉄鉾

３号棺の遺物『西条町史』34 頁
編纂者　西条町史編纂室

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 4 次
発掘調査　東広島市教育委員会　第 8 図

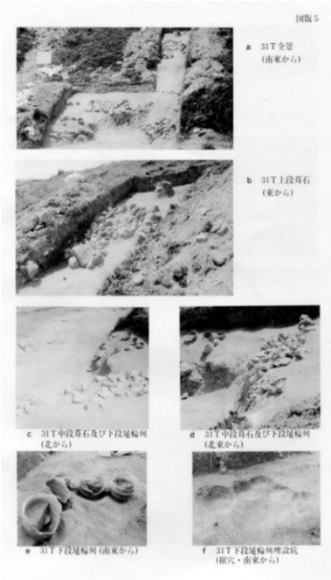

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 4 次
発掘調査　東広島市教育委員会　第 5 図

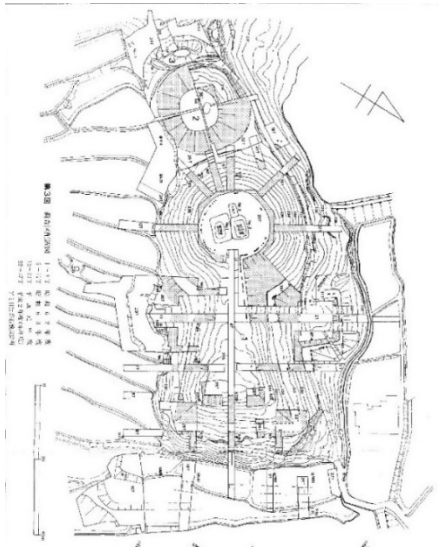

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 4 次
発掘調査　東広島市教育委員会　第 3 図

第１図　三ツ城古墳の位置及び周辺遺跡分布図(Scale＝1/25,000)

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 4 次
発掘調査　東広島市教育委員会　第 1 図

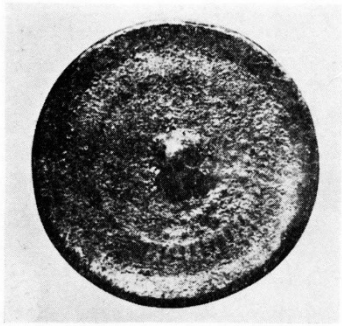

珠　文　鏡

30

珠文鏡　棺床に直接して前壁からおよそ 70 センチ下位の中央部に、背面を上にして発見された。・・・・・・この鏡はもと遺骸のちょうど胸あたりに置かれていたことがわかる。『西条町史』30 頁
編纂者　西条町史編纂室

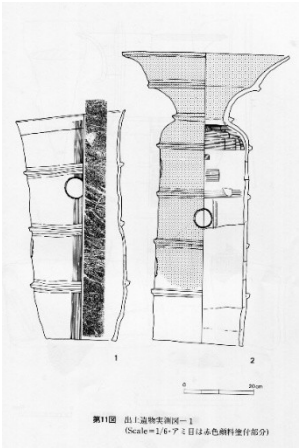

第11図　出土遺物実測図－１
(Scale＝1/6・アミ目は赤色顔料塗付部分)

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 2 次
発掘調査　東広島市教育委員会　第 11 図

a. 出土遺物（甕棺蓋全体とその内面調整）

b. 出土遺物（甕棺口縁部）

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 2 次
発掘調査　東広島市教育委員会　図版 9

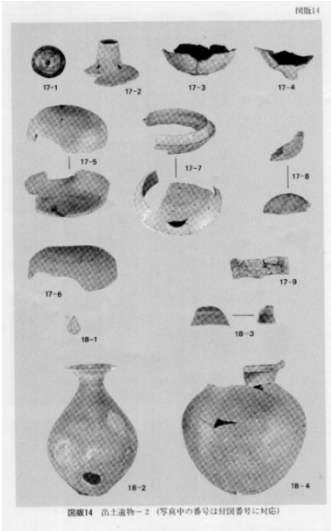

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第４次発掘調査　東広島市教育委員会　第 14 図

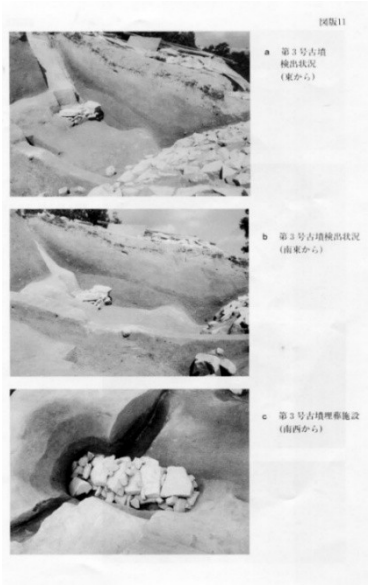

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第４次発掘調査　東広島市教育委員会　第 11 図

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 4 次発掘調査　東広島市教育委員会　第 10 図

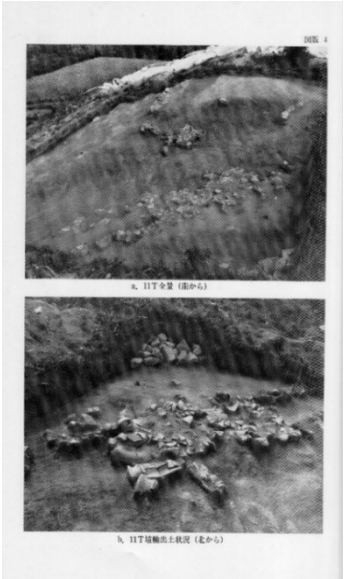

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第 4 次発掘調査　東広島市教育委員会　第 4 図

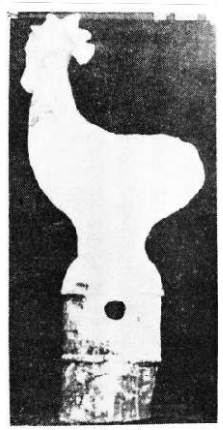

雄　鶏

39

須恵器大形高杯

土師器小形壺と高杯

35

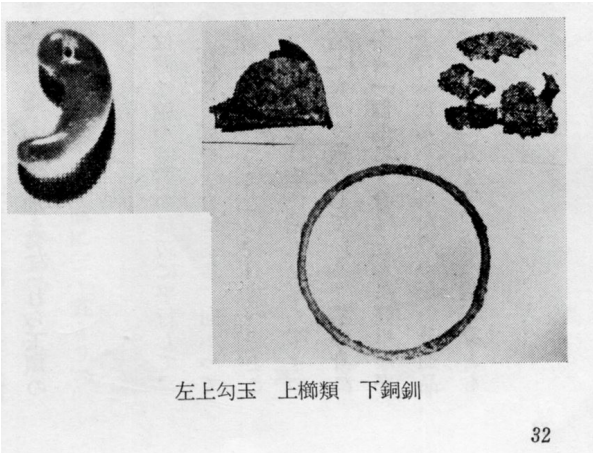

左上勾玉　上櫛類　下銅釧

32

埴輪　切妻造家

送葬品類の前方部全面下段から鶏一対馬一、短甲一、ゆぎ一、盾一などが出土し、前方部前面中段、同左右上段、右側中段「つくりだし」など各段に「きぬがさ」が配置されていた。『西条町史』32、35，39 頁。編纂者　西条町史編纂室

送葬品類の後円部頂上から埴輪切妻造家二個体が発掘された。『西条町史』27 頁
編纂者　西条町史編纂室

『東広島市教育委員会文化財調査報告書第一九集』三ツ城古墳　保存整備事業第４次発掘調査概報　１９９１

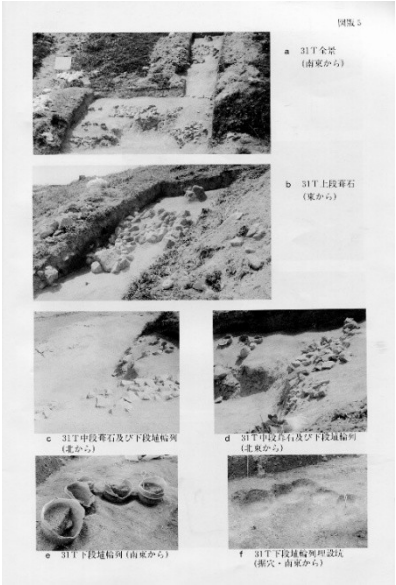

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第４次発
掘調査　東広島市教育委員会　第５図

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第４次発
掘調査　東広島市教育委員会　第３図

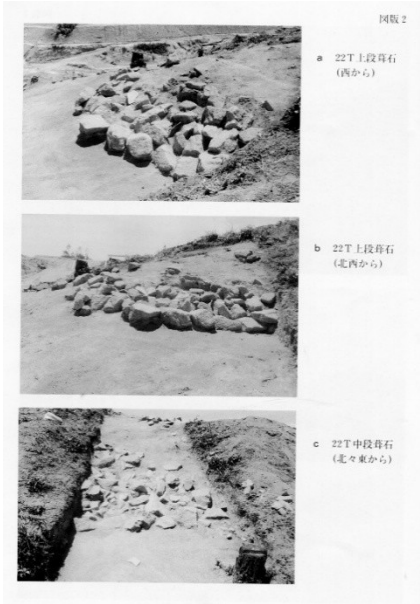

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第４次発
掘調査　東広島市教育委員会　第２図

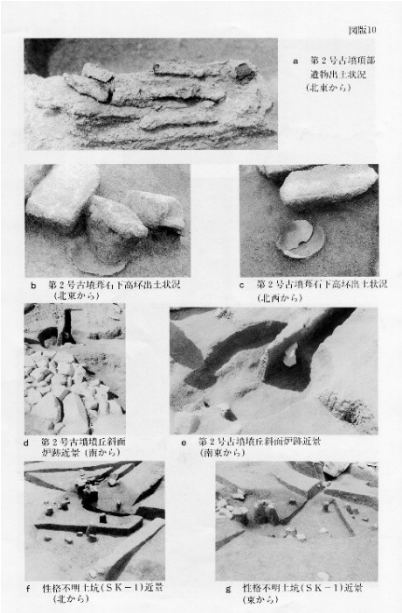

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第４次発
掘調査　東広島市教育委員会　第１０図

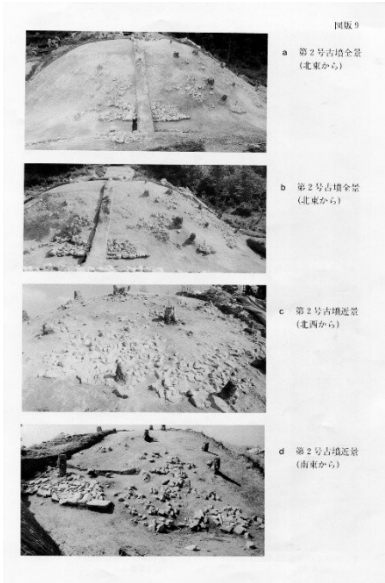

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第４次発
掘調査　東広島市教育委員会　第９図

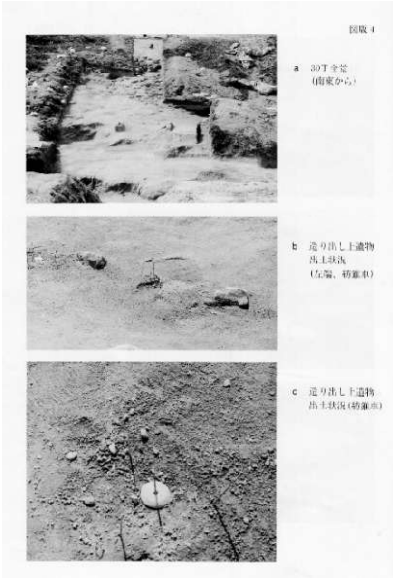

史跡　三ツ城古墳　保存整備事業第４次発
掘調査　東広島市教育委員会　第４図

第六節　『延喜式神名帳』［東京国立博物館所蔵］によると、名神大・月次・新嘗の官幣大社の名神大社であった二の宮の速谷神社（廿日市市平良）の主祭神は、天湯津彦命五世の孫・阿岐国造　飽速玉命（飽速玉男命）である。

・東北地方の国造の分布『新編弘前市史』通史編Ⅰ古代・中世　四一頁～四二頁

第2節　津軽の蝦夷と阿倍比羅夫の遠征

国造の分布　大和政権の地方支配体制として知られているのが国造（くにのみやつこ）制である。その地域の有力豪族が、特産物を貢納したり労役を提供するなどして大和政権に服属を誓うと、国造に任ぜられてその地域の支配を委ねられた。これは五世紀末から整備されるようになり、こうした地域編成の原理がそのまま律令国家

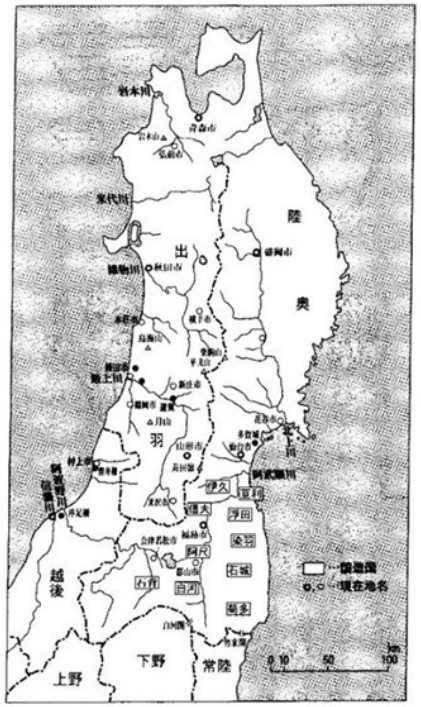

図11　東北地方の国造の分布図（虎尾俊哉原図）

41

・思国造（しだのくにのみやつこ）（陸奥国・阿岐国造同祖）『先代旧事本紀』一〇国造本紀　志賀高穴穂朝御代、阿岐国造同祖、天湯津彦命十世孫志久麻彦定二賜国造（しくまひこのみこと）二、

平成三十年度　宮城の発掘調査パネル展
宮城県教育庁　文化財課

宮城県教育庁　文化財課発行

宮城県山元町文化財調査報告書第２２集　合戦原遺蹟　横穴墓編　４分冊宮城県亘理郡山元町教育委員会　令和四年八月

1. 事業対象地 遠景－荒蒔公園前－（南から）　平成25（2013）年9月撮影

2. 事業対象地 遠景写真－荒蒔公園前－（上が北）　平成25（2013）年6月撮影

図版１　合戦原遺跡　発掘区遠景（1）

第４分冊【写真図版】令和４年３月図版１宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

宮城県山元町　合戦原遺跡　第２回　発掘調査現地説明会資料

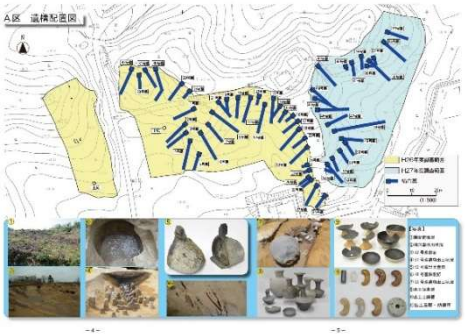

宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

1. ST38 玄室奥壁 線刻壁画［新透解から撮影］（南東から）

2. ST38 玄室奥壁 線刻壁画［全景］（南東から）

図版 113　38 号横穴墓［ST38］(8)　線刻壁画

宮城県山元町文化財調査報告書第２２集　合戦原遺蹟　横穴墓編　４分冊
宮城県亘理郡山元町教育委員会　令和四年八月

第４分冊【写真図版】図版 113　38 号墓の線刻壁画　宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

山元町文化財調査報告書第２２集　合 戦 原 遺 跡横穴墓 編
東日本大震災復興事業関連遺跡調査報告Ⅴ第４分冊【写真図版】令和４年３月
宮城県亘理郡山元町教育委員会(全国文化財総覧・文化庁のホームページダウンロード)

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

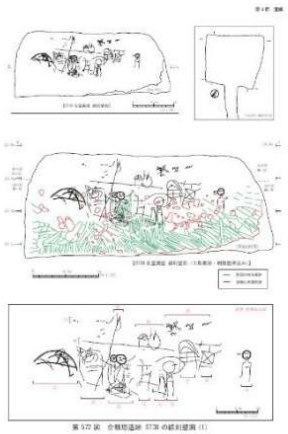

第 3 分刷 235 頁 572 図 38 号墓線刻壁画　宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

第 4 分刷　図版 114　38 号横穴墓 [ST38] (9) 宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

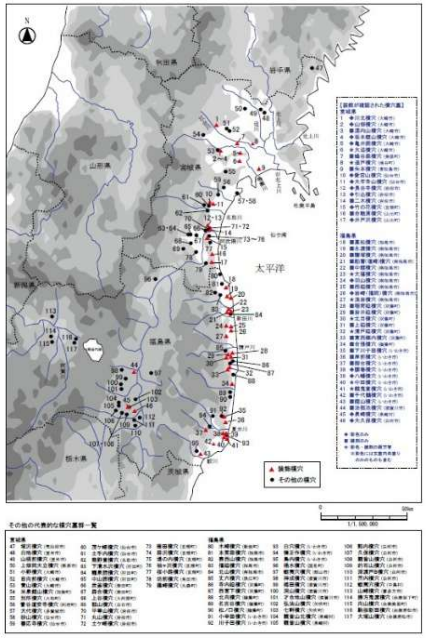

第 576 図　東北地方における装飾横穴墓位置図

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

山元町文化財調査報告書第3集　合 戦 原 遺 跡　横穴墓 編
東日本大震災復興事業関連遺跡調査報告Ⅴ第３分冊【総括】
令和４年８月244頁　　宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

山元町文化財調査報告書第２２集　合戦原遺跡横穴墓編
東日本大震災復興事業関連遺跡調査報告Ⅴ第４分冊【写真図版】令和４年３月
宮城県亘理郡山元町教育委員会（）（全国文化財総覧・文化庁のホームページダウンロード）

図版 131　48 号横穴墓 [ST48] (1)　検出・完掘状況

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

図版 107　38 号横穴墓 [ST38] (2)　検出・完掘状況

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

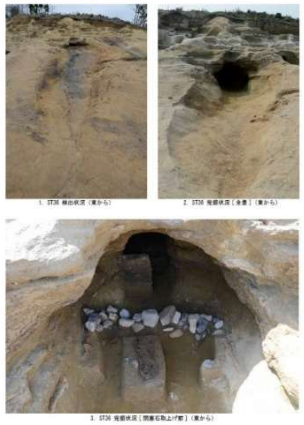

図版 100　36 号横穴墓 [ST36] (1)　検出・完掘状況

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

図版 70　19 号横穴墓 [ST19] (3)　遺物出土状況

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

図版 102　横穴墓出土遺物 須恵器集合

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

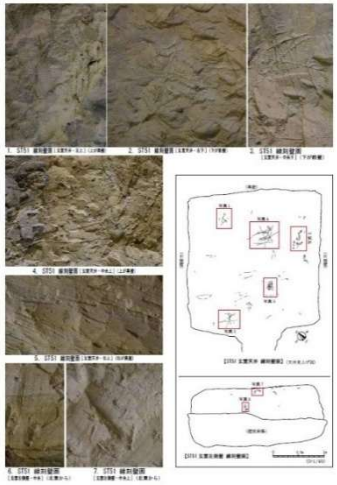

図版 150　51 号横穴墓 [ST51] (7)　玄室線刻壁画

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

図版 146　51 号横穴墓 [ST51] (3)　遺物出土状況

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

図版 147　51 号横穴墓 [ST51] (4)　遺物出土状況

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

図版 139　49 号横穴墓 [ST49] (3)　遺物出土状況

第 4 分刷宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

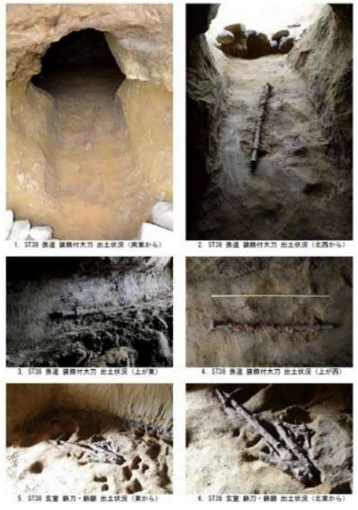

図版 110　38 号横穴墓［ST38］(5)　羨道・玄室 遺物出土状況

第 4 分刷　宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

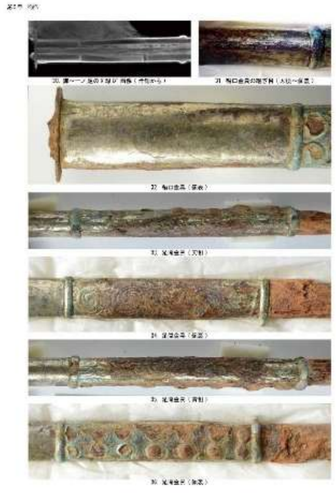

第 486 図　ST38 出土 装飾付大刀 (N-207) 画像 (4)

第 4 分刷　宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

3　結語

ここまで報告してきた合戦原遺跡発掘調査の成果を、周辺地域における近年の調査動向ならびに律令国家形成過程に関する諸研究に照らし、当遺跡製鉄地区の成果も視野に入れつつ(註 1)、その学術的意義を総括する。主眼とするのは、横穴墓群造営の主体となった集団の検討、それに加えて、形成途上にあった律令国家の領域北限における一連の動向に、今回の調査成果を正しく位置付けることである。

（1）横穴墓群造営集団についての予察

このたび調査を行った 54 基からなる横穴墓群の出土品の全容は、本書第 1 節から第 3 節において総括した通りである。横穴墓群存続期に属するとみられる遺物に限り、改めて列挙すれば、土師器 1,599 点(337 個体+1,262 破片)、須恵器 2,742 点(198 個体+破片 2,544 点)、玉製品 323 点、石製品 2 点、土製品 1 点、金属製品 1,415 点、動物遺存体 6 点、製鉄関連遺物 3 点となり、その圧倒的な数量、そして多彩さは、町内遺跡としては他に例を見ない。中でも金属製品は、刀・刀子・鉄鏃・両頭金具・轡・鐙・鉸具・杏葉・雲珠・辻金具・帯金具・耳環・鍔子・鉄斧・鉄鎌・鉄釘・棒状鉄製品、以上を確認しており、県内外の横穴墓群と比較した場合にも、その豊富さは特筆に値する。さらに、副葬された刀の中には往時における最上級品と見做すべき装飾付大刀(遺物登録番号 N-207)が含まれ、それが最大の玄室を持ち、多種多様な線刻壁画が描かれた 38 号墓で出土したことも見逃せない(註 2)。

ここまでに掲げた調査成果から、この横穴墓群を営んだのが相当に高いクラスの集団であったのは疑う余地がない。また装飾付大刀の存在は、被葬者の中核に大和政権と直接の繋がりを持った有力者が含まれることを強く示唆する。7 世紀段階においてこの条件を満たすのは、いわゆる「大化の改新」以降であれば、郡に相当する領域を治めた令制の地方官、大化前代であれば、その前身と言うべき国造(くにのみやつこ)に限られるとみて差し支えないであろう(註 3)。

（2）研究史の概括

すでに提示した通り、合戦原遺跡で検出した横穴墓群の存続年代は、概ね 7 世紀前葉～9 世紀前半の範囲に収まる。これは全国的視野に立てば大和政権が律令国家としての体制を整えつつ領域を拡大する時期に当たり、東北地方にとっては、大和政権の力が次第に奥深くに及んでくる激動期に位置付けられる。当遺跡の調査成果を総括するには、当該期の地方支配・行政制度の変遷に関する正しい理解が欠かせないが、考古学・文献史学の協業が必要とされる分野だけあって、研究者間で認識の一致をみない要素も少なからず含まれる。そこで本稿執筆者の視点で捉えた研究の到達点を、予め提示しておきたい(註 4)。

【大化前代における国造制】

国造とは、律令国家形成期より前の段階において、大和政権に服属した在地首長等に与えられた官職的称号と理解される。平安時代に編纂された『先代旧事本紀』所収の『国造本紀』に掲げられた全国の国造一覧には、現在の東北地方太平洋側では 10 の国造が載る。それらの支配域中 8 つは現福島県域に当たり、残る 2 つのうち「伊久国造」がのちの「伊具」、すなわち現角田市・丸森町辺り、「思国造」がのちの「亘理(わたり)」、すなわち現山元町・亘理町に当たるとする説が有力である(註 5)。

本稿で検討対象とする時期における当地域の情勢を理解する上で、現在の県境は意味を持たない。大化前代に大和政権による地方支配体制、すなわち国造制に組み込まれた宮城県南地域は、そうではなかった地域とは分けて捉える必要がある。先に挙げた『国造本紀』から読み取れる国造設置範囲は、太平洋側沿岸部に限って言えば、現在の亘理町域までである。ランドマークを示して言い換えれば、国造が置かれたのは阿武

283

第 3 分刷 283 頁　宮城県亘理郡山元町教育委員会発行

宮城県亘理・山元付近・伊久国造(いくのくにのみやつこ)（陸奥国伊久・阿岐国造同祖）『先代旧事本紀』一〇国造本紀「志賀高穴穂朝御代、阿岐国造同祖、天湯津彦命十世孫豊嶋命(としまのみこと)定二賜国造一」、

台町遺跡・台町古墳群［県指定文化財〈県指定史跡〉］・『宮城県伊具郡金山町台町古墳群調査概報』（昭和二九年）・『丸森町金山台町古墳群調査概報二輯』（昭和三〇年）・『丸森町金山台町古墳群調査概報三輯』（昭和三六年）・『台町十六号墳発掘調査報告書』（昭和四九年）・『台町古墳群』宮城県文化財調査報告書第一四四集抜粋・丸森町文化財調査報告書第一〇集　平成三年　五頁

図版 1　遺跡遠景（北東から）

77

台町遺蹟・台町古墳群全景　（北東から）
『台町遺跡・台町古墳群』
丸森町文化財調査報告書第 23 集　図版 1
丸森町教育委員会　発行

上の写真は著者が平成二八年四月、台町古墳群を訪ねて撮影した。

『小規模墳の消長に基づく古墳時代政治・社会構造の研究』東北大学大学院文学研究科助手　研究代表者　藤沢　敦　二〇〇六年(平成一八年)　六八頁

台町古墳群の築造時期……以上の検討から、台町古墳群では、五世紀後半頃から七世紀に入るまで、古墳が築造され続けたものと考えられる。このように長期に渡る造墓活動の累積が現在見るような大規模群集墳を成立させた理由の一つと言えるであろう。

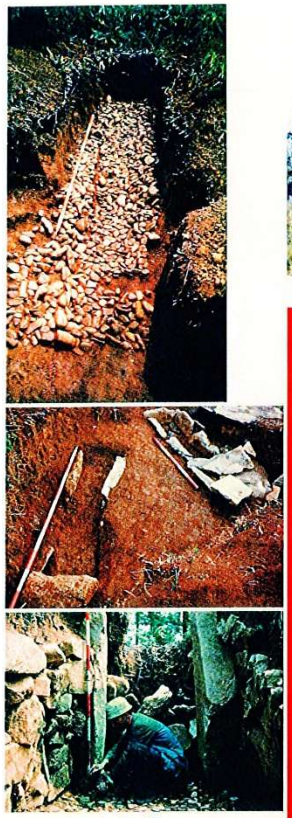
上　台町２号墳礫床墓
中　台町２号墳箱式石棺（右　１号墳）
下　台町58号墳横穴式石室玄門部　整理中の

帶、素文帶と縁き、四・二糎の三角緣に六鈴を鑄つけたもので、鏡鈴の徑は一糎八粍である。（第二圖ー）

釧　二個　前記釧と殆んど同質、同大と見てよかろう。

宮脇古墳出土祝部式土器　横瓶（丸森町・小野政二郎氏蔵）

口縁部一部缺失せるのみで、高さ二三糎、横三七糎の完形品、外面には押型があり、自然釉も見られる。内部は青海波文のうすい打痕が認められる。

後　記

以上で臺町古墳群についての調査のあらましを終るが、それのもつ文化的特徴を一應ふりかえつて見ると、本古墳群は封土は概に小さいが、中には大和文化特有の前方後圓墳も存在し、その群集型態も亦極めて類例の少いものといえる。墳頂の平坦な古墳は概に大規模であり、それに箱形石室があたかも家族墓の如く數個見られるもの や、特色ある朱塗石室等も見られる。この種の石室からは遺物の出土例は殆んどない。又墳丘の小さい圓墳は殆んど積石の竪穴式石室で、遺物もかなり多く一基一墓である。この他學術的に調査されたものではないが、一一一號墳のように石室の認められない古墳も存在する。以上のように三種類の古墳が混在している。これら古墳の石室は地方的な爲か概して小さく殆んどが棺の使用を許さない程のものである。又同一古墳の中にさえ石室はやゝ東西の方向を示すものと、南北位をとるものとの二つがあり、何んと解釋したらよいかに苦しむものである。

副葬品は東北地方の邊地の古墳にしては概に豐富で、鏡の出土例も案外に多く、それらのすべては倣製鏡であり舶載鏡に見られるような力强さはないが、日本的に脆化した美しさがよみとられる。尙この中の內行花文鏡は栃木縣足利市助戸古墳出土鏡と同一鎔范のように思はれる。又特に鈴を愛用している點も注目に價する。埴輪からは地方的ではあるが古拙、素朴な中にも大和や關東の文化の强い影響がくみとられる。

それでは臺町古墳の示す文化をいつ頃におくかゞ重要な問題として殘されるが、東北地方の古墳の學術的調査が充分に行われていない現在では獨斷に落入る危險がないでもないが、諸種の點から藏內に於ける古墳文化の中期以降のことで、時間的に見て東北地方に於ける前期に相當するもので、これら古墳の中に横口式古墳の見られないところから後期まで下らない時期に榮えたものとして誤ではあるまい。

尙終りに伊具郡に於ける古墳の約八割もがこの地に密集していることは、當時既にこの地が長い間の地方の政治・文化の中心地として繁榮したことを暗々裡に示しているが、これらのことなどから舊事紀の國造本紀に出てくる伊具の國造の所在地もおそらくはこの附近ではなかつたろうかなどとひそかに考えられてくる。

本古墳の調査に當つて御懇篤な御指導をたまわつた東北大學教授伊東信雄先生や調査に獻身的に助力してくれた小齋村、齋藤良治君

宮城縣尹俱郡金山町臺町古墳群調査概報　志間泰治　二一三頁

台町一〇三号墳出土女性埴輪

20号墳出土六鈴鏡(右)管玉　勾玉(下)釧(上)縮尺不同　東京国立博物館所蔵

宮城県伊久郡丸森町教育委員会発行

『宮城県伊久郡丸森町金山台町古墳群調査概報第三輯』二三〇頁によると　志摩泰治

緒言　・・・・・・・古墳の数は、その後の精査により台町地内一六六基、片山地内一二基、新町地内八基計一八六基からなる東北地方有数の古墳群を形成することが判明した

『台町遺跡・台町古墳群・丸森町文化財調査報告書二三集』二頁によると主軸長三三㍍の前方後円墳一基と経五から二五㍍の円墳一七七基からなる五世紀から七世紀にかけてつくられた群集墳である。昭和二四年（一九四九）から続く志間泰治氏による継続的な調査により、礫郭、箱式石棺、竪穴式石室、横穴式石室など多様な主体部構造が確認され（志間一九四九ほか）、壺を掲げる女性の埴輪三のほか、六鈴鏡や鈴釧、直刀などの遺物も出土している。・・・・・・・二〇号墳出土の六鈴鏡や管玉・曲玉・釧は東京国立博物館所蔵

台町古墳群は［県指定文化財〈県指定史跡〉］

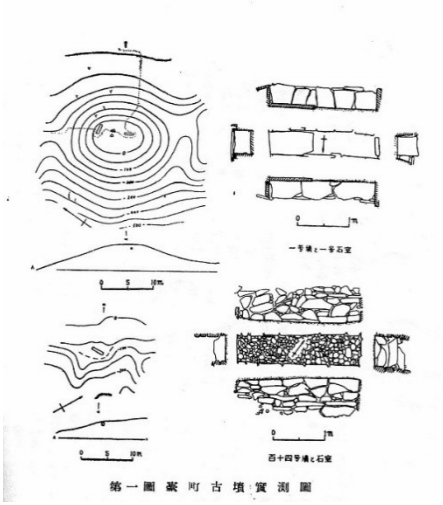

宮城縣尹倶郡金山町臺町古墳群調査概報
志間泰治　第一図　206 頁

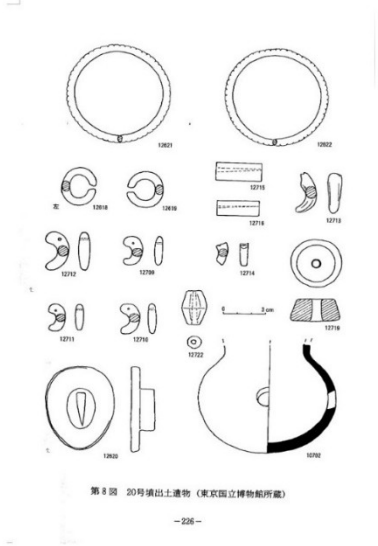

宮城縣尹倶郡金山町臺町古墳群調査概報
志間泰治　226 頁

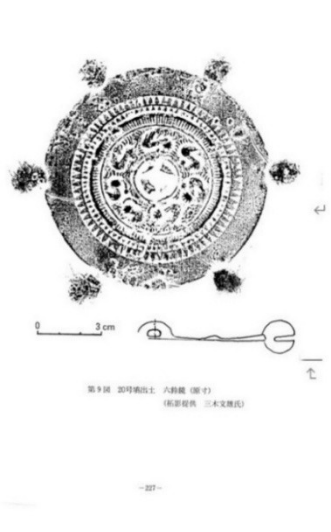

宮城縣尹倶郡金山町臺町古墳群調査概報
志間泰治　227 頁

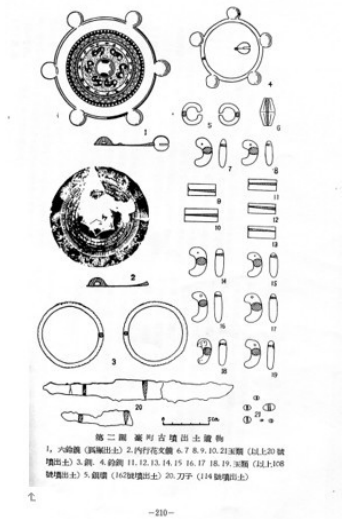

宮城縣尹倶郡金山町臺町古墳群調査概報
志間泰治　210 頁

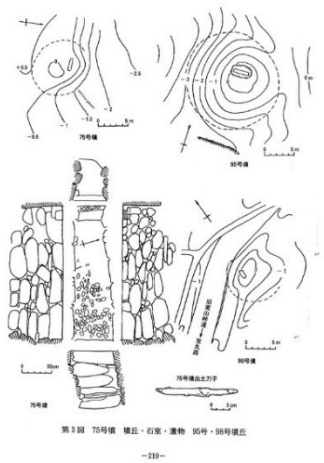

宮城縣尹倶郡金山町臺町古墳群調査概報
志間泰治　第一図　216 頁

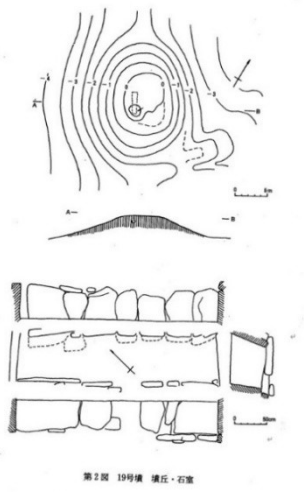

宮城縣尹倶郡金山町臺町古墳群調査概報
志間泰治　第一図　217 頁

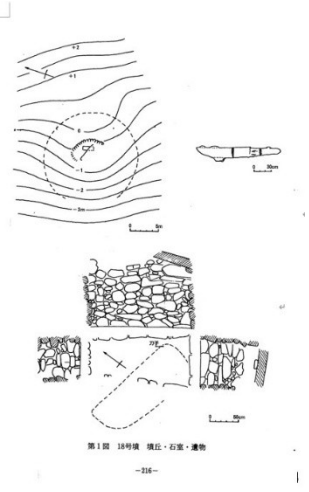

宮城縣尹倶郡金山町臺町古墳群調査概報
志間泰治　第一図　216 頁

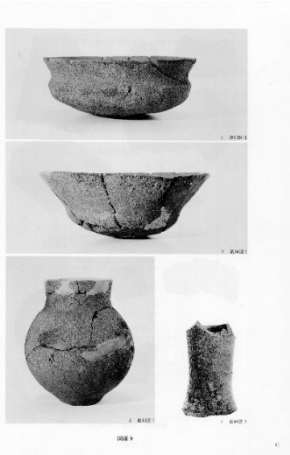

『台町古墳群』宮城県文化財調査報告書第 144 集抜粋丸森町文化財調査報告書第 10 集　丸森町教育委員会図版 9

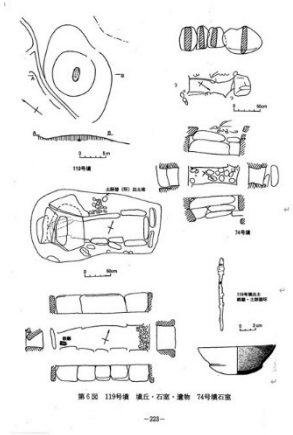

第6図　119号墳　横穴・石室・遺物　74号横石室

宮城縣尹倶郡金山町臺町古墳群調査概報
志間泰治　223 頁

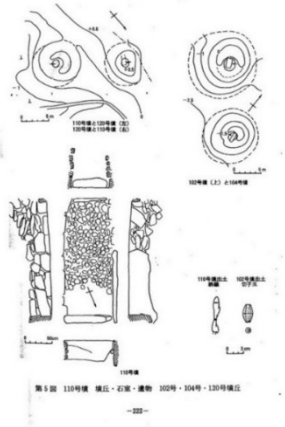

第5図　110号墳　横穴・石室・遺物　102号・104号・120号横穴

宮城縣尹倶郡金山町臺町古墳群調査概報
志間泰治　222 頁

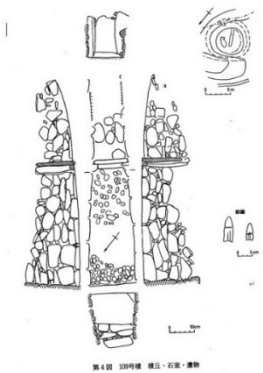

第4図　109号墳　横穴・石室・遺物

宮城縣尹倶郡金山町臺町古墳群調査概報　志間泰治　221 頁

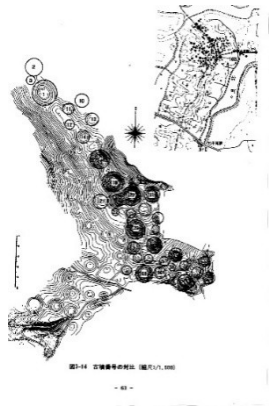

『小規模墳の消長に基づく古墳時代政治・社会構造の研究』　東北大学大学院文学部　藤沢敦台町資集成 27　63 頁

地指導を賜わった。また御校閲などの御指導賜いたことも併記して感謝の意を表わす。

3、東京国立博物館所蔵の　○号墳出土遺物について昭和八年三月一五日と一九年　○月一八日の　回に亘り、現物の実測や写真撮影などを行なった。その際、藤田亮策、梅原末治、三木文雄、樫本杜人の各氏から、直接御懇切なる御指導と御教示を頂いた。記して感謝の微意を表す。

4、金山町は昭和　九年　月　日、丸森町と合併したので町名呼称に変更があった。従って題名には新町名を用いた。

5、『歴史七輯』に掲載した一○号墳出土遺物中の碧玉岩製勾玉は、その後の調査で誤りであることが判明した。

6、東北文化研究　巻　号に掲載された「蕨手刀」は日下直二郎の見誤りであること実際には蕨手刀でないことが分明になった。（『発掘者作間誠談』。なお刀剣美術　月号（昭和五年刊）に掲載の蕨手刀は前記記録を根拠に出土地を特定した可能性が考えられる。検討を加える必要があると思われる。

7、東京国立博物館所蔵台町一○号墳出土遺物のガラス製小玉五個（一六九四～一六九八）は明治四　年七月台湾中学に寄贈となっており、須恵器残片（　七○三―七○八）六点は大正一一年の関東大震災の際亡失し今は伝わらない。

8、一一九号墳出土の土師器坏については「史学」一一の一

9、藤田亮策著真野古墳調査概報を参照して頂きたい。

10、本報告には、昭和一九年度文部省科学研究助成金による研究成果が含まれている。

171号墳横穴式石室

―229―

宮城縣尹倶郡金山町臺町古墳群調査概報　志間泰治　229 頁

176号墳
位置：丘陵北端近くの西側の丘陵裾
墳形：円墳
周溝：東半の丘陵斜面を切る
規模：径約8m　高さ約2m
内部主体：不明（墳頂中央に土器埋設遺構）
外表遺物等：土師器壺（墳頂土器埋設遺構）、土師器杯・須恵器杯（周溝）、刀片3（墳頂中央表土下部）
文献：古川（1991）

－台町資料集成　29－

『小規模墳の消長に基づく古墳時代政治・社会構造の研究』　東北大学大学院文学部　藤沢敦　台町資集成 29

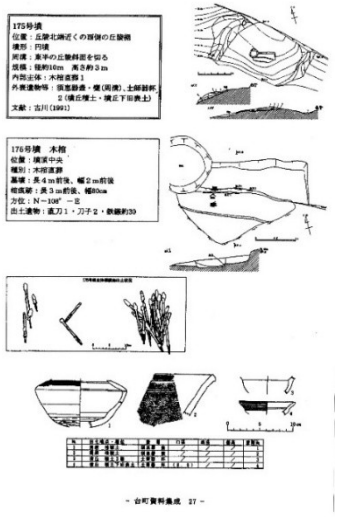

175号墳
位置：丘陵北端近くの西側の丘陵裾
墳形：円墳
周溝：東半の丘陵斜面を切る
規模：径約10m　高さ約3m
内部主体：木棺直葬
外表遺物等：須恵器壺・甕（周溝）、土師器杯2（墳丘盛土・墳丘下層表土）
文献：古川（1991）

176号墳　木棺
位置：墳頂中央
種別：木棺直葬
墓壙：長4m前後、幅2m前後
棺底部：長3m前後、幅80cm
方位：N－108°－E
出土遺物：直刀1・刀子2・鉄鏃約30

－台町資料集成　27－

『小規模墳の消長に基づく古墳時代政治・社会構造の研究』　東北大学大学院文学部　藤沢敦　台町資集成 27

第175号墳出土鉄鏃
図版 8

『台町古墳群』宮城県文化財調査報告書第 144 集抜粋丸森町文化財調査報告書第 10 集　丸森町教育委員会図版 8

阿尺国造（阿尺国・阿岐国造同祖）『先代旧事本紀』一〇国造本紀
「志賀高穴穂朝御代、阿岐国造同祖、天湯津彦命十世孫比止禰命定二賜国造一」

赤木古墳『安積采女の真実』歴春ブックレット安積国造神社　宮司　安藤智重　著　三〇頁・

赤木神社

写真は安積国造神社　安藤智重　宮司　提供

『安積采女の真実』安積国造神社　宮司　安藤智重　著
三〇、三一頁によると
赤木山は神奈備
今の郡山市赤来町の一帯はかって赤木山で、阿武隈川と逢瀬川に浸食段丘の地形である。逢瀬川は御霊櫃峠から出て多田野、河内、郡山旧市街を流れ阿武隈川に流れ込む。以前は蛇行し、赤木山の北側では右へ曲がって山のすぐ下を通った。近代になって川筋をまっすぐにし全体に北に移した。郡山地方史研究会会長　田中正能氏は、赤木山に大安場古墳規模の前方後円墳・学名赤木古墳があったとし、それを安積国造比止禰命の古墳と比定した。明治二〇年、奥州街道から北西方向に行き、奥羽大学の前を通って喜久田、安子ヶ島に達する道路（県道安積街道、会津街道）を造るため、赤木山の北東部を削り取った。そのときの遺物が出た。その土砂は今の駅前二丁目などの湿地帯の埋め立てに使われた。赤木山の山容は、今はよくわからず、赤木神社と神山霊園が残るのみである。

安積国造神社

写真は安積国造神社　安藤智重　宮司　提供

千古の祀廟　郡山総鎮守　大儒安積艮斎生誕の地
安積国造神社（阿尺国造を祀る神社）の由緒
ご祭神　和久産巣日神・天湯津彦命・比止禰命・誉田別命・倉稲魂命
御由緒
第一三代成務天皇五年（四世紀半ば）勅命により比止禰命は阿尺国造に任ぜられ、安芸国から当地へ赴かれた。比止禰命は、阿尺（安積）国を領域と定められ、赤木山（現在の赤木町）にその宗廟として和久産巣日神、天湯津彦命（祖神）をお祭りされた。当国は旧安積・安達・田村郡にわたる大領であった。比止禰命は、未開の荒野を開かれ、田園を拓き農桑牧畜の業を奨励、善政を敷かれた。第二〇代安康天皇二年、比止禰命は赤木山にお社に合祀され、国造神社と号した。安積国（安積郡）は都と陸奥国府とを結ぶ幹線道路上に位置し、古来陸奥の要衝とし栄えた。安積の名は遠く都火とにも知られ、安積山（安達太良山の別称）などの歌枕が親しまれた。延喜年中、坂上田村麻呂は東征の砌、国造神社に宇佐八幡大神を合祀し、軍旗と弓矢を奉納した。永承年中、源頼義東征の折、戦勝祈願しその本陣に「幕内」の地名を付した。寛治元年（一〇八七）、源義家東征の際、神領が寄進された。天和三年（一六八三年）、八幡大神が国造神社から、稲荷大神が中世安積領主伊藤摂津守場内（稲荷館）から現在の清水台の鎮座地に奉還され、八幡宮、稲荷大明神として崇敬された。近世の安積郡は、郡内各地にため池を造成して川から導水し、新田の開発をすすめたので、石高三万石、実高は四万五千石を超えた。明治五年（一八七二）赤木山に鎮座されていた国造神社が清水台の鎮座地へ奉還され、三社を総称して安積国造神社と号した。古来郡山の総鎮守として尊崇され、旧社格は県社に列せられた。
安積艮斎（昌平坂学問所教授）記念館　当神社会館四階に、門人帳（三〇〇〇名）、遺墨、遺著等資料展示。見学受け付けは社務所です。

『郡山市の歴史』編集発行　郡山市　二八、二九頁　安積国造神社　安藤智重　宮司　資料提供

平成二八年四月一五日　安積国造神社社務所三階にて
御鎮座一八八〇年奉祝　赤木神社覆屋（赤木古墳鎮座）大改修記念講演「―阿岐国造と阿尺（安積）国造―今よみがえる神代のえにし」　講師
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書所収
広島県重要文化材紙本墨書『田所文書』（安芸国衙領注進状・沙弥譲状）所蔵
阿岐国造神裔　国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷・阿岐国造家・田所明神社　宮司　田所恒之輔
※「―阿岐国造と阿尺（安積）国造―今よみがえる神代のえにし」を田所明神社公式サイトとYouTubeでご覧いただけます。

人骨が発見された正直27号古墳

る静の伝承がある大槻町の美女池の東側にある、ほぼ七世紀ごろのものと推定された。調査の結果、一一棟の住居跡と種々の生活道具が発見された。住居は、ほぼ正方形で一辺が六メートルあり、竈が壁ぎわに築かれてあった。出土した遺物は、土器や下げ砥石・紡錘車などがそのおもなものである。

この遺跡付近からは、以前に、籾の痕のついている土器が発見されたことがあるが、調査でも同様の土器が出土しているので、稲作の行われていたことが明らかである。また、紡錘車の出土によって機織りの技術の存在が知られる。さらに、提げ砥石が出土したことは、鉄器を使用していたことを暗示する。この砥石は穴があけられており、武器をとぐために腰に下げて持ち運ばれていたものである。また、住居の床から火災で焼け落ちたと考えられる炭化した木材が出土した。これには柱穴のあけられているものもあって、屋根に使われたものであることがわかった。当時の家は、土を掘りくぼめて柱を立て、その上に梁をわたして屋根をふいた竪穴住居である。

このころの土器は、縄文や弥生式土器と同様に素焼きのものである。皿・壺・高坏・甑などの器形があり、なかには水漏れを防ぐために黒くいぶしたものもある。縄文や弥生式土器のような、地文や飾りの文様がなくなった。こうした無文素焼きの土器を土師器とよんでいる。古墳時代後期になると、朝鮮半島から新しい土器とその製作技法が伝

太田遺跡の発掘風景

えられた。ねずみ色で堅く、たたくと金属音のする土器である。この土器は、須恵器とよばれ、はじめてろくろを使って作られたものであった。縄文式や弥生式の土器は、土を掘りくぼめた穴の中で焼く簡単なものであったが、須恵器は窯を築いて焼かれている。専門の工人によってつくられたものであった。須恵器窯は、後に述べるように瓦と構造が同じで、須恵器と瓦を同じ窯で焼く場合が多い。伴出する遺物からその年代を推定すると、須恵器は九世紀中ごろまで用いられたと見られる。

「あさか」の生い立ち　東北地方は、蝦夷とか道奥国といわれていた。平安時代に編さんされた「先代旧事本記」に収める「国造本記」によれば、成務朝に「阿尺国造」として「比止祢命」を任命したとある。このとき、阿尺と並んで出てくる陸奥の国造には菊多・道口岐閇・思（亘利の誤写か）・伊久・染羽・浮田・信夫・白河・石背・石城がある。

国造というのは、大和朝廷によって任命された地方長官で、地方の豪族が任ぜられた。この地方の豪族であると考えられる比止祢命が阿尺国造に任ぜられたということは、この地方が大和朝廷の勢力範囲に組み入られたことを示している。

前に述べたように、郡山周辺には多くの古墳が作られていたが、それは、この地方の人々の生活力と社会体制の充実ぶりを物語るものであり、大和朝廷による「国造」の設置を受け入れるだけの条件が整っていたことを意味するも

『郡山市の歴史』編集発行
郡山市編纂委員会

『郡山市の歴史』編集発行
郡山市編纂委員会

序　　文

郡山市は、昭和40年に近隣町村と合併し、市域を拡大しながら、現在では人口33万人を有する中核市となり、東北有数の都市となりました。明治の初めに行われた「安積開拓」と「安積疏水の開さく」により育まれた豊かな水と緑、先人たちの果敢な開拓者精神を礎として、将来都市像を『水と緑がきらめく未来都市郡山』と定め、歴史に誇りを持ち、先人たちが描いた夢とロマンを大切にしながら、その実現に向けた未来へのまちづくりを進めているところであります。

近年、活発に開発が行われる一方、人類の共有財産でもある貴重な埋蔵文化財を現状のまま保護・保存することが年々困難になってきております。埋蔵文化財は、文献資料の少ない時代や有史以前の地域の歴史や文化を解明する貴重な資料であり、これらを後世に残しつたえていくことは、現在を生きる私たちの大きな責務であると考えております。大安場古墳は平成12年９月６日に国指定史跡となり、平成13年度に史跡指定範囲の公有化を図り、今年度から古墳の保護保存ならびに史跡整備に向けた古墳の形態確認調査を実施しております。大安場古墳は平成６年度に測量調査を行い、平成８～10年度には古墳の内容解明のために、１号墳の埋葬施設の確認調査および発掘調査、２～５号墳の墳形確認を実施し、１号墳は全長83ｍ前後の４世紀後半代に推定される前方後方墳であること、２号墳は箱形石棺を持つ円墳であることが発掘調査により分かって参りました。市内においても貴重な歴史遺産である大安場古墳の内容を的確に把握するため、次年度も一部調査を実施する予定であります。

本書は、平成14年度における発掘調査の成果を収録したものであります。文化財保護ならびに地域の歴史解明の基礎資料および研究資料として広く皆様に活用していただければ幸いに存じます。

最後に、発掘調査実施から報告書の作成にあたり、ご協力を頂いた文化庁、福島県教育庁文化課はじめ関係各位ならびに調査を担当した財団法人郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団職員に対して感謝申し上げ序文といたします。

平成15年３月

郡山市教育委員会
教育長　遠　藤　久　夫

郡山市教育委員会所蔵

大安場古墳群　第四次調査報告

大安場古墳群　第一～六次発掘調査報告（一九九七年、一九九八年、一九九九年、二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇五年）

人骨が発見された正直27号古墳

かである。また、紡錘車の出土によって機織りの技術の存在が知られる。この砥石は穴があけられており、武器をとぐために腰に下げて持ち運ばれていたものである。また、住居の床から火災で焼け落ちたと考えられる炭化した木材が出土した。これには柱穴のあけられているものもあって、屋根に使われたものであることがわかった。当時の家は、土を掘りくぼめて柱を立て、その上に梁をわたして屋根をふいた竪穴住居である。

このころの土器は、縄文や弥生式土器と同様に素焼きのものである。皿・壺・高坏・甑などの器形があり、なかには水漏れを防ぐために黒くいぶしたものもある。縄文や弥生式土器のような、地文や飾りの文様がなくなった。こうした無文素焼きの土器を土師器とよんでいる。古墳時代後期になると、朝鮮半島から新しい土器とその製作技法が伝る静の伝承がある大槻町の美女池の東側にある、ほぼ七世紀ごろのものと推定された。調査の結果、一一棟の住居跡と種々の生活道具が発見された。住居は、ほぼ正方形で一辺が六メートルあり、竈が壁ぎわに築かれてあった。出土した遺物は、土器や下げ砥石・紡錘車などがそのおもなものである。

この遺跡付近からは、以前に、籾の痕のついている土器が発見されたことがあるが、調査でも同様の土器が出土しているので、稲作の行われていたことが明ら

『郡山市の歴史』編集発行
郡山市編纂委員会発行

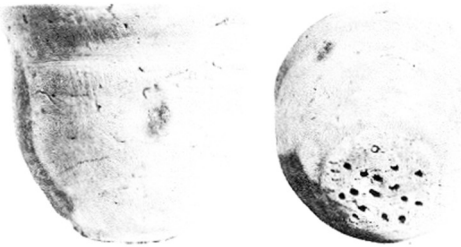

蒸し器（甑）（富田町出土）

のであった。「国造本記」には成務朝（ほぼ四世紀）とあるが実際に東北地方に国造が置かれたのは五世紀ごろと考えられている。五世紀の正直古墳、六世紀の堂山古墳や葉山古墳は、いずれも壮大な規模をもつものであり、出土品からみても、阿尺国造との関連が考えられる。いま、富田町に比止祢内という地名がある。逢瀬川の南岸であるが、ここが阿尺国造の本拠地であるという。ここには比止祢塚という塚があったというが、現在は宅地になっている。また、赤木神社はこの国造の墓であるとも伝えられている。なお、阿尺国造と同時に置かれた国造は、思（亘理か）・伊久（角田市）・染羽（浪江町）・信夫（福島市）・白河など、いずれも仙台以南に限られ、群集墳の分布線と一致している。

つぎに「続日本記」養老二年（七一八）の条には、白河・石背・会津・安積・信夫の五郡を合わせて石背国を置くとある。ここにはじめて出てくる「安積」の文字は、さきに出た「阿尺」と同じくアサカと読む。わが国最古の辞書である「和名抄」（十世紀）には、安積を「阿佐加」と読ませているし、また阿尺の方は、「万葉集」にも「八尺」とか「尺度氏」とかあるように「あさか」と読む。廷喜民部式上の今（九二七）に、国・郡・里名には二字にて好名嘉字を用いよとあり、それによって阿尺が安積と書き改められたのであろう。仙台や多賀城から出土した古瓦には「尺」の字が刻んであるものがあり、これは安積郡のことを意味するとされている。

『郡山市の歴史』編集発行
郡山市編纂委員会発行

大安場古墳群　第五次調査報告

郡山市教育委員会所蔵

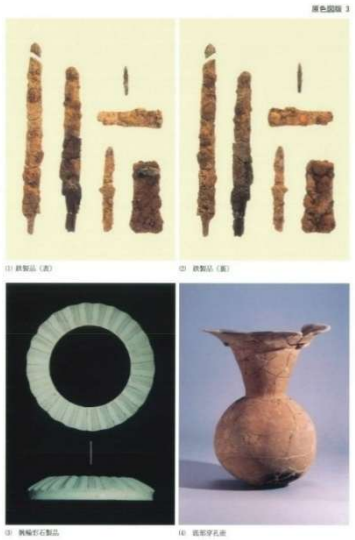

大安場古墳群　第二次調査報告

郡山市教育委員会所蔵

大安場古墳群　第二次調査報告

郡山市教育委員会所蔵

大安場古墳群　第二次調査報告

郡山市教育委員会所蔵

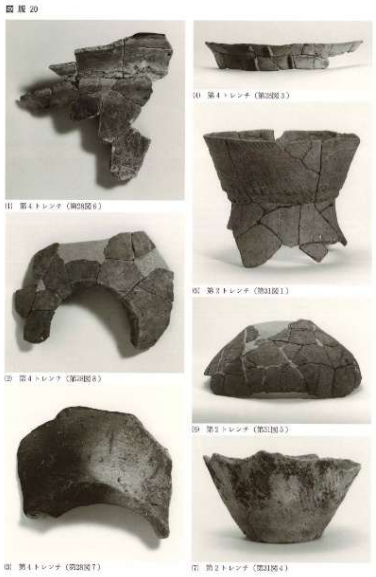

大安場古墳群　第一次調査報告

郡山市教育委員会所蔵

平成二八年四月一六日安積国造神社

安藤智重　宮司　右の写真は大安場古墳を撮影

安積国造神社　安藤智重宮司の案内で、白河神社(主祭神白河国造)境内の 白河の関跡や福島県内の阿岐国造同祖等の古墳(国指定史跡　白河舟田・本沼遺跡群・下総塚古墳・舟田中道遺跡)・塚野目古墳群・木幡山隠津島神社(安積国造比止弥命の子孫丈部直継足の三男・継宣が勧請)

を訪ねた。

『石製模造品による葬送と祭祀　正直古墳群（しょうじきこふんぐん）』佐久間正明　新泉社　２０２３年　六頁、八頁、二九頁

資料提供　安積国造神社　第六四代　安藤　智重　宮司

著者　佐久間正明

著者　佐久間正明

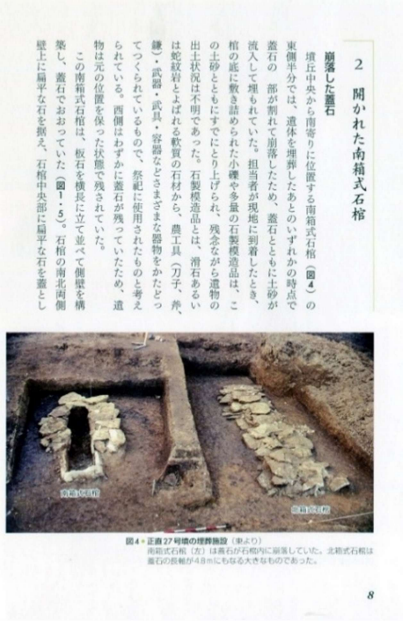

著者　佐久間正明

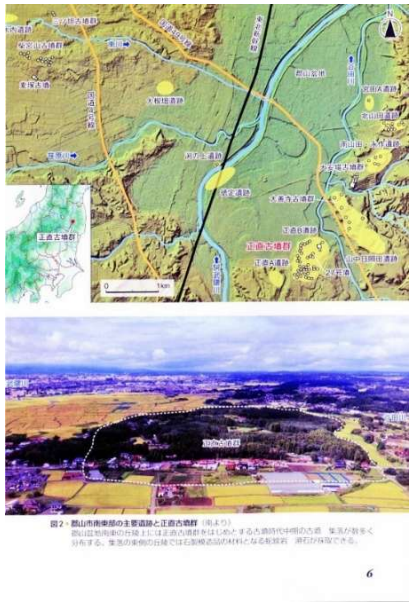

著者　佐久間正明

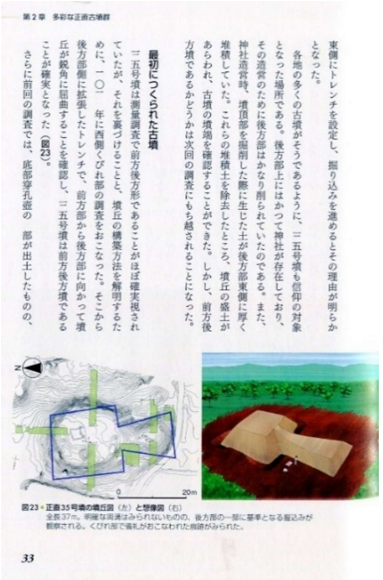

著者　佐久間正明

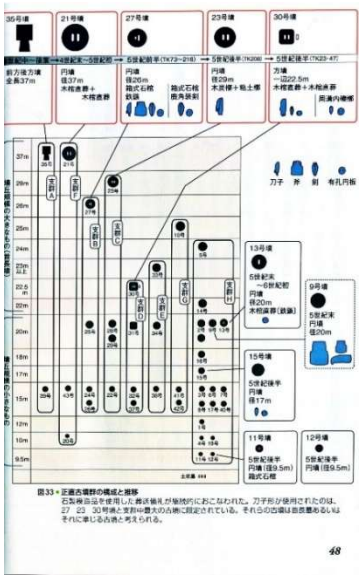

著者　佐久間正明

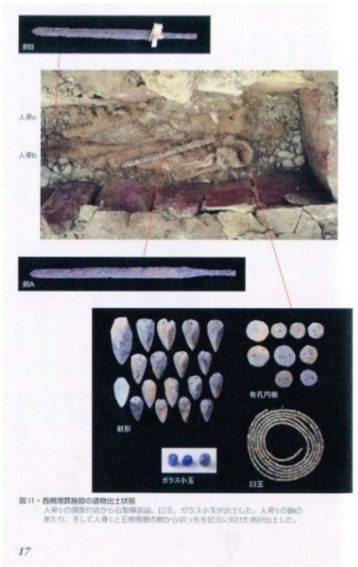

著者　佐久間正明

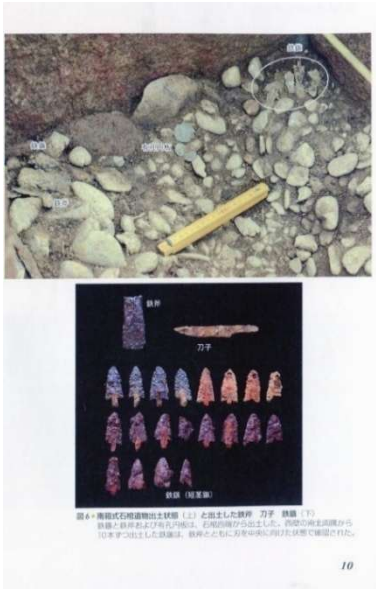

著者　佐久間正明

染羽国造（しめはのくにのみやつこ）（陸奥国標葉・阿岐国造同祖）『先代旧事本紀』一〇国造本紀

1　下位首長層の墳墓

大型古墳空白期のなかの正直古墳群

首長墓と想定される大型古墳を中心にその墳形や埴輪・副葬品などの視点から、東北地方南部における五世紀代の古墳研究は活発におこなわれ、変遷案も積極的に論じられている。そして、この地域では五世紀前葉に中規模以上の前方後円（方）墳の空白期があり、五世紀中葉になって再び前方後円墳が築造されるということがわかってきた。

正直古墳群の各支群における最大規模の古墳は、その規模や農工具形石製模造品の出土などから首長墳であったと想定した。では、具体的にはどのような被葬者像が想定されるだろう。

正直古墳群の調査指導にあたった東北大学の藤澤敦によれば、古墳時代における地域社会の基本的な単位は、日常的な農業生産の場で共同作業をおこなう際の単位であり、そうした共同

著者　佐久間正明

体の代表者を「下位首長層」とよび、小規模墳に埋葬されたとする。正直古墳群に埋葬された人物は、そうした共同体の首長、あるいはその近親者と考えられる。

古墳時代のネットワークのなかでは、そのような下位首長層の枠を越え、それらのいくつかの地域社会をまとめて代表者となる上位首長層が必要であった。そうした地域の共同体を束ねる人物の墳墓が、大安場　号墳である。しかし、正直古墳群の主体となる古墳時代中期には、付近に大型古墳の存在は確認されておらず、上位首長層の姿はみられない。

正直古墳群では四世紀中～後葉の三五号墳にはじまり、四世紀末～五世紀初頭の一　号墳、五世紀前半の二七号墳、さらに五世紀後半の二三　号墳、三〇号墳が築造される。これらの古墳は墳形・規模・出土遺物の特徴から、　般的には小規模首長墳として把握される。正直古墳群では小規模ながら継続して首長墳が築造されていることは、東北地方南部における五世紀前葉の大型古墳の空白期を考えるうえで重要である。下位首長層は継続するが、上位首長層がいないということは、より広い範囲を対象としての政治的要因を考えなければならないからだ。

著者　佐久間正明

1　最大の円墳二一号墳と前方後方墳三五号墳

削平されかけた二一号墳

一〇　六年、古墳群のなかで最大の円墳である一　号墳が開発行為により　部破壊を受けた。一　号墳は古墳群南東側の支群Fにある直径一七メートルの円墳である（図20）。古墳の保護が急務になるとともに古墳群を保存する機運が高まり、福島大学の菊地芳朗らの調査指導のもと、史跡整備を目的とした学術調査が実施された。

計画では古墳群唯　の前方後方墳の三五号墳も調査対象となっていたが、急務であったのは破壊を受けた一　号墳の調査である。一　号墳は、方墳ではないかとの指摘があったものの、調査により弧を描く周溝が確認され、円墳であることが確実となった。

つながったミッシングリンク

墳頂部を調査した結果、埋葬施設の痕跡が並んで確認され、木棺が二基並列していたと推測できた。周溝からは、墳頂部に樹立されていたと考えられる蓋形埴輪の破片などが多数出土した（図21）。

図20＝正直21号墳（同東より）

著者　佐久間正明

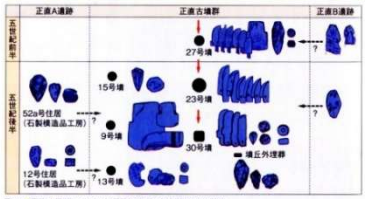

図19＝正直古墳群における首長墓の変遷と石製模造品の供給
首長墓を含む支群A～G、群集する支群Hの母体となったのは、それぞれ正直B遺跡、正直A遺跡の可能性が高い。

著者　佐久間正明

1　清水内遺跡

古墳時代中期の集落

郡山市の西方、東へ流れる南川の北岸の微高地に清水内遺跡は広がる。水が豊富な地であり、近隣地方中央部特有の水にかかわる祭祀が東北地方でもおこなわれていたことを明らかにした遺跡である（図34）。かつてこの場所は、両川と水田に囲まれた畑、雑木林があり、近所に住む年配者のみが、校時代の遊び場の　つでもあった。

遺跡は一〇万平方メートルにおよぶと推定され、一四〇カ所で試掘調査（トレンチ調査）をおこなった結果、古墳時代中期を主体とする集落であることが判明し、保存が困難な場所については、一九九五～九八年の四年間にわたり発掘調査を実施した。

清水内遺跡で集落が営まれたのは、古墳時代から奈良・平安時代にかけての時期である。監

著者　佐久間正明

図34＝清水内遺跡

著者　佐久間正明

「志賀高穴穂朝御代、阿岐国造同祖、天湯津彦命十世孫足彦命定二賜国造一」、

本屋敷古墳群　福島県指定史跡

『本屋敷古墳群発掘概報２』法政大学文学部考古学研究室

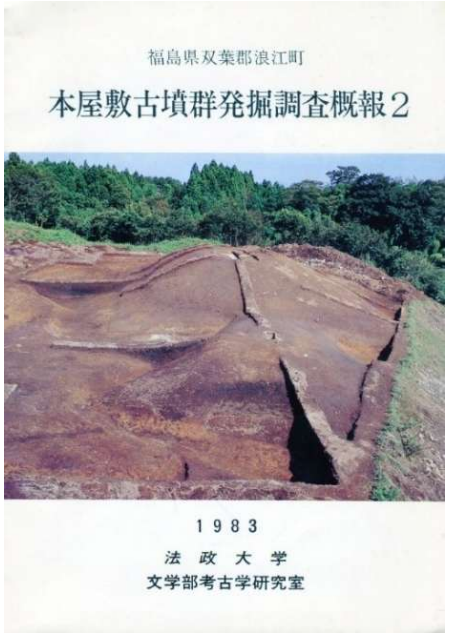

『本屋敷古墳群の研究』
法政大学文学部考古学研究室編集
法政大学発行

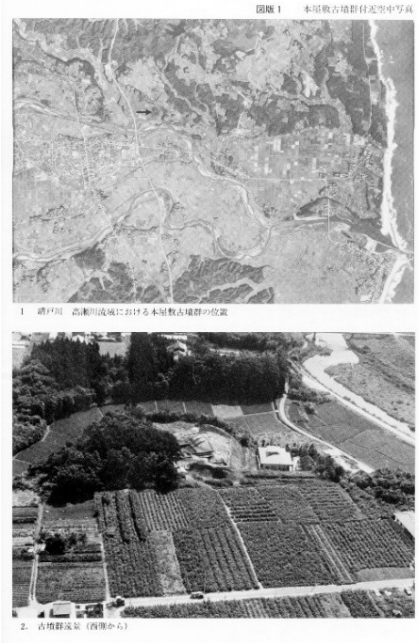

『本屋敷古墳群の研究』三三三頁

第１節　「相名抄」にみえる標葉郡

から海上交通の要地であった証左とすることは可能であろう。また，論社として浪江町苅宿の標葉神社（天王社）があるが，これとて確証はない。[13]

（星野良史）

第２節　東北地方における国造制の成立

大化前代における標葉地域を考えるうえで，「先代旧事本紀」巻十，いわゆる「国造本紀」は，その史料的価値に問題はあるものの，極めて貴重な内容を含んでいる。先にその名称のあ

第29表　東北地方国造表

No.	国造名	比定地域	系譜	任命時期
(1)	道奥菊多国造	菊多郡	建許呂命児屋主刀弥	応神朝
(2)	道口岐閇国造	常陸国多珂郡道口郷	建許呂命児宇佐比刀祢	応神朝
(3)	阿尺国造	安積郡安積郷	阿岐国造同祖天湯津彦命10世孫比止祢命	成務朝
(4)	思国造	不詳	阿岐国造同祖天湯津彦命10世孫志久麻命	成務朝
(5)	伊久国造	伊具郡	阿岐国造同祖天湯津彦命10世孫豊嶋命	成務朝
(6)	染羽国造	標葉郡標葉郷	阿岐国造同祖天湯津彦命10世孫足彦命	成務朝
(7)	浮田国造	宇多郡	崇神天皇５世孫賀我別王	成務朝
(8)	信夫国造	信夫郡	阿岐国造同祖久志伊麻命孫久麻直	成務朝
(9)	白河国造	白河郡白河郷	天由都彦命11世孫塩伊乃己自直	成務朝
(10)	石背国造	磐瀬郡	建許呂命児建弥依禾命	成務朝
(11)	石城国造	磐城郡磐城郷	建許呂命	成務朝

＊比定地域は「相名抄」所載の郡郷である。

がっていた染羽国造は，実際のところ本書にのみ，しかも１回限り現れるだけなのである。その記事を次に示そう。

染羽国造

志賀高穴穂朝御世。阿岐國造同祖。十世孫足彦命定賜國造。[10]

志賀高穴穂朝の御世，阿岐国造と同祖，十世の孫足彦命を国造に定め賜ふ。

ここにみえる染羽国造のクニが，後に標葉郡となる地域にあたることには異論はないであろう。もっとも「旧事本紀」は成立に問題があり，「国造本紀」のみに

第139図　「国造本紀」所載東北地方の国造比定地域

—333—

『本屋敷古墳群の研究』
法政大学文学部考古学研究室編集
法政大学発行

『本屋敷古墳群の研究』三九頁によれば染羽国造（しめはのくにのみやつこ）の系譜

・・・・・・国造本紀によれば、染羽国造をはじめ阿尺・思・伊久・信夫・白河の六国造は、阿岐国造祖天湯津彦命(天降天由都彦命)の後裔とつたえられている。

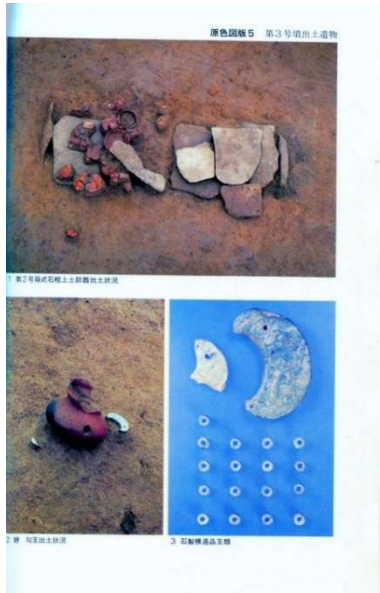

『本屋敷古墳群の研究』
法政大学文学部考古学研究室
編集　法政大学発行

信夫国造（信夫国・阿岐国造同祖）『先代旧事本紀』一〇国造本紀「志賀高穴穂朝御代、阿岐国造同祖、久志尹麻命孫久麻直　定二賜国造一」、

塚野目一号墳（八幡塚古墳）　福島県指定史跡

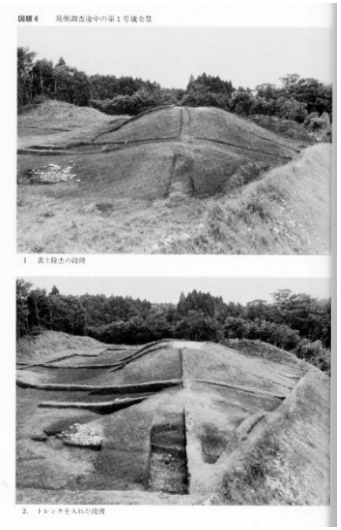

『本屋敷古墳群の研究』
法政大学文学部考古学研究室
編集　法政大学発行

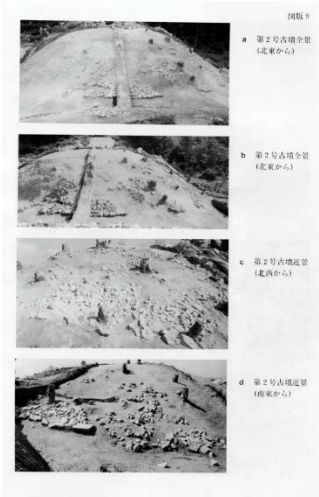

『本屋敷古墳群の研究』
法政大学文学部考古学研究室編
集　法政大学発行

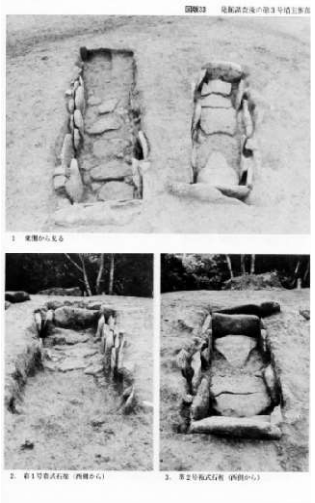

『本屋敷古墳群の研究』
法政大学文学部考古学研究室
編集法政大学発行

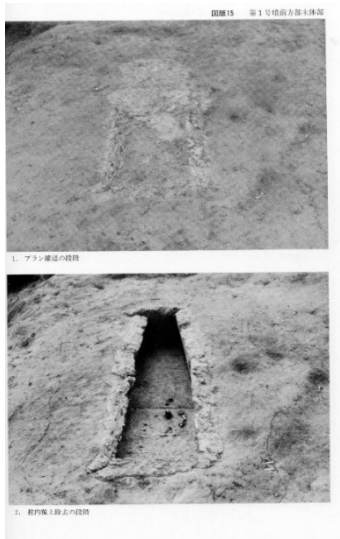

『本屋敷古墳群の研究』
法政大学文学部考古学研究室
編集　法政大学発行

『本屋敷古墳群の研究』
法政大学文学部考古学研究室
編集　法政大学発行

『本屋敷古墳群の研究』
法政大学文学部考古学研究室
編集　法政大学発行

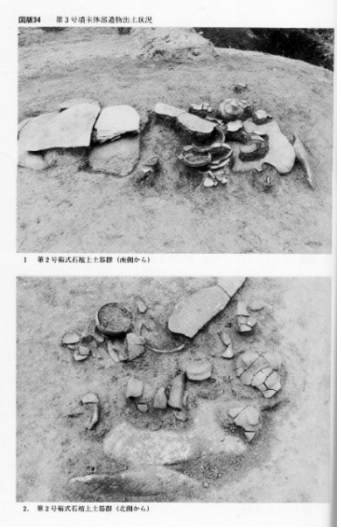

『本屋敷古墳群の研究』
法政大学文学部考古学研究室
編集　法政大学発行

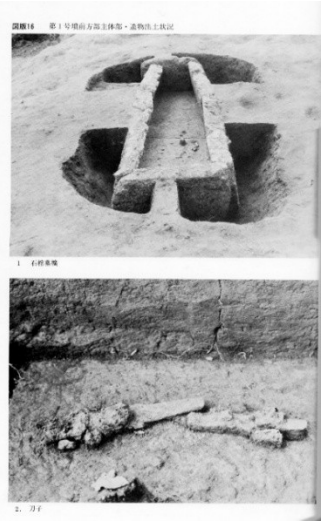

『本屋敷古墳群の研究』
法政大学文学部考古学研究室
編集　法政大学発行

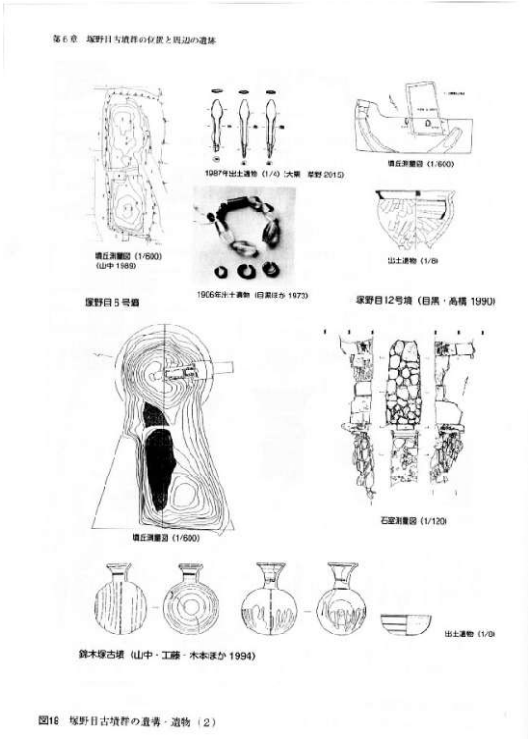

国見町内遺跡調査事業報告１36頁
国見町教育委員会発行

国見町内遺跡調査事業報告１
国見町教育委員会発行

国見町内遺跡調査事業報告１
国見町教育委員会発行

右の写真は、平成二八年四月安積国造神社　安藤智重　宮司の案内で訪ね、著者が撮影した。

国見町文化財調査報告書第八集　塚野目一二号墳　八頁

塚野目古墳群

塚野目古墳群はかつて塚野目四八塚と呼ばれ、四〇数基の古墳群が群集していたといわれているが、現在は一一基が確認される。このうち八基は国見町、三基は桑折町に位置している。平成元年の調査で、新たに二基の古墳

が発見されている。一号墳(国見八幡塚古墳・塚野目古墳)は全長約六六～六八㍍、後円部径五二、四㍍を測り、後円部に比べて著しく前方部の小さな帆立貝状の前方後円墳で、墳丘を取り巻く周壕は幅七～八㍍、深さ一、五㍍　で、底面は平坦な逆台形状を呈している。遺物は、埴輪(円筒埴輪、朝顔型埴輪・形象埴輪)　が、出土しており、年代は五世紀第三四半期と推定されている。塚野目古墳四号墳(錦木塚古墳)は全長四二㍍、後円部径一八㍍を測り、前方部の発達した形態を呈し、後円部に横穴式石室が付設されている。遺物は石室内から須恵器長頸瓶・直刀・ガラス玉等が出土し、七世紀の年代が推定される。この他に一一号墳(塚野目古墳)から石製模造品、十八号墳から直刀、二七号墳からは櫛・鉄鏃、六号墳からは・管玉・金環・銀管・ガラス玉等が出土している。塚野目古墳群は五～七世紀にかけて築かれた東北地方の代表的な古墳群である。

跡が確認され、山崎小館跡は空堀に囲まれた郭内に13棟の掘立柱建物跡が発見されているほか、青磁香炉の一部が出土している（大槻1998）。

そのほか、複郭の平城である石母田城跡や、山崎城跡がある。

3．塚野目古墳群の研究史

塚野目古墳群は、古くから知られており、1881年に編纂された『塚之目村誌』には、「村人相伝フ、昔時村中ニ四十八古塚有リ、故二村名トス、目ハ群ナリ、塚ノ群ガル意ナリト、今モ猶古塚数多ク有レドモ多ク其名ヲ失フ」と記され、多数の古墳が存在し、地名由来にもなっていることが分かる（国見町1975）。

明治初頭から開墾等による遺物の発見記録が残り、1880年の『伊達崎村誌』には往年に錦木塚古墳（４号墳）と思われる古墳から古鏡が１枚出土したと記され（国見町1975）、1905年には６号墳開墾の際に玉類・須恵器等が発見されている（目黒ほか1973）。1955年には11号墳の開墾により石製模造品が出土（渡部・中村1984）、1970年には18号墳の開墾により鉄剣が出土している（目黒ほか1973）。

古墳群に関わる学術調査は、昭和20年代に梅宮茂氏による27号墳の調査が最初で、櫛・鉄鏃が出土している（目黒ほか1973）。なお遺物は、現在福島県立博物館で保管されている。

1972年からは、国見町史編纂事業に伴う調査が国見町教育委員会によって開始される。同年２月には初めてとなる分布調査により34基の存在が確認され、墳形をとどめているものは７基ほどと報告されている（目黒ほか1973）。しかし、分布図・リストが部分的である為、不明な点が多い。

同年６月には、錦木塚古墳（４号墳）の発掘調査が行われる。凝灰岩（国見石）切石造の胴張り型の横穴式石室で、長頸壺２点、銅椀２点、鉄刀３振、銀環、ガラス小玉23点、金箔片、長頸鏃５点が出土した。また測量により全長42mの前方後円墳であることが明らかになり、年代は７世紀前半と推定された（目黒ほか1973、高倉・柴田1977）。

1975年には、八幡塚古墳（１号墳）の発掘調査が行われた。当初、直径約40mの円墳とみられていた八幡塚古墳であるが、測量および周溝の発掘調査成果から前方部が低平で短い帆立貝形の前方後円墳であると結論づけられた。全長66～68m、後円部径52.4mを測り、墳丘には葺石が確認され、円筒・朝顔形埴輪が出土した。年代は、５世紀後半に位置づけられた（高倉・柴田1977）。

このほか、５・６号墳、12・20・22・24号墳の小規模古墳についても分布測量図が作成され、各古墳から出土したと伝わる遺物に関する情報も収集された。一連の調査によって、八幡塚古墳・11号墳・18号墳など中期古墳や、錦木塚古墳・６号墳などの後期古墳の存在が明らかになり、古墳群の全体像が把握された（高倉・柴田1977）。

1983年には、菊池利雄氏が地元住民からの聞き取り等による塚野目および周辺の古墳分布図を作成し、塚野目古墳群一体には37基の古墳またはマウンドが分布していた状況が示されている（菊池1983）。

1984年には、八幡塚古墳出土の埴輪に関する論考と11号墳出土の石製模造品に関する論考が出され、詳細な所見と比較検討が行われている（高倉1984、渡部・中村1984）。その後埴輪の研究は、藤沢敦氏に

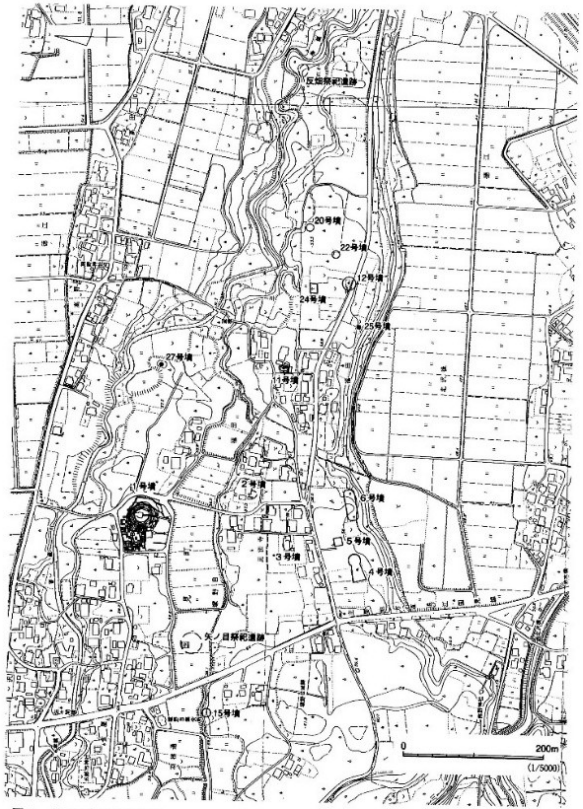

図16　塚野目古墳群全体図

古墳名	所在地	墳形	規模	主な遺構	主な遺物	調査歴等
塚野目１号墳（八幡塚古墳）	国見町塚野目字前畑	前方後円墳	66～71m	周溝　葺石　段築	土師器　埴輪	1975年発掘調査 2016年測量調査
塚野目２号墳	国見町塚野目字正法寺	（円墳）				消滅
塚野目３号墳	国見町塚野目字正法寺	（円墳）				消滅
塚野目４号墳（錦木塚古墳）	桑折町伊達崎字錦塚	前方後円墳	43.5m	横穴式石室	鉄刀　鉄鏃　金環　銅椀　須恵器	1972年発掘調査 1992年発掘調査
塚野目５号墳	桑折町伊達崎字錦塚	（方墳）	18m			
塚野目６号墳（ダンゴ塚）	桑折町伊達崎字錦塚	（前方後円墳）	40m	（石棺）	玉類　金銀環　鉄鏃　須恵器　鉄鏃　ヤリガンナ　鉄斧	1906年開墾 1987年発掘調査
塚野目11号墳	国見町塚野目字福田	方墳	18m		石製模造品　（鉄製品）	1955年開墾 2016年測量調査
塚野目12号墳	国見町塚野目字福田	円墳	23m	周溝	土師器	1989年発掘調査
塚野目15号墳	国見町塚野目字羽根通	円墳	10m			
塚野目18号墳	（国見町塚野目字福田）	不明			鉄剣	1970年開墾
塚野目20号墳	国見町塚野目字前田	円墳	15m			
塚野目22号墳	国見町塚野目字前田	円墳	10m			
塚野目24号墳	国見町塚野目字前田	（方墳）	14m			
塚野目25号墳	国見町塚野目字前田	（前方後円墳）	30m			消滅
塚野目27号墳	国見町塚野目字林	（前方後円墳）	35m		櫛　鉄鏃	昭和20年代調査 消滅

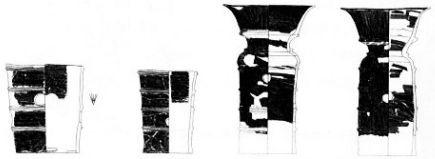

塚野目１号墳（高倉 1984）

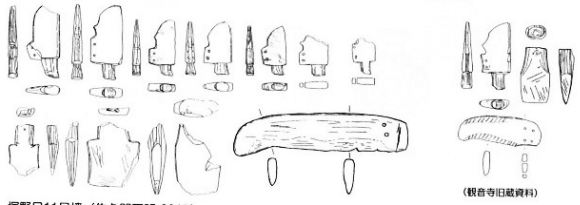

塚野目11号墳（佐久間正明 2015）

図17　塚野目古墳群の遺構・遺物（１）

錦木塚古墳(塚野目四号墳)発掘調査報告書
桑折町埋蔵文化財調査報告書 11　桑折町教育委員会発行

国見町内遺跡調査事業報告 1
国見町教育委員会発行

国見町内遺跡調査事業報告 1
国見町教育委員会発行

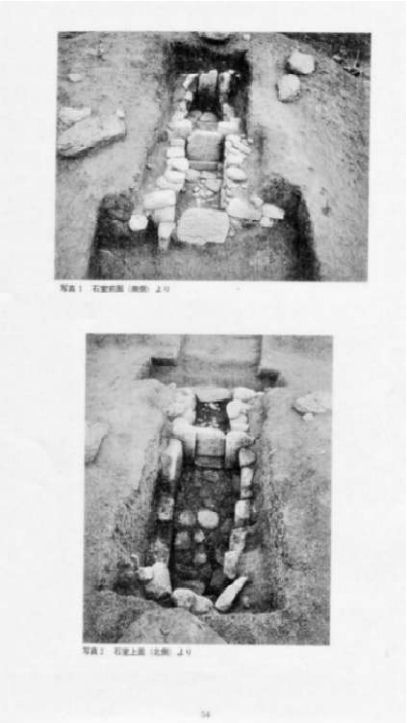

写真1　石室前面（南側）より

写真2　石室上面（北側）より

54

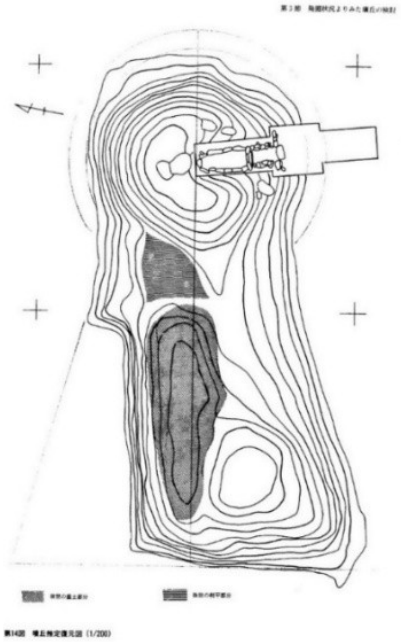

第14図　墳丘推定復元図（1/200）

— 25 —

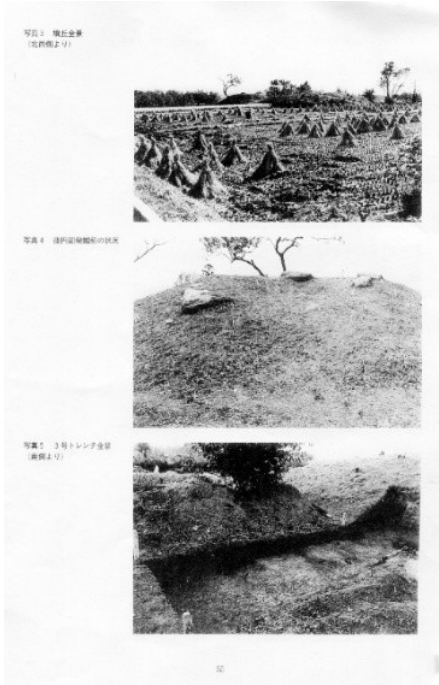

写真3　墳丘全景（北西側より）

写真4　後円部発掘前の状況

写真5　3号トレンチ全景（南側より）

55

第6章　塚野目古墳群の位置と周辺の遺跡

(2)　11号墳

測量の結果、墳丘の北側の等高線は等間隔で、北東－南西方向に直線的にのびており、また西側も同様に等高線は等間隔で、北西－南東方向に直線的にのびている。墳丘の北西には角がみられ、このことから墳丘の北西側は築造当時の様子を残しているといえる。

一方で墳丘の北東は、L字に削平されており角はみることができない。また南側の等高線の間隔は狭く、東側は北西側のように等高線が一定の間隔で直線的にのびる様子は認められない。このことから墳丘の南東側は大きく改変を受けている。

したがって、残りの良い墳丘の北西側から判断して復元すると、一辺約18mの方墳の可能性が高い。主軸方向はN20°Wである。現状では高さ約1.5mである。

図27　塚野目11号墳測量図（拡大）

— 46 —

錦木塚古墳(塚野目四号墳)発掘調査報告書　桑折町埋蔵文化財調査報告書 11　54 頁　桑折町教育委員会発行

錦木塚古墳(塚野目四号墳)発掘調査報告書　桑折町埋蔵文化財調査報告書 11　25 頁　桑折町教育委員会発行

錦木塚古墳(塚野目四号墳)発掘調査報告書　桑折町埋蔵文化財調査報告書 11　55 頁　桑折町教育委員会発行

錦木塚古墳(塚野目四号墳)発掘調査報告書　桑折町埋蔵文化財調査報告書 11　46 頁　桑折町教育委員会発行

序

白河市の東部に位置する五箇地区では、近年の発掘調査によって、古墳時代から古代にかけての、地方豪族の動向を窺い知ることのできる、全国屈指の遺跡群の存在が確認されました。

遺跡の保存・整備に向けて、平成12年度より３ヵ年計画で実施してまいりました下総塚古墳の調査は、今年度が最終年度となりました。

３ヵ年の調査成果から、６世紀代の古墳としては、東北最大の規模をほこる前方後円墳であることや、さまざまな種類の埴輪の存在が明らかとなるなど、まさに「白河国造」の古墳とするにふさわしい内容であることが確認されました。

今後は、これまでの調査成果をもとに、復元・整備をはかり、地域に根ざした文化財として保存・活用を図ってまいりたいと考えております。

ここに、調査の成果をまとめた報告書を刊行し、白河地方の歴史を考える資料として、広くご活用頂けることを願うものであります。

最後になりますが、発掘調査から報告書刊行に至るまで多大なるご協力を頂いた、地元地権者各位をはじめ関係機関に対し、衷心より感謝申し上げます。

平成15年３月

白河市教育委員会
教育長　平　山　伊智男

白河市教育委員会発行

・白河国造（磐城国白河・阿岐国造同祖）

『先代旧事本紀』一〇国造本紀「志賀高穴穂朝御代、阿岐国造同祖、天湯津彦命（天由都彦命）十一世孫塩尹乃己自直定二賜国造」

白河市埋蔵文化財調査報告書　第三九集『下総塚古墳発掘報告書』第六次調査　二〇〇三年三月　白河市教育委員会

がってひとりではなく、長官以下複数の人物が任命されたのである。

「コホリ」ははじめ漢字では「評」と記され、大宝律令の段階で「郡」と記されることになった。「コホリ」の長官も「評」段階では「評造（コホリノミヤツコ）」とか「評督（コホリノカミ）」といわれたが、「コホリ」が「郡」と表記される段階では「郡司（コホリノツカサ）」といわれ、その長官を大領、次官を少領といった。

中大兄皇子ら改革派は、クーデターが成功すると第一に、地方組織の改造を実施するための、地方の状況の調査を任務とした調査団が派遣された。これがいわゆる東国国司の派遣で、中部地方以東の東国に、それぞれ長官、次官、主典とその従者からなる八組が派遣されたのである。この八組のうちの一組が恐らく陸奥に派遣されたと考えられている。東国国司の任務のなかには地方豪族の所有する武器を収公して武器庫に収めるということがあったが、蝦夷と境界を接する地方では一旦武器を収公して、その数を数えた後に、もとの持ち主に仮に返すことになっていた。

このような調査の結果をふまえてコホリ（評）が設定されたのである。複数の国造の領域の一部を割いて新設された評もあったが、国造のクニがそのまま評とされた場合ももちろんあった。陸奥の場合は、基本的にはこの形態であったと考えられる。信夫国造の治める信夫のクニも、信夫のコホリ（はじめ信夫評とよばれ、後には信夫郡といわれた）に編成替えされ、やがてコホリの中心となる施設としてのコホリの役所が置かれることになる。コホリが郡と表記されるようになる段階では、コホリの役所は郡衙と呼ばれた。信夫のコホリの長官以下は、他のコホリがそうであったように、かつての国造一族が任命されたから、コホリの役所もすなわち信夫郡衙はおそらく桑折町付近に置かれたと思われる。桑折（コホリ）の名は、信夫郡衙に由来するのである。郡衙にはしばしば寺院が付属することがあった。白河郡衙の関和久遺跡に借宿廃寺が付属するのはその代表例である。信夫郡衙にも寺院が付属した可能性は大いにある。

５．塚野目古墳群と八幡塚古墳の意義

塚野目古墳群は大小の前方後円墳四基を含む、県内有数の古墳群であり、中通り北部の伊達地方ではもっとも大規模な古墳群である。しかも他の古墳群では前方後円墳を築造しなくなった古墳時代の最終段階まで前方後円墳を築造した古墳群として、学術的にも貴重な存在である。そのなかで錦木塚古墳は、八幡塚古墳とともに塚野目古墳群を代表する古墳であるばかりでなく、福島県における６世紀末または７世紀初頭を代表する前方後円墳であり、整美な切石を用いた横穴式石室を有する代表的な古墳としても福島県を代表するものである。

また塚野目古墳群は阿武隈川流域ではもっとも勢力のあった信夫国造ゆかりの古墳群である可能性がある。桑折町の名も、信夫郡の郡衙に由来するかもしれない。したがって塚野目古墳群は、桑折町にとってはとりわけ重要な意味を有する古墳群である。

錦木塚古墳は、八幡塚古墳とともに古墳群中の重要な位置を占める。しかし、現在は古墳群の中では八幡塚古墳が県指定の史跡となっているだけであるという。錦木塚古墳は八幡塚古墳とともに塚野目古墳群中の最重要の古墳であるばかりでなく、桑折町の歴史の原点ともいえる、かけがえのない文化財である。したがって早急に、積極的な保存活用の道をさぐる必要があるであろう。

ただし塚野目古墳群は数多くの古墳を含むまとまりある古墳群として保存、活用の道が講ぜられてなお一層の意義を有するものである。桑折、国見の二町にまたがる古墳群であり種々の問題はあろうが、長期的課題としては古墳群全体の保存活用の道を講じていただきたいものである。

註１

白河市周辺では、多くの埴輪が発見され有名な泉崎村の原山１号墳であるが、これは全長20m前後の小型の前方後円墳である。天栄村の腰ヶ塚古墳は全長50m弱の前方後円墳らしく、須恵器が発見されているというから、６世紀代の築造と思われ、やや大きなものとして注目される。須賀川市周辺では、大仏古墳群は３基の前方後円墳と13基の円墳からなる。横穴式石室を有し、全長25m

錦木塚古墳(塚野目四号墳)発掘調査報告書
桑折町埋蔵文化財調査報告書 11　桑折町教育委員会発行

ツコと訓じ、それぞれの国造は、クニを領する一方で、大王に対してはヤツコ（奴、ミは美称）であり、特産物の献上、労働力や兵力の提供などの義務を負っていた。国造には直（アタイ）、君（キミ）などのカバネ（姓）が与えられた。直は一般の国造に、君は有力な国造に与えられたといわれる。国造一族の男子はトネリとして、女子はウネメとして大和に上り、大王に仕えた。そしてトネリとして大王に仕えた者が、やがて帰国して次の国造となることも多かった。このように、国造は大和を中心とした政治秩序に組み込まれた存在で、大王や中央豪族によってさまざまな制約を受ける存在ではあったが、自領内では土地、人民を把握する地域の支配者であり、大和王権は国造を通して間接的にしか地方の土地、人民を把握していなかったのである。

古事記や日本書紀および先代旧事本紀という本の中の国造本紀という部分によると、東北地方には次のような国造のクニがあった。

阿武隈川流域

白河国造（白河市付近）、石背国造（須賀川市付近）、阿尺国造（郡山市付近）、信夫国造（福島市付近）、伊久国造（伊具郡）

太平洋岸地方

道奥菊多国造（いわき市勿来付近）、石城国造（いわき市平付近）、染羽国造（福島県双葉郡付近）、浮田国造（相馬市、原町市付近）、思国造（不明、宮城県曰理郡か）

これらの国造のクニは、太平洋側では阿武隈川が太平洋に注ぐ地域まで、日本海側では新潟平野の一角までの地域に存在した。国造のクニが存在した地域には、おおむね古墳時代後期の古墳が多く存在し、副葬品や石室の構造などの諸点において、すぐれたものも数が多いのである。これは、これらの地域に国造制が行なわれ、大和の政治勢力の秩序のなかにくみこまれていたため、大和から優秀な製品や技術などを入手しやすかったためであろう。

福島盆地はいうまでもなく信夫国造のクニが存在した地域であるが、古墳のありかたなどから考えると、桑折町、国見町方面は信夫国造のクニの領域内ではもっとも有力な豪族が居住していた地域であると考えられる。そうであるならばこの地域こそが信夫国造の根拠地であり、この地域最大の古墳群である塚野目古墳は信夫国造一族の墳墓であった可能性が考えられることになる。しかしながらこのように断定するには若干の問題が残されている。というのは、桑折町、国見町方面は平安時代後期に信夫郡から分離して、新たに伊達郡となるのであるが、伊達郡分離後も依然として信夫郡であったのは飯坂方面を含む福島市一帯であった。この点を重視するならば、信夫といわれた地域の中心はむしろ福島市方面だった可能性が高いかもしれないからである。

あるいは次のようなことが考えられるかもしれない。信夫国造の領内には福島市方面の勢力と塚野目古墳群を残した勢力との南北のふたつの勢力が対峙していた。このふたつの勢力がもともと別系統の豪族だったのか、同じ系統の豪族がふたつの流れに別れたものなのかわからない。塚野目古墳群を残した勢力は、とりわけ５世紀末ころと、６世紀末から７世紀初頭ころのふたつの時期にとくに有力であったと見られるので、このふたつの時期には塚野目墳群を残した勢力が信夫国造であったが、塚野目古墳群内に有力な古墳が見られない６世紀の中ごろを中心とした時期には福島市方面の、福島市下鳥渡の八幡塚古墳や稲荷塚古墳を残した信夫国造であった、と。

ところで、国造制は律令制の下では国郡制へ移行する。645年に蘇我氏打倒のクーデターを成功させ、中央政界の実権を握った中大兄皇子（後の天智天皇）や中臣鎌足らの勢力は、国造制によって地方の土地と人民を間接的に把握するのみの体制から、中央政府が全国の土地と人民を直接把握する体制への転換を意図し、従来の国造の治める「クニ」を「コホリ」という単位に改変し、いくつかの「コホリ」を統括する「国」という新しい上級の地方組織を設けようとした。「国」を統括する国司は中央の貴族が任命される官で、地方支配の全責任を負い、国造の後身である「コホリ」の長官以下は、かつての国造自身またはその一族が任命されたが、それはもはや国司による地方支配機構の末端に位置づけられる存在に変化したのである。しかも「コホリ」の役人は国造とはち

錦木塚古墳(塚野目四号墳)発掘調査報告書
桑折町埋蔵文化財調査報告書 11　桑折町教育委員会発行

図版25　第一次調査時の石室との比較

河市埋蔵文化財調査報告書　第３９集『下総塚古墳発掘調査報告書』（６次調査）白河市教育委員会一三九頁

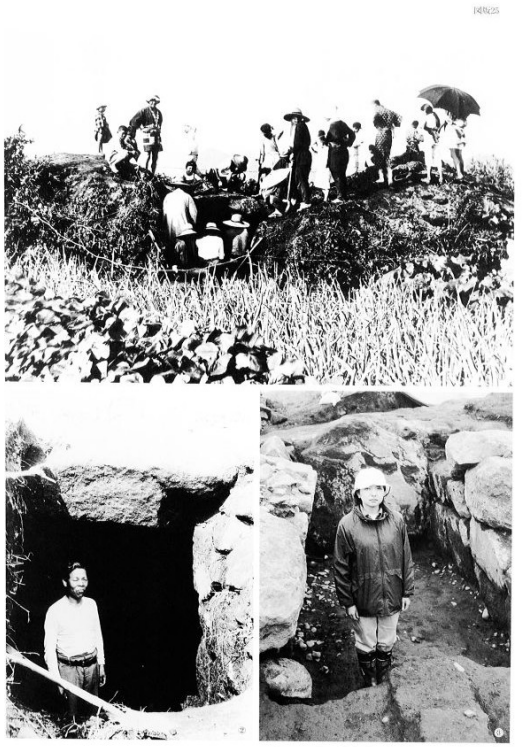

図版 25　第１時次調査時の石室との比較
１１次調査（昭和７年）時の調査風景（石室周辺南から）
２１時調査時の石室（南から）　１・２は岩越二郎氏撮影
３　現在の石室残存状況　発行白河市教育委員会

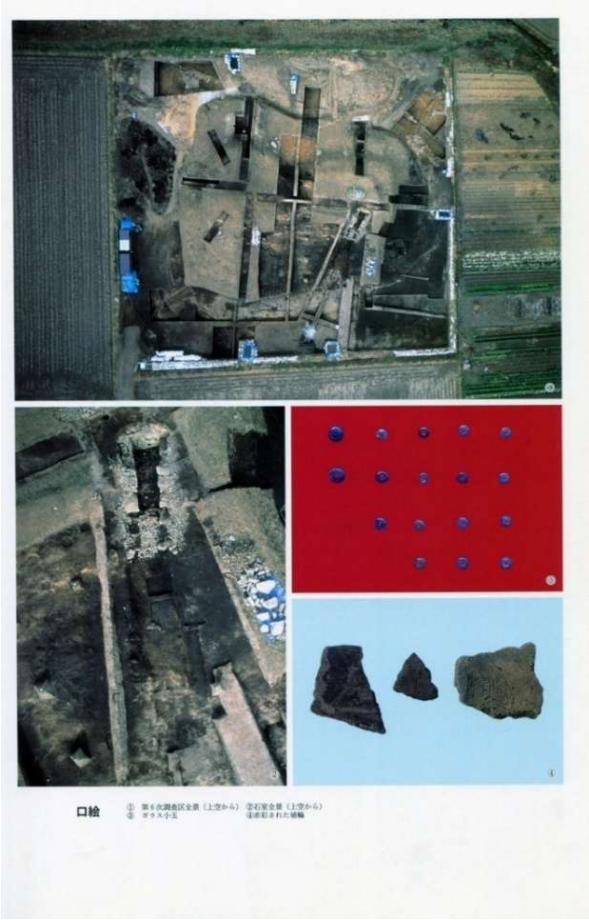

下総塚古墳の口絵　①第六次調査区全景（上空から）
②石室全景（上空から）③ガラス小玉
④赤彩された埴輪　発行白河市教育委員会

『白河郡衙遺跡「白河舟田・本沼遺跡群」国指定史跡。下総塚（しもうさづか）古墳・舟田中道遺跡・谷地久保古墳・野地久保古墳の四遺跡　写真は著者が撮影した。

平成二八年四月下総塚（しもうさづか）古墳・舟田中道遺跡の看板、安積国造神社　安藤智重　宮司の案内で、当地を訪れ、下部の写真は著者が撮影した。

白河市埋蔵文化財調査報告書　第３３集『舟田中道遺跡Ⅱ』本文　遺跡全景と居宅全景

白河市埋蔵文化財調査報告書　第３９集『下総塚古墳発掘調査報告書』（６次調査）白河市教育委員会１１５頁－１４９頁

発行白河市教育委員会発行

発行白河市教育委員会発行

第３３集『舟田中道遺跡Ⅱ』舟田中道遺跡　居館跡全景　発行白河市教育委員会発行

第３３集『舟田中道遺跡Ⅱ』舟田中道遺跡　調査区全景　発行白河市教育委員会発行

『白河郡衙遺跡「白河舟田・本沼遺跡群」国指定史跡。下総塚（しもうさづか）古墳・舟田中道遺跡・谷地久保古墳・野地久保古墳の四遺跡の全ての資料は白河市建設部文化財課提供。

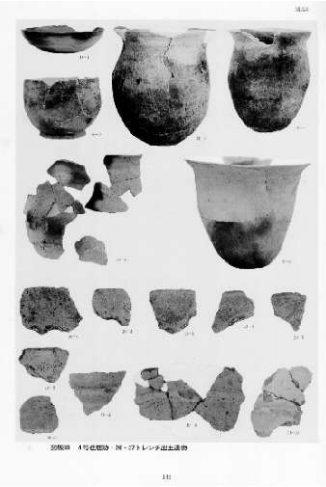

図版 30　4 号住居跡・26・27 トレンチ出土遺物　発行白河市教育委員会

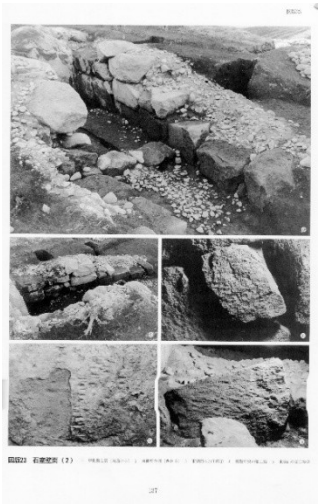

図版 23　石室壁面(2)　発行白河市教育委員会

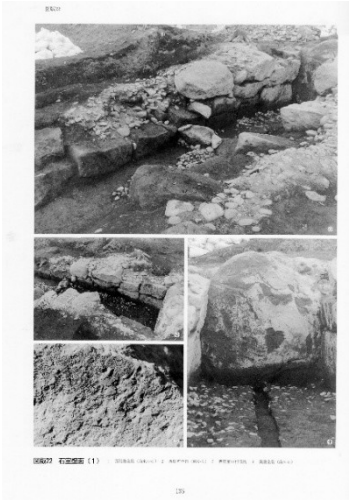

図版 22　石室壁面(1　発行白河市教育委員会)

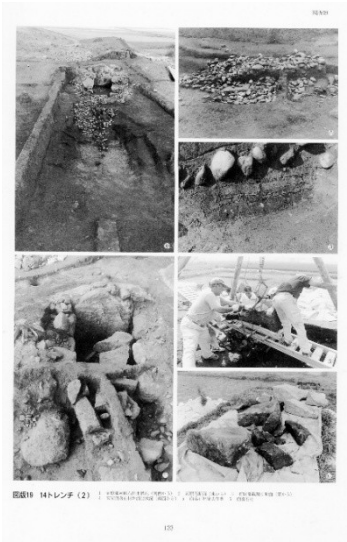

図版 18　14 トレンチ(2)
発行白河市教育委員会

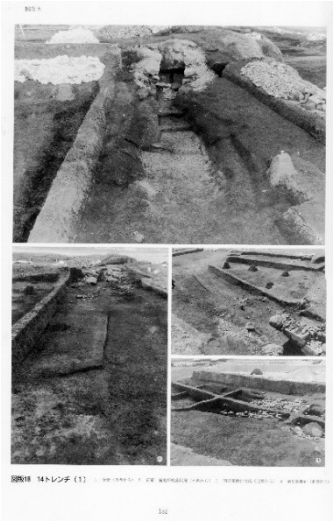

図版 18　14 トレンチ(1)
発行白河市教育委員会

舟田中道遺跡Ⅱ居館跡区画溝(1)90 頁　発行白河市教育委員会

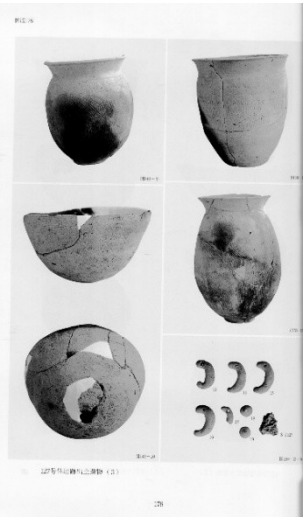

舟田中道遺跡Ⅱ写真 127 号住居跡　出土遺物(3)　発行白河市教育委員会

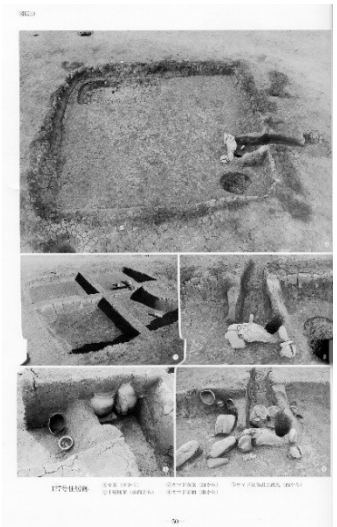

舟田中道遺跡Ⅱ写真 127 号住居跡　発行白河市教育委員会

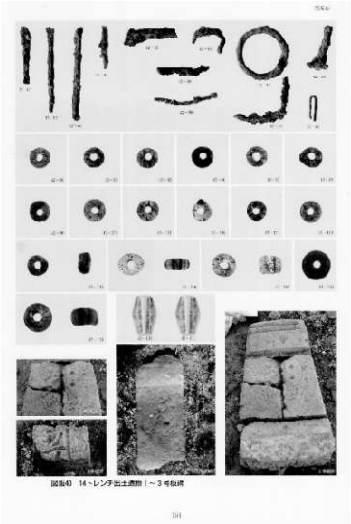

図版 40　14 トレンチ出土遺物 1~3 号番碑　発行白河市教育委員会

舟田中道遺跡Ⅱ写真 98・100 号　出土遺物　発行白河市教育委員会

『白河郡衙遺跡「白河舟田・本沼遺跡群」国指定史跡。下総塚（しもうさづか）古墳・舟田中道遺跡・谷地久保古墳・野地久保古墳の四遺跡の全ての資料は白河市建設部文化財課提供。

台ヶ鼻古墳

21

東沢遺蹟

23

令和六年度企画展　佐渡市市制施行２０周年記念　新潟県佐渡市（世界遺産推進課）『佐渡市発掘二〇年展・講演会資料集』二〇二四年

佐渡国造（佐渡国・阿岐国造同祖）『先代旧事本紀』一〇国造本紀「志賀高穴穂朝御代、阿岐国造同祖、大荒木直定」

白河神社・延喜式内社（主祭神は白河国造・鹽尹乃己自命他三柱）平成二八年四月、安積国造神社　安藤智重 宮司の案内で、当地を訪れ、著者が撮影した。

白河藩主松平定信は場所が不明となっていた白河関跡の調査を行い、絵画・記録や伝承などから考証を行い、寛政 12 年（1800）に現在地を白河関跡と断定し、「古関蹟碑」を建立した。関の存続年代については、発掘調査の成果や文献資料から奈良～平安時代（8～9 世紀頃）国史跡　　白河市教育委員会文化財課 文化財保護係　提供

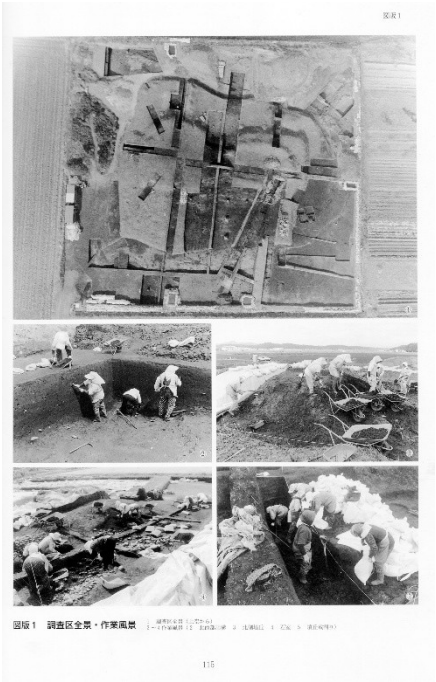

『下総塚古墳発掘調査報告書』（6 次調査）図版 1　発行白河市教育委員会

白河の関跡は白河神社の境内で、国指定史跡 平成二八年四月、安積国造神社　安藤智重 宮司の案内で、当地を訪れ、著者が撮影した。

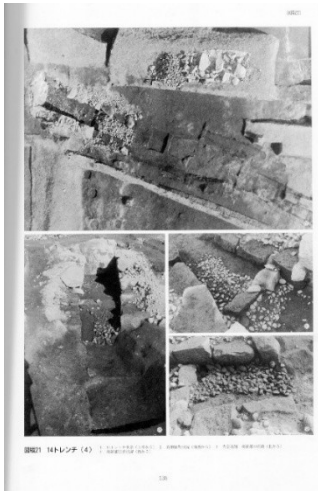

『下総塚古墳発掘調査報告書』（6 次調査）図版 21　発行白河市教育委員会

11　東沢遺跡－水に関する祭祀の遺跡

東沢遺跡は佐渡市千種に所在します。佐渡島中央部の国中平野に位置し、新保川右岸に立地します。東西約 200 m、南北約 300 m の範囲に分布し、標高約 19 ～ 20 m を測り、新保川東遺跡に近接します。

佐渡市立金井小学校移転新設工事に伴い、平成 22 年 6 月から平成 22 年 11 月にかけて発掘調査が行われました。調査の結果、幅狭く底の浅い形態で方形に区画された溝が 29 棟検出しました。溝の平面形には方形だけでなく、一部溝が欠けて開口部を持つもの、一辺が欠けコ字状のものも見られます。これらは一辺約 6 m を主体とし、いずれも区画の内側に炉や柱穴を持たないが、密集度や切り合いの多さ、平面形、SX27 内壁板検出例から、方形に巡る溝内に壁板を立てた壁立式平地建物と考えられます。壁立式平地建物は、国中平野に立地する同時期の遺跡である蔵王遺跡や畫場遺跡、帆柱川遺跡などからも検出しており、佐渡島の沖積地（国中平野）における当該期の主体的な建物（住居）形態と推定されます。他の遺構としては、竪穴建物 1 棟、掘立柱建物 1 棟、溝 20 条、土坑 14 基、焼土遺構 8 基、河川跡 3 条などが検出しました。これらの遺構は出土遺物から、弥生時代後期末葉～古墳時代前期前半を主体とし、弥生時代後期末葉～古墳時代中期（約 1800 ～ 1600 年前）の所産と考えられます。

また、掘立柱建物 SB01-SP03 より検出した辺材の柱根（106）は、福島大学木村勝彦氏による年輪酸素同位体比分析の結果、西暦 287 年という暦年代が測定されており、西暦 300 年前後の建物と判明し、3 世紀初頭頃の土地利用の一部が明らかになりました。なお、新保川のかつての流路である河川跡からは、建築部材を主体とした大量の木製品とともに、導水施設用の樋付き木樋が出土しました（表紙・裏表紙写真）。スギの一木から作られ、一度槽部に水を溜め、上澄みの浄水を樋部に導く構造をしています。樋部と槽の一部を欠損しており、本来はもっと長いもののようです。槽付き木樋を囲う覆屋、槽付き木樋に水を導くための木樋や溝などの導水施設に関する遺構は見つかりませんでしたが、南郷大東遺跡などの近畿地方を中心とした検出例や、古墳出土の囲形埴輪内の家形埴輪の中に木槽形土製品が設置されている例から、首長による浄水を得るための聖なる祭場が調査区付近に存在したと推定されます。

東沢遺跡 調査区近景（北から）

掘立柱建物 SB01-SP03　柱根

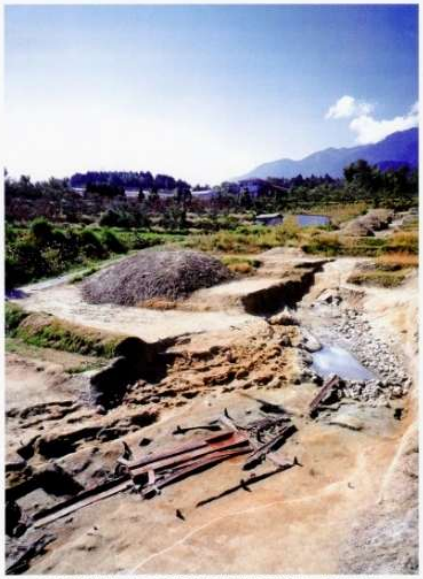
（参考資料）奈良県御所市南郷大東遺跡　導水施設
（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館）

東沢遺蹟(佐渡市千種)　国中平野の中央北側に位置し、新保川右岸の沖積地上に立地。標高 19～20 ㍍

10　台ヶ鼻古墳　海辺に築かれた古墳時代後期の円墳－

台ヶ鼻古墳は佐渡市二見に所在します。佐渡島西岸の真野湾に面した二見半島の先端に位置し、標高約 19 m付近の尾根上に立地します。古くから知られていた古墳ですが、明治時代には盗掘されており、その時に出土したといわれている須恵器、刀、人骨は所在不明です。なお、石室の天井石が近隣の米郷集落の秋葉山石塔に転用されたと伝えられています。昭和 36 年には九学会連合佐渡調査委員会により発掘調査が行われ、両袖型の横穴式石室で、隅に三角状の石を置いて持ち送っている手法や床には玉石が敷かれていたことが判明し、鉄刀の破片が出土しました。遺構の重要性に鑑み、昭和 48 年に新潟県史跡に指定されています。

石室の劣化が進行してきたため、その保存対策事業として平成 18 年 6 月から平成 19 年 3 月にかけて発掘調査が行われました。調査の結果、現存径約 11 m の円墳で、6 世紀前半頃に構築されたと推定されます。また、石室内の覆土から鉄刀片（94）や耳環（95）、鉄片が出土しました。

台ヶ鼻古墳 近景（北から）

米郷集落　秋葉山石塔

10 台ヶ鼻古墳－海辺に築かれた古墳時代後期の円墳

台ヶ鼻古墳は佐渡市二見に所在します。佐渡市西岸の真野湾に面した二見半島の先端に位置し、標高約 19 ㍍付近の尾根上に立地します。古くから知られた古墳ですが、明治時代には盗掘されており、そのとき出土したといわれている須恵器、刀、人骨は所在不明です。なお、石室の天井石が近隣の米郷集落の秋葉石塔に転用されたと伝えられています。昭和 36 年九学会連合佐渡調査委員会により発掘調査が行われ、両袖型の横穴式石室で、隅に三角状の石を置いて持ち送っている手法や床には玉石が敷かれていたことが判明し、鉄刀の破片が出土しました。遺構の重要性に鑑み、昭和 48 年に新潟県史跡に指定されています。石室の劣化が進行してきたため、その保存対策事業として平成 18 年 6 月から平成 19 年 3 月にかけて発掘調査が行われました。調査の結果、現存約 11 ㍍の円墳で、6 世紀前半頃に構築されたと推定されます。また、石室内覆土から鉄刀片(94)や耳環(95)、鉄片が出土しました。

佐渡市教育委員会・真野古墳群（飯田清治郎古墳）「考古学から見た佐渡の交流」橋本博文・東沢遺跡・蔵王遺跡、『新潟考古』七五頁～九四頁・『佐渡市発掘二〇年展・講演会資料集』二〇二四年、『佐渡の王』―蔵王遺跡二〇一九年度春季企画展一〇頁・

5　威儀具・祭祀具・土器

木製品のなかには権威を示す道具があり、威儀具と呼びます。臂形木製品は貴人の顔を隠すのに用いられたもので、新潟県内ではほかに弥生時代中期の佐渡市平田遺跡で見つかっているのみです。鉋や刻をかたどった木製品と勾形土製品は、蔵王遺跡でさまざまな祭祀が行われていたことを示しています。

59～62・67　祭祀具　65・66　威儀具
59 刀形、長さ58cm。60・62 剣形。61 剣形、スギ。63・64 斧形。65 威儀具の臂形木製品、長さ39.8cm。66 威儀具の鉞形、スギ。67 祭祀具の羽代か、スギ。

68～70　勾形土製品
68 中空の体部、表面が赤く塗られる、長さ18.5cm。69 中空の体部、70と同一か。70 中実の頭部、溝にトサカをはめ込んでいた可能性がある。
（提供　佐渡市）

71～87　弥生時代後期末葉～古墳時代前期の土器
71～73 壺。74 鉢。75～80 器台。81・82・85 高杯。83 壺。84・86・87 甕。

⑦

2　威信財―権威の象徴―

蔵王遺跡には権威や権力を誇示する「お宝」が見つかっています。最も注目されるものは、青銅器の内行花文鏡と珠文鏡です。内行花文鏡は8つの連弧文が巡るもので、その大きさは古墳から出土するものに引けを取りません。銅鏃やガラス製の小玉も貴重なものです。威信財を持つ王の存在を裏付ける可能性があります。

2　金属製品　珠文鏡
長さ3cm、推定直径7cm。
（提供　佐渡市）

3　金属製品　銅鏃
長さ24cm。
（提供　佐渡市）

4～7　ガラス製品　小玉
5　直径5.2mm。
（提供　佐渡市）

1　金属製品　内行花文鏡
直径16.5cm。
（提供　佐渡市）

③

『佐渡の王』―蔵王遺跡二〇一九年度春季企画展三頁、七頁

『佐渡の王』―蔵王遺跡二〇一九年度春季企画展表紙

荒貴神社

平成二八年四月二一日著者が撮影

荒貴神社

成務天皇の御代に阿岐国造同祖・久志尹麻命四世孫で、佐渡国造に任じられた大荒木（貴）直が祖神を祀った神社。
同年四月一九日より二二日まで四日間、世界文化遺産に指定された佐渡金山･銀山遺蹟･国史跡佐渡奉行所跡・鶴子銀山遺跡の大滝間歩他・吉田松陰が江戸時代訪ねた露頭堀跡等、順徳天皇の真野御陵、慶子女王墓、忠子女王墓、千歳宮墓、度津神社や大安寺の大久保長安の逆修塔、相川郷土博物館、羽茂の一里塚、台が鼻古墳や野生の朱鷺の観察、宿根木の隆起波食台なと、多くの遺跡や國衙跡や国分寺跡などの重要施設や観光地の大須鼻活断層や尖閣湾や金北山を教育委員会紹介のガイドさんの案内で、取材した。

『佐渡の王』―蔵王遺跡二〇一九年度春季企画展二頁

蔵王遺跡は佐渡島の中央部にある国中平野のほぼ中央に位置し国府川と大野川に挟まれた標高１０㍍の沖積地に立地します。弥生時代の著名な遺跡で、国内最大規模の玉造遺蹟でもある新潟県指定史跡でもある「新補玉造遺蹟群(古谷地遺蹟･桂林遺蹟･平田遺蹟･城畠遺蹟)」内に位置しています。平成八～九年にかけて発掘調査が行われ、弥生時代中期(約 2000 年前)、弥生時代後期末葉～古墳時代前期(約 1900 年～1700 年)前の遺構や遺物が多数出土しました。

怒麻国造（伊予国野間・阿岐国造同祖）『先代旧事本紀』一〇国造本紀　「神功皇后御代、阿岐国造同祖、飽速玉命
三世孫若彌尾命定二賜国造一」・妙見山古墳（国指定史跡）

野間神社　神社主祭神　飽速玉命・若弥尾命・須佐之男命・野間姫命　今治市神宮六九九
今治市『大西町誌』三六、三七頁

(二)　怒麻（後の野間郡）

聖徳太子の時代頃につくられたといわれる、国造本紀によると古墳時代（大和朝廷時代）には、全国には百余国、伊予国には五つの国があり　それぞれ、国造といわれる首長が任命せられたと記されている。

国造	旧地名	建設時代	受任者	祖先の名
伊余	伊予郡	成務帝	速後上命	神八井耳命
怒麻	野間郡	仲哀帝	若弥尾命	天湯津彦命
久味	久米郡	応神帝	伊与主命	神魂命
小市	越智郡	仝右	子致命	饒速日命
風早	風早郡	仝右	阿佐利	仝右

怒麻国とは倭名抄などから推定すると「野間郡」すなわち旧乃万村や波止浜より西は、菊間くらいの範囲であったのであろうと解せられ、大西町はその怒麻国のほぼ中央部で、前方後円墳があることにより、中心地であったと解せられる。

しかし、　世紀末に書かれた「前漢書地理志」三世紀末に書かれた「三国志魏志倭人伝」五世紀中頃に書かれた「後漢書東夷伝」には、既に倭国（日本）には百余国の国があると記されているのでもうすでに弥生時代に　つの国らしいものとなっていたかもわからない。

(ホ)　国造、若弥尾命

国造がおかれたのは成務天皇の時代とされているようであるが、国造本紀に「神功皇后の御代に阿岐国造と同祖の飽速玉命の三世の孫、若弥尾命を国造と定め賜う」とある。皇后の御夫君は第十四代仲哀天皇とされ、古事記註干支によると、天皇の崩年は三六〇年代くらいであり、先代の成務天皇の崩年は三五〇年代くらいとなる。すると此の間に若弥尾命が怒麻国の国造に任命されたこととなる。（神功皇后、仲哀天皇等は架空の人物であるとの有力な学説もある。）

大西町誌編纂委員会　編集者
大西町教育委員会発行

妙見山一号古墳『妙見山一号古墳』報告・論考編一五頁

妙見山一号古墳　『妙見山一号古墳』報告・論考編　カラー図版 4 今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集　今治市所蔵

妙見山一号古墳　『妙見山一号古墳』報告・論考編カラー図版 3　今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集　今治市所蔵

妙見山一号古墳　『妙見山一号古墳』報告・論考編カラー図版 5　今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集　今治市所蔵

妙見山一号古墳　『妙見山一号古墳』報告・論考編カラー図版 6 今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集　今治市所蔵

一五頁　・・・・・・最後に高縄半島に設置された五国造に触れておきたい。『先代旧事本紀』第一〇巻「国造本紀」によると、伊予国造(成務朝)→怒麻国造(神功皇后代)→久米国造・小市国造・風早国造(応神朝)が順次任命されたとある。「国造本紀」には資料批判を巡っては数多くの議論があり、任命時期や系譜など認めがたいことがらも含まれるが、少なくとも実在性は認めても良いと思う。・・・・・・

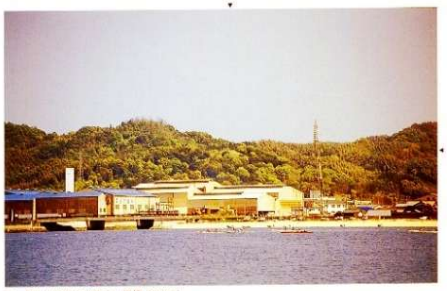

今治市大西町妙見山一号古墳　『妙見山一号古墳』報告・論考編カラー図版１今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集　今治市所蔵

平成 29 年 8 月 23 日、妙見山一号古墳を著者が撮影

著者は藤山歴史資料館と妙見山古墳を訪ねた。

今治市大西町妙見山一号古墳　『妙見山一号古墳』報告・論考編カラー図版 16　今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集　今治市所蔵

今治市大西町妙見山一号古墳　『妙見山一号古墳』報告・論考編カラー図版（上図）18（下図）19 今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集　今治市所蔵

今治市大西町『妙見山一号古墳』報告・論考編カラー図版 15　今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集　今治市所蔵

今治市大西町　『妙見山一号古墳』報告・論考編カラー図版 17　今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集　今治市所蔵

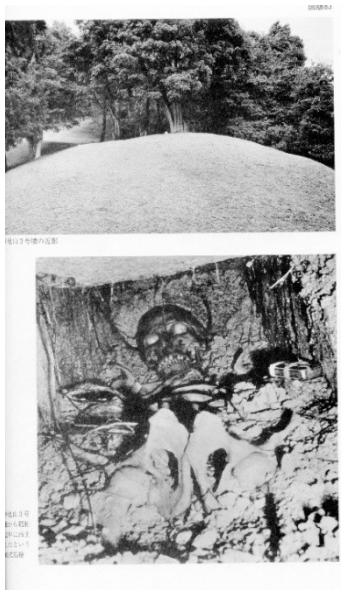

『妙見山一号古墳』(図版資料編)図版 83
今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集

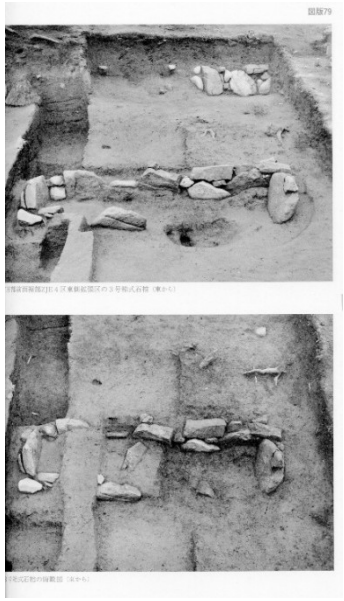

『妙見山一号古墳』(図版資料編)図版 79
3 号箱式石棺　今治市教育委員会発行
愛媛大学考古学研究室編集

『妙見山一号古墳』(図版資料編)図版 63
2 号主体部全景　今治市教育委員会発行
愛媛大学考古学研究室編集

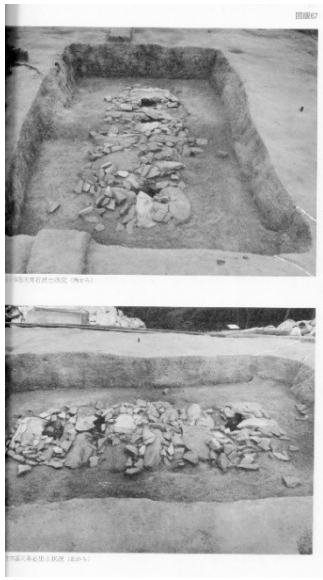

『妙見山一号古墳』(図版資料編)図版 67
2 号主体部天井石出土状況　今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集

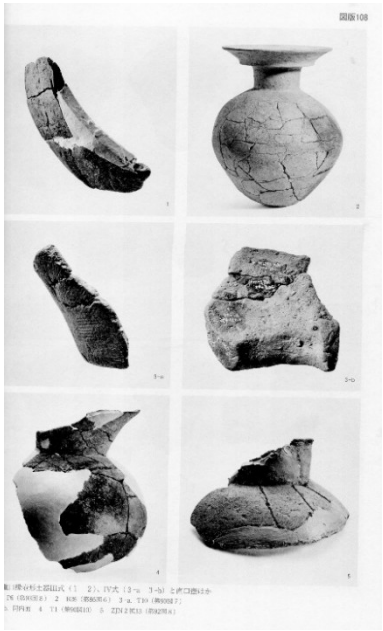

『妙見山一号古墳』(図版資料編)図版 108 今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集

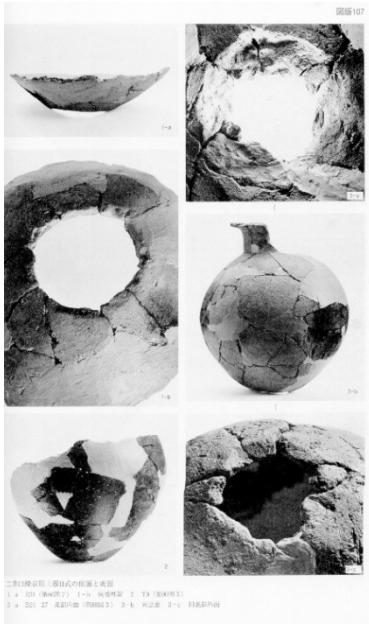

『妙見山一号古墳』(図版資料編)図版 107 今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集

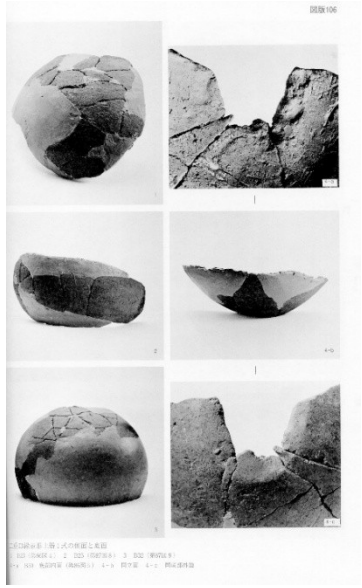

『妙見山一号古墳』(図版資料編)図版 106 今治市教育委員会発行　愛媛大学考古学研究室編集

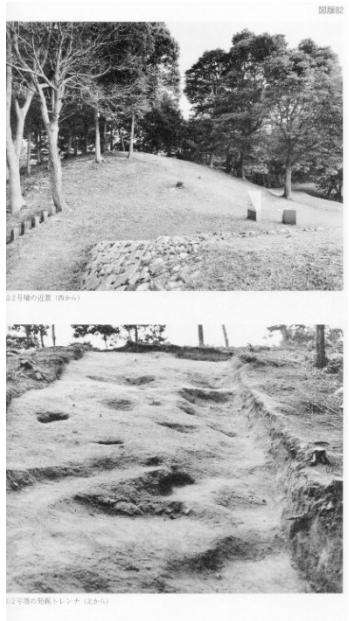

『妙見山一号古墳』(図版資料編)図版 82
妙見山 2 号墳　今治市教育委員会発行
愛媛大学考古学研究室編集

・波久岐国造（波久岐国・阿岐国造同祖）「瑞垣朝（崇神）御代、阿岐国造同祖金波佐彦命孫豊玉根命定二賜国造二」

大内氷上古墳（県指定遺跡）山口市に現存する唯一の前方後円墳。

2017年8月8日著者が大内氷上古墳を撮影

2017年8月8日著者が大内氷上古墳全景を撮影

「山口大考古博」〇七六頁

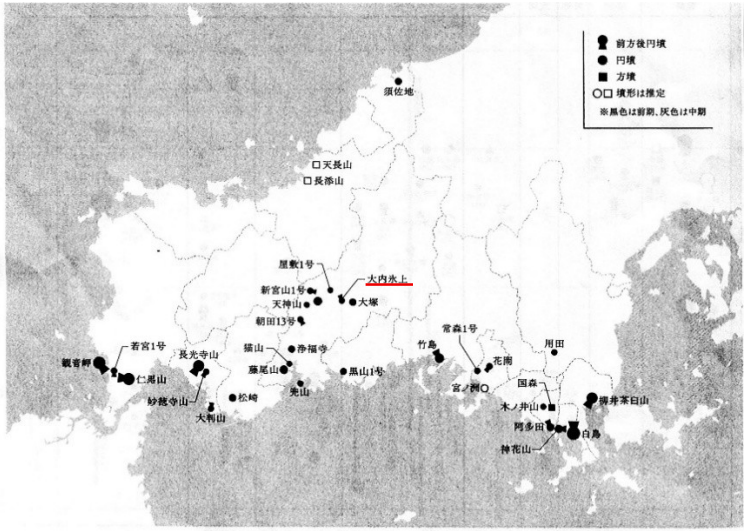

図2 主要古墳の分布（前・中期）

『山口県埋蔵文化財調査報告第九六集』大内氷上古墳　山口県教育委員会　1986

個別遺跡解説

146　大内氷上古墳

山口市大字大内御堀字山根

遺跡の位置　（小郡）

立地

県域の中央部に位置する山口市は、山口・大内・宮野の各盆地と仁保、小鯖低地とこれらを取り囲む山地や丘陵から成り立っている。本古墳はこのうちの大内盆地の北縁に位置し、仁保川右岸の標高約79m、比高約50mの丘陵に立地する。丘陵は狭長で馬の背状をなし、その端部に後円部を盆地側に向けて築造されている。

時期

古墳時代中期（5世紀中葉～後葉）

発見と調査

1983（昭和58）年に発見された大内盆地で唯一の前方後円墳で、1985（昭和60）年に山口県教育委員会が重要遺跡指定調査を実施した。調査は将来的な保存を目的に古墳の基礎的資料を把握するためのもので、最小限の*トレンチによる調査が実施された。

調査前の状況は後円部南半がすでに削平され、周辺に石垣がつくられていた。また、*主体部の石室は蓋石　南側壁が取り除かれ、石室内部に役行者像が祭られていた。

遺構

墳丘　全長約28m、後円部径約15m、前方部幅約14m、*くびれ部幅約8～8.5m。墳丘の高さは前方部2.3m、後円部2.8mである。墳形は後円部に対して前方部幅がやや狭い。なお、調査では前方部右隅が判然とせず、想定される前方後円の墳形がややゆがんだものとなっている。これは自然地形上の制約により墳丘裾が部分的に変形をきたしたと考えられる。

丘陵端部を*地山成形して墳丘基底面をつくり出し、その上に版築で積み上げた墳丘が載る。段築は認められない。なお、*葺石・埴輪などの外部施設は検出されなかった。

内部主体　後円部に設けられた石棺系竪穴式石室である。基部の石は*箱式石棺状に板石を横位に据え、それより上は扁平な割石を小口積みする。石室内法は長さ2.86mで、幅は南側壁が残存していないが約60cmであろう。この石棺系竪穴式石室は、弥生時代の箱式石棺の影響を受けた在地色の強い埋葬施設とみられる。また、墳丘下から弥生時代中期末の貯蔵穴や*土坑の一部が検出され、当該期の高地性集落が確認された。

遺物

石室内埋土中から鉄鏃茎部または鉄釘の可能性がある鉄製品、墳丘トレンチから*須恵器片が出土したが、確実に古墳に伴う遺物かどうか定かでない。そのほか、墳丘盛土中や墳丘下の弥生時代の遺構から弥生土器・分銅形土製品が出土した。

遺跡の特徴と意義

大内盆地では唯一の前方後円墳であり、5世紀なかごろから後半にかけての当地域の有力首長墓とみられる。地域首長と大和政権との関係や政治的動向を考えるうえで貴重な古墳である。

遺跡の現状と遺物の所在地

調査後に埋め戻して、現地保存されている。1986（昭和61）年、山口県指定史跡となった。調査記録や出土遺物は、山口県埋蔵文化財センターに保管されている。

文献

谷口哲一『大内氷上古墳』（山口県教育委員会、1986年）。

（谷口哲一）

『山口県史』資料編考古1　540頁

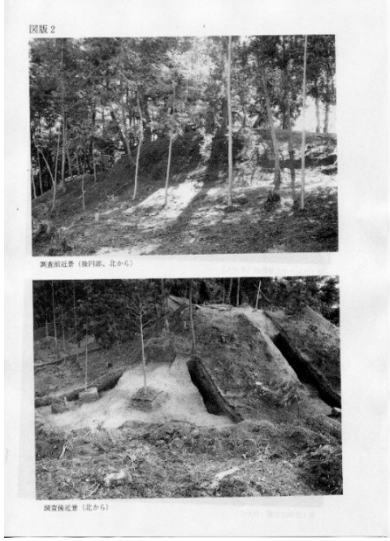

山口県埋蔵文化財調査報告第九六集『大内氷上古墳』
一九八六　図版７

山口県埋蔵文化財調査報告第九六集『大内氷上古墳』　一九八六

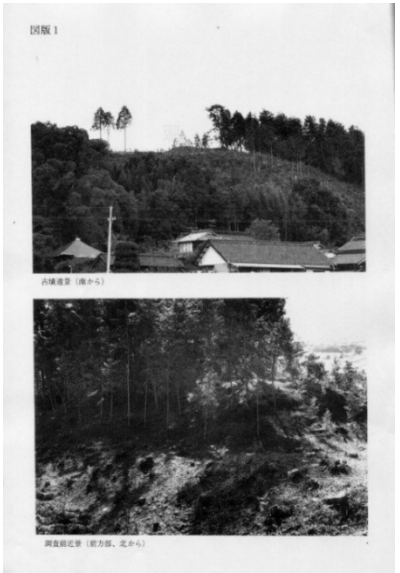

山口県埋蔵文化財調査報告第九六集『大内氷上古墳』　一九八六

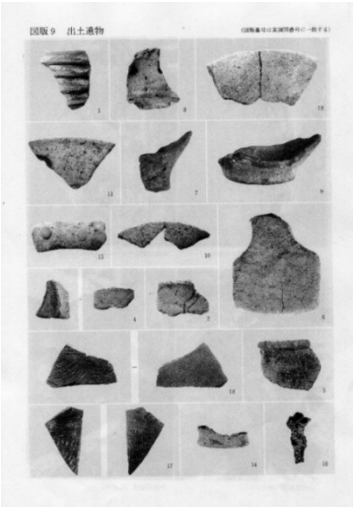

『大内氷上古墳』山口県埋蔵文化財調査報告第九六集
一九八六　図版９

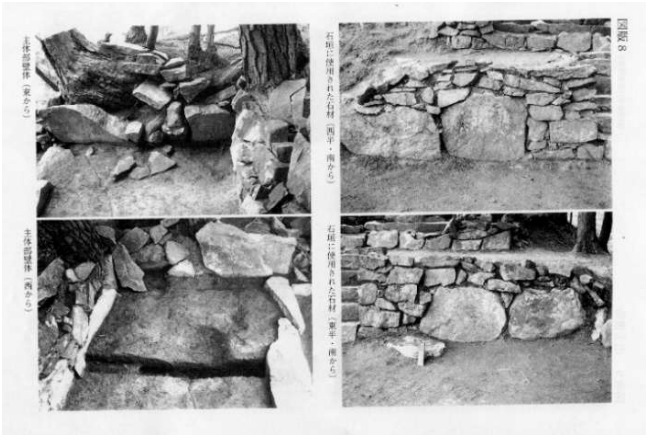

『大内氷上古墳』山口県埋蔵文化財調査報告第九六集
一九八六　図版８

大内氷上古墳の年代

古墳に確実に伴う遺物が残されていないため、主体部と墳形より年代推定を試みる。

県内の前期古墳の主体部には、縦内型の竪穴式石室系列のものと、弥生時代箱式石棺の伝統を色濃くのこす箱式石棺系列の石室、石棺[1]のものとがある。すなわち側壁、小口壁とも扁平な割石を小口積みする前者に対し、後者は従来の箱式石棺のほかに側石は小口積みに し小口壁のみ板石を立てる石室と、両壁とも基石に箱式石棺状の板石を立てその上に小口積みを行なう（または板石を平積みする）石室、石棺である。これらは縦内系に対し、在地系として理解され、大内氷上古墳の主体部もこの後者の系列の中でとらえられる。

時期的な変遷は明確ではないが、調査例の多い山口盆地では次のようになる。竪穴式石室系列のものは朝田墳墓群第Ⅱ地区第13号墳[2]、天神山１号墳[3]がある。箱式石棺系列の主体部は朝田墳墓群第Ⅲ地区第10号墳[4]、天神山８号墳[5]、朝田第Ⅱ地区第12号墳[6]の各例が知られており、朝田第Ⅲ地区第10号墳を除き他は５世紀中葉に相前後して築造される。朝田第Ⅲ地区第10号墳は６世紀代に比定されやや年代が下るものの朝田墳墓群では６世紀には家族墓として横穴墓が展開しており天神山６号墳や本古墳近隣の馬塚古墳[7]が６世紀初頭の横穴式石室を持つことからも、特定個人墓の竪穴式石室及び竪穴系石室は５世紀中葉から後半に至る一時期に築造され、５世紀を下ることはないと考えられる。本古墳の主体部もこの年代と大差ないと言えよう。なお第７トレンチ流出土から須恵器が出土したが小片で時期決定には役立たない。

次に墳形であるが、県内の前方後円墳は24基確認される[8]。そのうち発掘調査で墳形に関する良好な資料が得られているものはわずかであるが、全長に対する後円部比、後円部径に対する前方部幅の算出によって判断すると本県の前方後円墳は、前方部幅が貧弱であることの特徴が指摘できる[9]。たとえば前方部幅が後円部径の％になる例が多く、横穴式石室を有する後期の前方後円墳に至ってその数値が増加する傾向がある。その中で５世紀の前方後円墳としては県下最大の平生町・白鳥古墳[10]が後円部、前方部が同規模であり、下関市・若宮古墳[11]は後円部にせまる前方部拡張の傾向を持つ程度である。したがって本古墳の前方部の大きさは、逆にきわめて特徴的である。墳形からの年代推定は難しいが前方部発達という視点に立てば、若干ながら新しい様相を見い出しえよう。

以上の点から大内氷上古墳の年代は５世紀中葉から後半にかけての時期が妥当であると考えるが、以下同時期の周辺古墳と比較し検討を加えたい。

『大内氷上古墳』山口県埋蔵文化財調査報告第九六集
一九八六　17 頁

『山口県史』資料編考古1　五九頁　古墳時代　3．古墳の地域性　・・・・・・九世紀に成立したと推定される『先代旧事本紀』巻十の国造本紀に記載された国造と重ね会わせることができる。すなわち、周防部では大嶋（おおしま）、波久岐（はくき）、周防（すおう）、都怒（つぬ）の順に記載されている。県（あがた）としては娑麼（さば）県のみがある。(4)椹野川（ふしのがわ）流域の地域が波久岐国造の本拠地があったと被定しうる。・・・・・・

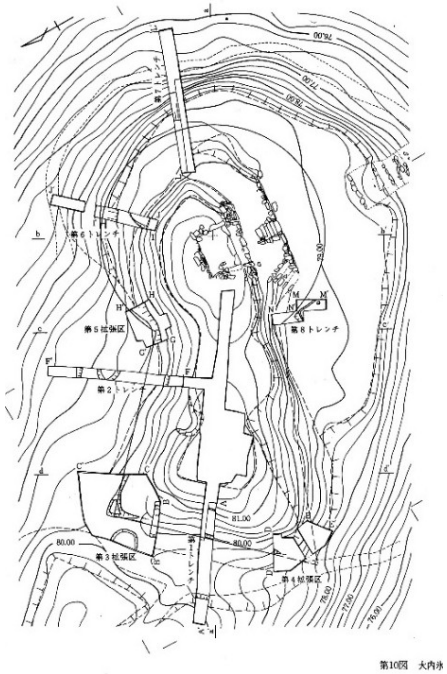

第10図　大内氷

『大内氷上古墳』　山口県埋蔵文化財調査報告第九六集　一九八六　一五、一六頁

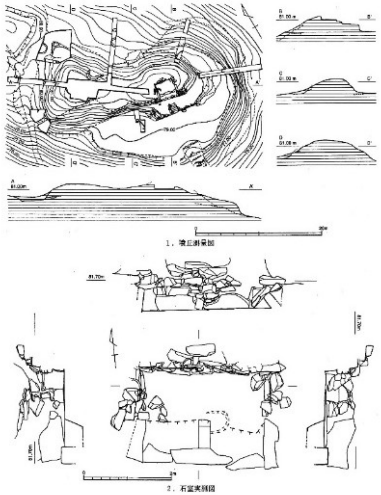

『山口県史』資料編考古１　五四一頁

Ⅰ　遺跡の位置と環境

大内氷上古墳は山口市大字大内御堀山根 348 に所在する全長28m の前方後円墳である。

山口市は中央を貫流する椹野川と、それに合流する各河川の流域に形成された山口、大内、宮野の盆地群、仁保、小鯖低地と、これらを取り囲む山地や丘陵から成立する。山口盆地は県都山口市街の中心であり北に宮野盆地に続く。大内盆地はこの山口盆地との間に宮野丘陵から派生する象頭山と今山丘陵の姫山が張り出し、両盆地間に一種の地形的領域をもって連接する。この大内盆地は仁保川、問田川の谷底平野である仁保、小鯖低地がそれぞれ北、南に続き、両河川の沖積平野である。

大内氷上古墳はこの大内盆地の北縁、仁保川の右岸一帯に南へ派生する丘陵地上に位置する。後世条里跡の地割が残る沖積地からの比高約50m 、標高80m である馬の背状の狭長な丘陵端に後円部を平野側に向け築造されている。ここからの眺望は良好で、大内盆地のほぼ全望が眼下に広がる。

近年山口盆地では国道９号山口バイパス等の開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査が行なわれてきた。これによって弥生時代から古墳時代にかけての多くの遺跡が確認され、集落跡と墳墓群

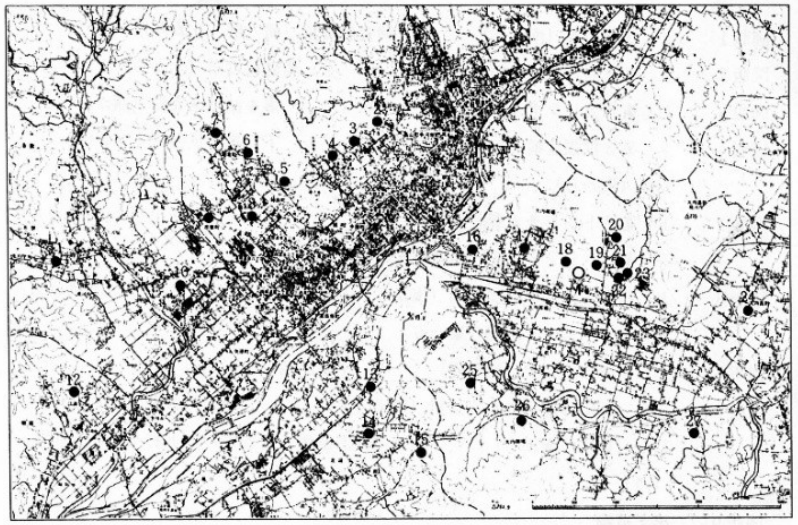

第１図　遺跡の位置と周辺の遺跡

１大内氷上古墳　２鴻ノ峰古墳群　３白石遺跡　４糸米遺跡　５荻峠遺跡　６朝倉大歳遺跡　７朝倉河内古墳群　８湯田楠木町遺跡　９赤妻古墳　10下東遺跡　11天神山古墳群　12朝田墳墓群　13日吉横穴群　14山口大学構内遺跡(吉田遺跡)　15大浴古墳　16御堀石棺　17馬塚古墳　18入野石棺　19山崎遺跡　20妙見社古墳群　21高尾古墳群　22山崎古墳　23仏供田遺跡　24大塚古墳　25問田片川遺跡　26新開古墳　27神田山石棺

山口県文化財調査報告第 96 集『大内氷上古墳』1986 山口県教育委員会１頁

等は天湯津彦命を遠祖とされている。

（２０）」

安芸国は『古事記』では「阿岐国と記載され、大化の改新後は阿岐国の領域そのまま安芸国（上国）が設けられた[21]。」

注（２０）『広島県史』古代中世資料編Ⅰ　六七三・六七四頁、『先代旧事本紀』巻第十国造本紀　五四一・五四二・五四六・五五一・五四五頁、注（２１）『古事記』（中）一九頁。

天湯津彦命［安芸津彦命・安芸都彦命 注（２２）『芸州府中荘誌』　二二一頁。主長・首長の義なり、人名にあらず）］

天湯津彦命五世孫（２３）阿岐国造・飽速玉命…阿岐国造氏族は佐伯氏と伝えられ厳嶋神社（廿日市市宮島町、世界遺産）の神主となって以来、代々世襲してきた。田所明神社（広島県安芸郡府中町）の田所氏も国造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は飽速玉命（飽速玉男命）を祭る。東広島市西条の三ツ城古墳は国造一族の墓とされる。……佐伯郡三宅村（広島市佐伯区五日市町三宅）の田所屋敷（宮島カンツリークラブのコースの一部や大片氏宅付近）ニ住ム

注（２３）『先代旧事本紀』「現代語訳」一四一頁*[27]。『先代旧事本紀「現代語訳」』五五一・五八七頁*[104]、『広島県史』古代中世資料編Ⅰ　六七二・六七三・六七四頁、　芸州府中荘誌二二一頁。

第一〇節　『広島県史』原始古代厳島社領の形成　四七四・四七五・四七六頁によると

厳島神社神主には、佐伯氏一族の族長的地位にあるものが任ぜられたが、後述するように、この一族は一一世紀中葉以降、佐東佐西両郡衙を拠点として勢威を伸長する神主家と安芸國衙機構を勢威拡張の拠点とする田所氏など分派したようである。しかしこの二派は分立後もともと厳島神を共通の祖神として仰ぐことに変わりなく、おそらく一二世紀初期ころまでには、『延喜式』の段階では、上位に位置づけられていた名神大社速谷神社を抜いて、厳島神社が安芸国一宮としとて位置づけられるにいたるのも、國衙機構に占めた田所氏など佐伯一族の力にあずかるところが大きかったものと推測される。さて、厳島社領荘園が本格的に形成されてくるのは十二世紀中葉以降である。これは平清盛が中央政界で確固とした地歩を占めるに至った時期とほぼ同時期である。安芸国の在地領主層のなかには、平氏に接近しその保護を得るため、厳島神社に所領寄進を行う者たちもいた。長寛二年（一一六四）六月平清盛家政所は凡氏家綱を山方（県）郡豊平町志道領の下司職に補任する旨、厳島神社神主佐伯景弘にあて下文を発給した。しかしこの荘園は凡家綱が平清盛に直接所領を寄進することによって成立したのでなく、以下のべるような経緯をたどって、本来厳島社領として成立してきた荘園であった。時期は明確ではないが、長寛二年（一一六四）よりかなり以前、山県本郡と加茂郷に散在する荒野が、その地主より厳島神社に寄進され、国司廳宣によりこれを社領とすることが認められていた。ところが厳島社領として認定されていた地主寄進の荒野は散在所領であったため、佐伯景弘は領域性を有する村との交換を國衙側に申請し、これにより、山県本郡と加茂郷には厳島社一円領として村々が便補されたのである。

第一一節　『廿日市町誌』通史編（上）二八四・二八五・二八六・二八七・二八八頁

１　律令国家と佐伯郡

安芸国の成立　……　安芸国は上国でかつ遠国に属していた。十世紀初に成立した『和名類聚抄』に「国府在安芸郡」とあるように平安時代以降安芸国府は安芸郡府中町の地に所在したことが知られてる。……

八世紀初頭の安芸国には専任の国司が置かれず、従って国司による現地掌握が不徹底のまま郡司たちに地方の支配は委ねられていたと推測される。

２　佐伯郡と種篦郷

佐伯郡……古代の佐伯郡はかなり広範囲にわたり、東は広島市の中心部を流れる太田川唐、西は県境の小瀬川にいたる、現在佐伯郡、広島市安佐南区、佐伯区、と安佐北区・西区の一部、大竹市に相当する。

『広島県史』原始古代一八四頁によると広島地域にはすくなくとも数個の軍団が存在していたはずである。天平十年（七三八）『周防国正税帳』には、「安芸国佐伯軍団擬少毅榎本連音足」とその従者食稲、酒、塩を下用していることから、佐伯軍団の存在が知られる。『広島県史』原始古代二〇七頁によると佐伯郡の郡司は「貞観二年（八六〇）も安芸国佐伯郡に始めて主政・主張一員を置く」「貞観五年（八六三）主政・主張一員を加え置く」とあるだけで不明である。

3『防府市史』通史Ⅰ　原始古代中世　一三七頁、一三八頁

第二節　周防国府における往来官使

正税帳に見る官使の往来

四日食稲伍拾束肆把　塩伍升肆勺

部領使　安芸国佐伯団擬少毅榎本連音足、舎従一人合二人往来

八日　食稲五束六把、酒六升四合、塩三合二勺

五月四日下流人　周防国佐波郡人爭爭礼君大

町、三日食稲六把塩八勺

部領伝使　刑部省解部従六位下苅間連養徳舎従二人、合三人

往来六日、食稲六束、酒六升、塩三合六勺

（略）

郡司と郡家

郡司の四等官制は大領・少領・主政・主帳を称しそのうち郡制を掌る大領・小領と文章の作成にあたる主政・主帳の間には、

同じ郡司といってもはっきりとした区別がみられ、ことに前者には地方豪族的側面が顕著であった。平安時代初期の頃に郡司の増員が行われている。『三代実録』の記事によれば、定観二年(八六〇)にはじめて主政を一人置き(定観二年十月三日条)、貞観五年(八六三)主政・主帳各一人を加え置いたとある(定観五年六月二日条)。十世紀初に成立した『和名類聚抄』によれば一二郷を官する上郡であり、なんらかの事情で主政は置かれなかったものの、令制施行当初より中郡とされていたと思われる。佐伯区五日市町利松の郡橋付近には郡・古保利・北郡・東郡・郡越・郡佐古と云った小地名が多く残っており佐伯郡に比定される。この地は古代山陽道筋にあたり……また譜代郡司佐伯氏の一族でのちに國衙の在庁官人となった田所氏がかって三宅(広島市佐伯区五日市町)に住していたらしいことも先の推定を裏づける。……

第一二節　『廿日市町史』通志編(上)古代の廿日市　平氏政権と厳島神社神　一　厳島神社神主佐伯景弘

安芸国一宮厳島神社、　三一一、三一二、三一三頁によると、一通の文書をしたためている「資料通信叢誌　第壱編厳島誌」。厳島神は、原始時代、神さびた弥山の山容を仰ぎつつこれを伏し拝んだ対岸に住む人々の心中にまず宿ったとすべきであろう。当初は臨時、仮設の祭壇を設け、素朴な祭礼をおこなうにすぎなかったと見られるが、やがて島内に常設の社殿がつくられるようになると、それを管理し祭祀を主宰する住民の固定化が進む。その頂点にたったのが大化の改新前代の阿岐国造、後に令制下の佐伯郡司へ系譜していく佐伯氏であった。佐伯氏という安芸国屈指の大族を祭祀権者に得て、厳島神社は平安時代を通じ次第にその社格を高めていった。六国史のうえでは日本後紀弘仁二年(八一一)七月己酉(十七日)条に佐伯郡の速谷神社と伊都岐島神が中央政府から名神祭の奉幣に預かるのを初見として、貞観元年(八五九)には伊都岐島神は従四位下(『三代実録』貞観元年正月二十七日条、同年九月には従四位上に昇叙されている(『三代実録』貞観九年十月十三日条)。

また一〇世紀初頭に編纂された『延喜式』の神名帳をみると、速谷神社・多家神社(安芸郡府中町)とならんで安芸国の式内社の一つに列しており、天慶三年(九四〇)海賊調伏の祈祷を行った功により、速谷神とともに正四位下に叙せられている(『長寛勘文』)。このように伊都岐島神は古代においてすでに安芸国を代表する有力な神となっていた。しかしこの時期は同じ佐伯郡に鎮座する速谷神と社格の上で拮抗しており、必ずしも安芸国において他に一頭抜きん出た存在ではなかった。ところが寛仁元年(一〇一七)中央政府が畿内七道諸国の有力神社に奉幣を行った際、安芸国では伊都岐島一社のみがそこにあげられている(『左経記』寛仁元年十月二日条)。十一世紀末から十二世紀初にかけて全国に一宮という制度があらわれ、厳島神社の場合も十二世紀後半の文書にそれを明示するものがあるが、そうした実質は寛仁元年の時点である程度かたちづくられていたとみることができる。一宮成立が国内の在庁官人に深い関わりをもつことからすれば、前述したように佐伯氏一族(田所氏)の在庁進出がその背景をなしていたことは疑いをいれない。

第一三節　田所氏の公職とは

阿岐国造家の田所氏は、天湯津彦命とその五世の孫阿岐国造・飽速玉命の後裔である。律令制において、今の広島市佐伯区三宅町の田所屋敷跡にて譜代の佐伯郡司を世襲した。『国史大辞典』第一巻九十一頁によると、安芸国の国衙は、安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ぶ区画があるのが、その遺跡と思われ、その東方に惣社と呼ぶ神祠が明治四年まで鎮座した。『国史大辞典』第十四巻六八八頁によると、留守所は「古代末期から中世前期にかけて諸国の国衙に置かれた行政機関。律令制の国司制度のもとで受領の国司が赴任しなくなると諸国には留守所が置かれて、受領の代官である目代が在庁官人を指揮して国の行政を行うようになった。」『国史大辞典』第十四巻三百四十五頁によると、遙任といって、「令制の地方官に任命されながら、赴任執務するのを免除されること。遙授ともいう。平安時代初期には、遙任・遙授も制度化していた。」国庁屋敷において、田所(佐伯)資隆は、西暦九〇〇年頃より佐西使度使・田所執事職として安芸国庁屋敷に赴任し襲した。安芸国では、一〇二七年頃から田所氏は田所信職の時代以降、田所氏が惣判官代等の有力在庁官人を世襲した。国司は「国司庁宣」により目代の派遣を告げ、目代と在庁官人の連署の「留守所下文」により国内統治機能を果たした。田所を構成する官人の肩書は目代・惣判官代・書生など様々であるが田所の責任者は有力な在庁官人が任せられた。『芸州府中荘誌』村の北方石井城に国庁屋敷と呼ぶ地あり。国庁神社・槻瀬明神は国庁屋敷に社を設け、庁員一同、朝夕礼拝した。治承三年(一一七九)より厳島神社・惣社・松崎別宮初申神事が安芸国の国祭として、朝廷より奉幣使を迎えて行われ、南北朝期時代より田所信高が奉幣使と、その後、田所石井兵衛尉在俊が、定勅使祭主を明治五年まで世襲した。厳島国府上卿屋敷の厳島遙拝所は奉幣使と、定勅使祭主の神殿である。十世紀初に成立した『和名類聚抄』によれば一二郷を官する上郡であり、なんらかの事情で主政は置かれなかったものの、令制施行当初より中郡とされていたと思われる。佐伯区五日市町利松の郡橋付近には郡・古保利・北郡・東郡・郡越・郡佐古と云った小地名が多く残っており佐伯郡に比定される。この地は古代山陽道筋にあたり……また譜代の郡司佐伯氏の一族でのちに國衙の在庁官人となった田所氏がかって三宅(広島市佐伯区三宅町)に住していたらしいことも先の推定を裏づける。……

『国史大辞典』第九巻二三六頁によると　田所は、「平安時代以後国衙におかれた在庁所の一つ。……國衙の在庁所の種類として健児所・検非違使・田所・出納所・調所・細工所等々の名称をあげている。田所はこうした分課的在庁所の内でも、土地関係の職掌を主としたものである。各國衙の行政分野にあって、田所の関与する検田は重要であった。検田については郡規模で郡検田所が設置されており、……荘園領主(社寺も含む)など、所料田の確認申請があると所料田

の確認申請があると国司はその申請文書を國衙田所の調査に付す。田所では國衙の検田帳(馬上帳)や国図(基準国図)と照合し朱書で国司に勘合注申する。この田所による坪付(田積)の朱注の結果を「丹勘」と呼ぶ。不輸免田を國衙に認定してもらう際、田所が作成するこの勘文は極めて重要であった。田所を構成する官人の肩書は目代・惣判官代・書生など様々であるが田所の責任者は有力な在庁官人が任せられたため、田所職の名称に見るように家職として世襲される場合もあった。・・・・・」『五日市町史』上巻七節　や『藝州府中荘誌』によると　田所氏は、安芸国第一の旧家で、旧・五日市町三宅の田所屋敷跡に住み佐伯姓を名乗っていた。本姓は佐伯で、阿岐国造の後裔と伝えられる。安芸国の在庁官人の中に、平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて大きな勢力をもっていた田所氏がいる。この田所氏の先祖は佐伯姓を名乗り、現在の佐伯区三宅町の田所屋敷に住み佐伯郡の郡司を務めていたが、国司の遙任が多くなってから国府に入り在庁官人になった。田所とは在庁の行政事務のうち、主として土地関係書類を管理する一つの部門(所)であったが佐伯氏が在庁官人となって田所執事の職を世襲するようになり田所氏と称するようになった。(２４)明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣(田所家文書)によると、田所資隆(朝廷より免状を賜り佐西四度使で田所執事職となる。佐伯姓を名のっていた。)は昌泰三年（九〇〇±）頃、旧・五日市町三宅の田所屋敷跡より国府・府中に赴任し在庁官人となった。田所　信職（天元三年～康平七年・九八〇～一〇六四）は、本姓は佐伯、氏が田所・三宅、三善（荘園を経営する役職名）田所執事職を康平七年（一〇六四）父資俊より相続、又大帳所惣大判官代に補任した。延久四年（一〇七二）佐伯郡田所屋敷（佐伯区五日市町三宅）より府中へ居住した。大帳所惣大判官代を寛治五年(一〇九一)田所信職より田所兼信が相続した。『田所累系』明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣（田所家文書）によると平安時代・保延元年（一一三五）に、本姓は旧来の佐伯を踏襲しつつ、田所職という古代の職名を氏にし、田所氏を現在まで世襲している。『芸州府中荘誌』および、『安芸府中町史』第一巻によると「阿岐国造家で、五日市田所屋敷から赴任し、国府に入った田所氏が世襲した主な職名は、佐西四度使・安芸国執事職(昌泰三年・九〇〇頃)、三善（荘園を経営する役職名）大帳所惣大判官代田所執事兄部職、田所文書執行職、田所惣大判官代田所兄部職、田所惣大判官代田所執事職、田所惣大判官田所書生職、田所惣大判官代田所文書職、田所及び『拾芥抄』(２５)によれば田所信高は奉幣使を兼ね、至徳二年（一三八五）より厳島国府上卿祭主等を明治五年（一八七二）まで代々世襲した。」

（２４）『田所累系』明治五年・明治八年・明治九年此三度差出扣（田所家文書）、『芸州府中荘誌』二一二・二一三・二一五・二二一頁、『安芸府中町史』第一巻　一九六・一九七・一九八・一九九頁。

（２５）『拾芥抄』『国史大事典』第七巻二百五十三頁

『口遊』や『二中歴』などの系列に属する百科全書。『拾芥略要抄』ともいう。古くは洞院公賢の撰、同実熙の増補としたが、和田英松は否定し、川瀬一馬は現存の『拾芥抄』は改編されたものでこれは洞院公熙の撰とする。現存本は三巻。和田英松は永仁二年（一二九四）の写本のある『本朝書籍目録』以前の成立とし、川瀬一馬は現在の改編『拾芥抄』は応歴四年（一三四一）四月より八月の間の成立とする。後堀川天皇を当代とした所がある。

第三章　阿岐国造の後裔としての田所氏

第一節　現在の広島市佐伯区三宅町の田所屋敷跡

『先代旧事本紀』「現代語訳」巻十国造本紀、五八七頁によると、国造氏族は佐伯氏と伝えられ、厳島神社の神主となって以来、代々世襲してきた。田所明神社の田所氏も国造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は飽速玉命(飽速玉男命)を祀る。東広島市西条の三ツ城古墳は国造氏族の墓とされる。

『広島県史』原始古代一八四頁によると広島地域にはすくなくとも数個の軍団が存在していたはずである。天平十年(七三八)『周防国正税帳』には、「安芸国佐伯軍団擬少毅榎本連音足」とその従者食稲、酒、塩を下用していることから、佐伯軍団の存在が知られる。『広島県史』原始古代二〇七頁によると佐伯郡の郡司は「貞観二年(八六〇)も安芸国佐伯郡に始めて主政・主張一員を置く」「貞観五年(八六三)主政・主張一員を加え置く」とあるだけで不明である。

佐伯郡は十世紀初に成立した『和名類聚抄』によれば一二郷を官する上郡であり、なんらかの事情で主政は置かれなかったものの、令制施行当初より中郡とされていたと思われる。佐伯区五日市町利松の郡橋付近には郡・古保利・北郡・東郡・郡越・郡佐古と云った小地名が多く残っており佐伯郡に比定される。この地は古代山陽道筋にあたり・・・・・・また譜代の郡司佐伯氏の一族でのちに國衙の在庁官人となった田所氏がかって三宅(広島市佐伯区五日市町)に住していたらしいことも先の推定を裏づける。・・・・・

『藝藩通志』第一　安芸国　国府　三〇頁や『広島県史』原始古代二三八頁によると大化の改新以前、阿岐国造の本拠が阿岐評を経て安芸郡になったと思われる。安芸郡は平安中期以降、安南、安北郡に分かれた。二四〇頁によると佐伯郡は郡名はサエキと呼ぶのが古制である。平安中期以降、佐東・佐西の両郡に分かれ、寛文四年(一六六四)、佐西は佐

伯、佐東は沼田郡と解消した。

『五日市町史』上巻第三章第二節一五〇頁によると安芸国の在庁官人の中に、平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて大きな勢力をもっていた田所氏がいる。この田所氏の先祖は佐伯姓を名乗り、現在の五日市町三宅に住み佐伯郡の譜代の郡司を務めていたが、国司の遙任が多くなってから国府に入り在庁官人になった。

『五日市町史』上巻二編　田所屋敷一四三頁、一四四頁によると田所は田荘とも書き、大化の改新以前の大和の豪族もしくは大化の改新以前の大和の豪族もしくは豪族の地方における土地の所有形態で、天皇・皇族の所有地が屯倉といったのに対し豪族の土地の所有地を田荘といった。田荘は世襲的にうけつがれ、……少し時代は下るが安芸国の在庁官人として活躍した安芸郡府中の田所氏は飽速玉命の後裔といわれ、もともと五日市町三宅付近にすんでいた。始祖佐伯資隆―資遠―資俊を経て信職の世に、現在の安芸郡府中町石井城に移ったといわれている。

『藝州府中荘誌』第八章第二節一田所家　二〇七頁によると　田所家は、安芸国第一の旧家にて、その祖先は遠く、飽速玉命にいずるという。……命の子孫爾後五百年今の五日市町外三宅村(現観音村)に住む、……故に『芸藩通志』五十五八〇六頁に、厳島を開きし佐伯鞍職もその子孫、今も厳島の祠官田所棚守皆佐伯姓とあり。かくて大化の改新後国造を廃せられて、郡の大領に任ぜられ、二百余年を経過せるが、時恰も藤原専横時代で政廳は綱紀弛緩し、管弦の巷と化し、地方の政治亦乱れ、大化の政道全く有名無実と化し、遂には国廳の長官たる守、介の赴任も無く、地方有力者地方有力者武器を取りて勢を張るもの出来たり、(是れ武士の起源か)、而してかかる地方の有力の士は争うて、国廳に入り所謂在廳政治なるものを開始す、当村国廳亦此の轍を踏み、佐伯三宅の荘にありたる、佐伯資隆、当府中国廳館に来たり、在廳政治を始めたりと、之れ田所氏の先祖が資隆にありといわれる所以なり。田所とは在庁の行政事務のうち、主として土地関係書類を管理する一つの部門(所)であったが佐伯氏が在庁官人となって田所執事の職を世襲するようになり田所氏と称するようになった。『五日市町史』上巻第三章第六節一七四頁によると佐伯郡は国廳の所在地府中に近く、しかも国廳の留守所の責任者田所氏は佐伯郡司職にあったし、以前から郡全般は厳島神社の荘園として認めていられながら名目上は国衙領であったからであろう。

『五日市町史』上巻第三章第七節一八一頁によると安芸郡府中の田所氏は、観音地区三宅の出である。飽速玉命の後裔にあたる佐伯資隆は三宅の地に住んだが、資遠、資俊を経て四代信職の時、府中の国廳に移った。代々田務職(田所職)を務めたので田所氏を称し佐伯を名乗っていた。この佐伯姓が信職のとき二つに分かれ、一方は国廳入りをし、一方は厳島神社に奉仕したのである。府中田所氏は国庁上卿(祭典に列席する者の内最上位の公卿)・正しくは厳島国府上卿とよばれ、厳島神社の二季祭、則ち二月・十一月の両祭には属官をひきいて、定勅使祭主となり島に渡って祭を行っていた。佐伯資隆(朝廷より免状を賜り佐西四度使で田所執事職となる。佐伯姓を名のっていた。)は昌泰三年(九〇〇±)頃、旧・五日市町三宅の田所屋敷より国府・府中の国庁屋敷に赴任し在庁官人となった。田所信職(天元三年～康平七年・九八〇～一〇六四)は、本姓は佐伯、氏が田所・三宅、藤原、三善(荘園を経営する役職名)田所執事職を康平七年(一〇六四)父資俊より相続、又大帳所惣大判官代に補任した。延久四年(一〇七二)佐伯郡田所屋敷(佐伯区五日市町三宅)より府中へ居住した。大帳所惣大判官代を寛治五年(一〇九一)田所信職より田所兼信が相続した。

第二節　芸藩通志　上古置郡図と中古置郡図

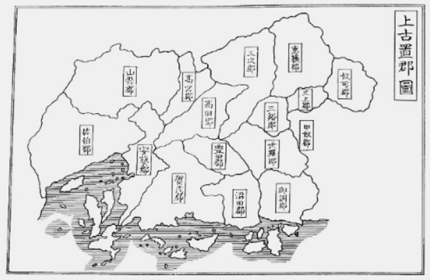

上古置郡図「芸藩通志」所載

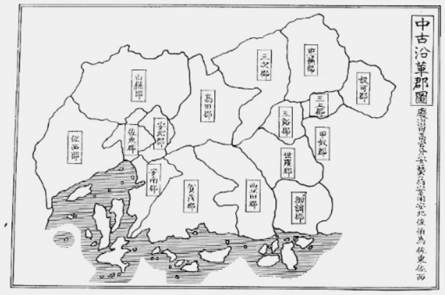

中古治革郡図「芸藩通志」所載

一、　国史跡　　国指定　　下岡田官衙遺跡　　令和三年三月二十六日

広島県ホームページ

下岡田官衙遺跡は広島湾北東部の山塊から南西に派生する丘陵の先端，標高十～六十㍍の南西向きの緩斜面地に立地する。昭和三十八年度から昭和四十一年度まで行われた遺跡中心部の内容確認を目的とした発掘調査で２棟

の瓦葺礎石建物や井戸などが検出されるとともに，瓦，土師器，須恵器，木簡，文書函蓋，木製品などが出土した。その立地や出土遺物，周辺の地名などから，早くから安芸駅家である可能性が指摘されてきた。

平成二十八年度から令和元年度まで府中町教育委員会によって行われた発掘調査やこれまでの調査成果の再検討の結果，遺跡は七世紀後半に漆を用いた作業に関わる施設として成立し，八世紀中ごろに計画的に配置された二棟の瓦葺礎石建物を中心とした施設となり，九世紀前半に廃絶したことが明らかになった。山陽道沿線では八世紀中葉以降に，瓦葺の駅家が整備されることが知られているが，本遺跡の施設もこれに合致し，規模や出土遺物からして寺院や国府，郡家関係施設とは考えにくく，駅家の可能性が極めて高いことが改めて確認された。

山陽道駅路に沿った陸海交通の要衝に立地する安芸駅家の可能性が高い官衙遺跡であり，山陽道沿線における官衙の展開を知る上でも重要な遺跡である。

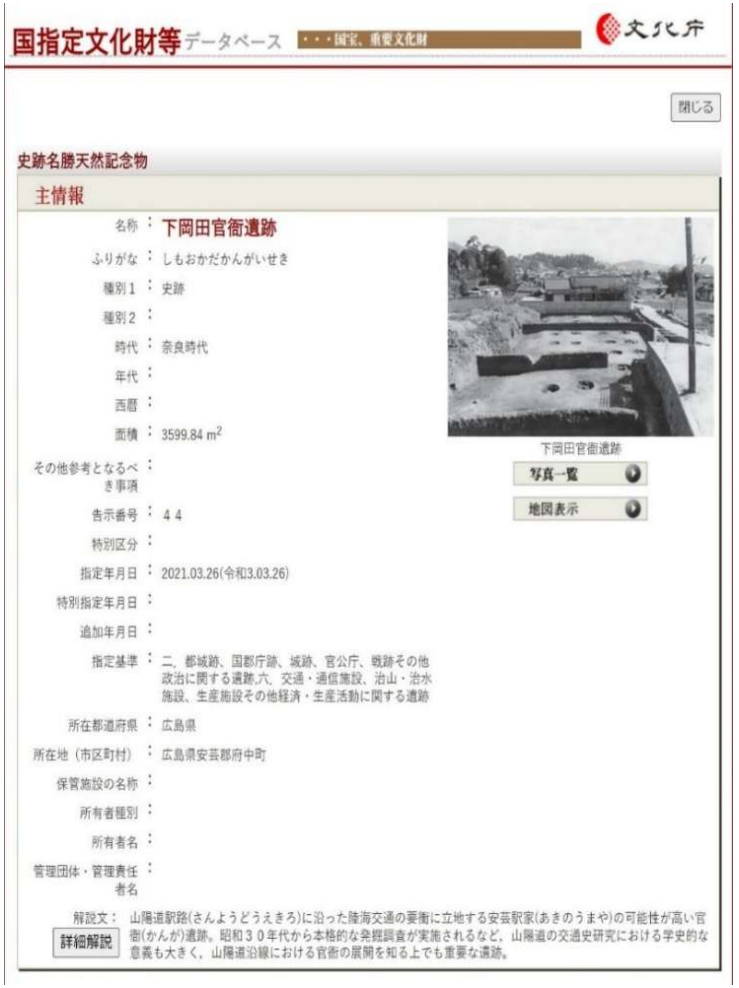

一　大化の改新と律令制と安芸国の成立

広島県安芸郡府中町役場の「広報ふちゅう」連載の「府中町ふるさと歴史散歩」［第四十一回］大化の改新と律令制と安芸国の成立⑤によると、［安芸府中の土地は狭く、広大な平野をもっていないが、国郡制の施行と同時に、この地に国府が設置されたと考えるのは、以下のような根拠に基づくのである。まず、府域の広さは位置決定論とならないことである。国府の府域は延喜式でいう「大国」ランクで八町（約八七二㍍）四方の広さで、それ以外は方六町（約六四五㍍）以下でよかったので、「上国」ランクの安芸府中の府域の大きさは方六町以下でよかった。また、狭い土地でも国府が設置された例として、長門国府（下関市長府町）があり、国府は必ずしも大規模である必要はないのである。次に、国分寺が国府に近接しているケースがほとんどの中で、信濃国（長野県）の国府の例では、国府は松本市、国分寺は上田市にあり、その間は五〇キロメートルも離れている。したがって国府・国分寺一体論も決定的な根拠とはならないのである。さらに、瀬戸内海に面する国の国府の立地をみてみると、沿海の地、または河川交通の便利な所にあるものが多く、西条の地では、内陸河川交通がまったく望めない。これに対して安芸府中は、古代から広島湾が深く湾入した良港であり、水運の便に恵まれていたことは間違いない。国府と中央政府との連絡や貢納物や租税の輸送は山陽道による陸上輸送を原則としていたが、天平勝宝八年（七五六年）の太政官処分にて春米（つきよね）（臼でついた米）の海上輸送を認めており、国司の赴任はもっと早くから船の使用を許している。つまり中央政府は陸上交通から海上交通政策への転換をはかっていた。とはいえ、山陽道による陸上交通も依然として重要な役割を持っていた。府中町には「湊（みなと）」（現在の宮の町付近）の地名がありまた古代の大動脈である山陽道の安芸駅家（えきや）とされている下岡田遺跡がある。このように陸上交通の駅と海上交通の「湊」が重なり合った安芸府中こそ、古代の交通機能上きわめて重要な役割を果し、早くから注目されていたに違いない。そもそも、わが国が律令制度を導入し、中央集権的な国家づくりを行った目的は、緊迫する国際情勢に対応するためであった。隋唐帝国は高句麗へ何度も遠征を行っており、わが国はその帝国へ律令制度を学ぶために何度も使節を派遣している。その一方で隣国の百済を救援するため軍を派遣し天智天皇二年（六六三年）に白村江で倭国（日本）・百済の連合軍と唐・新羅の連合軍が戦っており、結果として倭国・百済の連合軍が敗れている。この戦いの翌年に、わが国は防衛策として北九州・瀬戸内沿岸にかけて水城（みずき）や山城を築いて海辺の守りを強化し、食料備蓄倉庫群を建設した。当然ながら兵士・武器・糧秣などの海上輸送の整備と軍船の調達・建造がこの時期における中央政府（朝廷）の最大の関心事であったことはいうまでもない。これらの背景とともに、わが国が遣百済使、遣新羅使、遣高句麗使、遣隋使や遣唐使を派遣し、これらの国からの使節が都へ来航したことを考えると、瀬戸内海が国際的な交通機能を持っていたことは、容易に想像できる。古代日本の表玄関である太宰府と都の間において、安芸国は対外

政策上の観点と造船立国の観点から太宰府に次いで重要な拠点の一つであり、その統治機関は水運の便が良かった安芸府中に存在したと考えるのが合理的だろう。」

府中町文化財保護審議会　会長
元下岡田遺跡調査指導委員会・委員長　島根県立大学名誉教授　横田　禎昭

安芸郡は、『国史大辞典』巻二の七七頁によると、安芸国の郡。六国史の所見は『三代実録』貞観四年（八六二）七月条で「安芸国安芸郡、始置二主政一員一」とあるから、そのとき中郡になったのであろう。国号と同名であり、郡内に安芸郷のあること、古代以来府中（安芸郡府中町）の称のあることなどから、おそらく令制置郡以来の郡名で、國衙の所在地であり、阿岐（あき）国造の本拠地と推定される。……令制のもと山陽道の官道が横断し、それと内陸海岸との接点にあると推定される位置からは、安藝駅館または國衙建物とすべき遺構が発見されている（下岡田遺跡）。

『広島縣史』第一編　地志　百三十三頁によると(26)

国府　中古以来、国衙ありし所、当時音便にてコフいい、後世は国府と称したり。安芸国府は、今の安芸郡府中村なり、国庁屋敷(27)と呼ぶ地あり、往時の在庁田所家の裔、多家神社社司田所竹槌の現住地即是なり。

注（２５）『広島縣史』（発行一九二一～一九二四　発行者　帝国地方行政学会）

注（２６）『国史大辞典』第五巻　六七六頁　によると　国庁とは律令制のもとで、国司が政務をとる官庁を国庁という。その所在地として計画的に設定された地方都市を国府とする。明治五年まで安芸国庁屋敷と厳島国府上卿屋敷が存続した。『国史大辞典』第一巻九一頁によると「国衙は安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ぶ区画がその遺跡と思われ、・・・・・・この府中の地は安芸郡安芸郷の地の内であるとともに、山陽道の位置に比定される海陸の要衝である。

下記の「安藝国府の系譜」は、『田所累系』を広島県立文書館西村晃氏の解読を基に、安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会・会長　元陸上自衛隊レンジャー教官　田所明神社　宮司　田所恒之輔が『先代旧事本紀』「現代語訳」や広島県史の古文書や公の古文書等の各種資料で、*府中町史第一巻の田所氏累系（藤田精一氏が明治末年「尚古」に発表されたものを府中町史編纂室長文学博士小林利宣氏が推敲されたもの）等を参考にして、検証した。

奈良時代　和銅三年（七一〇）から延暦一三年（七九四）

三「安藝国府の系譜」

『国史大辞典』第一四巻六八八頁によると、留守所は古代末期から中世前期にかけて諸国の国衙に置かれた行政機関。国司の代官である目代が在庁官人を指揮して国の行政を行うようになった。『国史大辞典』第一四巻三四五頁によると、遙任といって、令制の地方官に任命されながら、赴任執務するのを免除されること。『国史大辞典』第九巻二三六頁によると、田所とは、平安時代以後、国衙に置かれた在庁所の一つ。田所を構成する官人の肩書きは目代・惣大判官代や書生職など、有力な在庁官人にまかせられたため、「田所職」の名称にあるように家職として世襲される場合もあった。国衙田所は、国司に国図と照合し、朱書で国司に勘合注申する。田所による坪付（田積）の朱注作業の結果を田所「丹勘」と呼ぶ。社寺など不輸免田を国衙に認定してもらう際、田所が作成する勘文は、極めて重要であった。

安芸守　忍海連人成　養老四年（七二〇）　出典　続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四一頁）
安芸守　石川朝臣夫子　天平四年（七三二）　出典　続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四一頁）
安芸守　安曇宿祢大足　天平勝宝五年（七五三）　出典　続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四二頁）
安芸守　柿本朝臣市守　天平宝字元年（七五七）　出典　続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四二頁）
安芸守　豊野直人出雲　天平宝字五年（七六一）　出典　続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四三頁）
安芸守　藤原朝臣小黒麻呂・天平神護景雲二年（七六六）出典続日本紀・備考（『安芸府中町史』第三巻四三頁）
安芸守　坂上大忌寸苅田麻呂　宝亀二年（七七一）　出典続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四三頁）
安芸守　坂上大忌寸苅田麻呂　宝亀三年（七七二）　出典続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四三頁）
安芸守　大伴連大浦　宝亀五年（七七四）　宝亀六年卒　出典続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四三頁）
安芸守　安倍眞足　出典続日本紀
安芸守　文屋直人水通　宝亀六年（七七五）　出典続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四三頁）
安芸守　気多王　宝亀十年（七七九）　出典続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四三頁）
安芸守　陽候王　延暦二年（七八三）　出典　続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四四頁）
安芸守　藤原朝臣園人　延暦四年（七八五）　出典　続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四四頁）
安芸守　石川朝臣公足　延暦八年（七八九）　出典　続日本紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四四頁）
平安時代　延暦三年（七九四）から元暦二年（一一八五）
安芸守　巨勢朝臣訓備　延暦一六年（七九七）　出典　日本後紀　備考（『安芸府中町史』第三巻四四頁）

安芸守　高村忌寸田使　延暦一七年(七九八)　出典　外記補任　備考(『安芸府中町史』第三巻四四頁)
安芸守　藤原朝臣伊勢人　大同元年(八〇六)　備考(『安芸府中町史』第三巻四四頁)
安芸守　高橋朝臣祖麻呂　大同三年(八〇八)　備考(『安芸府中町史』第三巻四五頁)
安芸守　多入鹿　大同四年(八〇九)　出典　公卿補任　備考(『安芸府中町史』第三巻四五頁)
安芸守　(権守)安倍朝臣清継　弘仁元年(八一〇)　出典　日本後紀　備考(『安芸府中町史』第三巻四五頁)
安芸守　多朝臣入鹿　弘仁元年(八一〇)　出典　日本後紀　備考(『安芸府中町史』第三巻四五頁)
安芸守　(権守)藤原朝臣眞川　弘仁元年(八一〇)　出典　日本後紀　備考(『安芸府中町史』第三巻四五頁)
安芸守　御井王　弘仁三年(八一二)　出典　日本後紀　備考(『安芸府中町史』第三巻四五頁)
安芸守　清原眞人長谷　天長三年(八二六)　出典　公卿補任　備考(『安芸府中町史』第三巻四六頁)
安芸守　(権守)小野朝臣末継　承和六年(八三九)　出典　続日本後紀　備考(『安芸府中町史』第三巻四六頁)
安芸守　藤原朝臣濱王　承和七年(八四〇)　出典　続日本後紀　備考(『安芸府中町史』第三巻四七頁)
安芸守　(権守)佐伯宿弥春海　承和十年(八四三)　出典　続日本後紀　備考(『安芸府中町史』第三巻四七頁)
(介)大岡宿禰豊継　承和十三年(八四六)　出典　続日本後紀　備考(『安芸府中町史』第三巻四七頁)
(介)百済宿弥河成　承和十三年(八四六)　出典　続日本後紀　備考(『安芸府中町史』第三巻四七頁)
安芸守　豊前王　承和十四年(八四七)　出典　三代実録　備考(『安芸府中町史』第三巻四七頁)
安芸守　紀朝臣綱雄　嘉祥元年(八四八)　出典　続日本後紀　備考(『安芸府中町史』第三巻四七頁)
安芸守　橘朝臣眞直　嘉祥二年(八四九)　出典　続日本後紀　備考(『安芸府中町史』第三巻四七頁)
安芸守　橘朝臣貞根　嘉祥三年(八五〇)　出典　文徳実録　備考(『安芸府中町史』第三巻四七頁)
安芸守　清原眞人瀧雄　斉衡元年(八五四)　出典　文徳実録　備考(『安芸府中町史』第三巻四七頁)
安芸守　百済王安宗　天安二年(八五八)　出典　文徳実録　備考(『安芸府中町史』第三巻四七頁)
安芸守　大和真人吉直　天安二年(八五八)　出典　文徳実録　備考(『安芸府中町史』第三巻四七頁)

『広島県史』原始古代二〇七頁によると佐伯郡の郡司は「貞観二年(八六〇)も安芸国佐伯郡に始めて主政・主張一員を置く」「貞観五年(八六三)主政・主張一員を加え置く」とあるだけで不明である。『五日市町史』上巻第三章第二節一五〇頁によると安芸国の在庁官人の中に、平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて大きな勢力をもっていた田所氏がいる。この田所氏の先祖は佐伯姓を名乗り、現在の五日市町三宅に住み佐伯郡の譜代の郡司を務めていたが、国司の遙任が多くなってから国府に入り在庁官人になった。

安芸国は、律令制において、平安時代中期頃より国司は任命されても赴任せず、遙任といって、留守所を置いて有力在庁官人と呼ばれる地方豪族(田所氏)にその国の政治を任せるようになっていた。遙任とは、『国史大辞典』第一四巻三四五頁によると　令制の地方官に任命されながら、赴任執務をするのを免除されること。『国史大辞典』第六巻三百四十頁によると佐伯郡は平安時代後期に分裂し、その西半分を占めた。厳島・能美島を含む。

安芸守　藤原朝臣關主　貞観三年(八六一)　出典　三代実録　備考(『安芸府中町史』第三巻四八頁)
安芸守　基兄王　貞観七年(八六五)　出典　三代実録　備考(『安芸府中町史』第三巻四八頁)
安芸守　(権守)藤原朝臣水谷　貞観八年(八六六)　出典　三代実録　備考(『安芸府中町史』第三巻四八頁)
安芸守　藤原朝臣興世　貞観一一年(八六九)　出典　三代実録　備考(『安芸府中町史』第三巻四八頁)
安芸守　(権守)菅野朝臣佐世　元慶二年(八七八)　出典　三代実録　備考(『安芸府中町史』第三巻四八頁)
安芸守　(権守)藤原朝臣岑人　元慶三年(八七九)　備考(『安芸府中町史』第三巻四八頁)
安芸守　上毛野氏永　元慶八年(八八四)
安芸守　安倍朝臣肱主　仁和二年(八八六)出典　三代実録
安芸守　藤原禮典　寛平二年(八九〇)　出典　尊卑分脉

第四節　資隆

『田所累系』によると
佐伯資隆という。
佐西四度使(27)、姓平又佐伯両姓、当国執事職、免状ニ有リ*(九〇〇＋一)
　　あいしれもうさず
氏三宅、通称相知不レ申、又田所ト云ハ免状ニ任ニスト田所執事職一
有ルヲ以テ代々田所・三宅両名を用ユ、尤(もつとも)年号ハ分リ不レ申、元祖ヨリ十五代高資代相論(そうろん)之事有(ありて)而、弘長

二年(一二六二)夏上洛ス、其時重代之
書類周防之国阿弥陀仏の宿所二預ケ置、文永三年二月十五日、同所出火ニテ代々の書類、国宣、年々の免状
悉く消失ス、然リト 雖 モ知行無二相違一旨ヲ訴エ、譲リ状ノ旨ニ任セ、弘安十一年(一二八八)五月日免状
ヲ賜ハリ、其ノ免状アリ、
元祖ヨリ十五代迄之年号悉ク相知不レ申

注(27) 四度使とは『国史大事典』第七巻五四四頁には正税帳使・朝集使・大帳使・貢調使があり四度使のひとつ、正税帳及び同枝文ならびに義倉帳・官田地子帳などを太政官に進上するための古代の国使。国司及び国史生が充てられ雑掌も付された。
正税帳は古代律令制下、国司が毎年太政官に提出する諸国に貯積された官稲中の正税の収納・運用に関する決算報告書。

安芸守　伴宿弥忠行　延喜四年(九〇四)
安芸守　高階眞人惟明(権守)　延喜一二年(九一二)出典伏見宮御記録
安芸守　高橋良成　延喜一三年(九一三)出典　日本紀略
安芸守　藤原時善　延喜一三年(九一三)出典　本朝分粋

*『五日市町史』上巻第二編第二章一四三頁、一四四頁〇田所屋敷及び、『藝州府中荘誌』二〇七頁、二〇八頁及び、田所氏と西国街道公式看板・田所明神社公式略記によると
(佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ国府府中の国庁屋敷に赴任ス)
田所古墳(三宅田所古墳)　五日市町史上巻一三八頁、一三九頁に記載がある。昭和五年に発掘された田所古墳は七世紀後半の須恵器が発掘された。一つは横瓶で、他の一つは平瓶である。
『府中町史』第一巻一九六頁によると　文永三年二月一日出火のため代々の国宣、年々の御免状等焼失、これを採択

第五節　資遠　『田所累系』によると
佐西四度使、姓平又佐伯両姓相伝フナリ、*(九三〇+一)
氏三宅、伝云、佐西四度使ニテ当国佐伯郡三宅村二住セシ故ナリト、
又田所ハ当国田務職タリシヲ以テノ事ナリシト云フ
*『五日市町史』上巻第二編第二章一四三頁、一四四頁〇田所屋敷及び、『藝州府中荘誌』二〇七頁、二〇八頁及び、田所氏と西国街道公式看板・田所明神社公式略記によると
(*世襲にて佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ国府府中の国庁屋敷に赴任ス)

安芸守　高階眞人惟明　承平六年　(九三六)出典　政事要略　備考(『安芸府中町史』第三巻五一頁)
安芸守　平　佐忠　承平六年　(九三六)出典　尊卑分脈脱漏

第六節　資俊　『田所累系』によると
佐西四度使、姓平、氏三宅、父資遠齢八十有余二テ卒ス、*(九五五+一)
此時親族池田四郎季直ト云者田所執事職ヲ欲二押領一、
そのいわれなき　ちょうていにうったえ　もとのごとくゆずりえせしむ
然レトモ無二其謂一旨訴二朝廷一、如レ元令レ得レ譲
ト伝云フ、此者迄三代佐西四度使トアレドモ、佐西四度使免状焼失ニテ相知不レ申

安芸守　三善眞人是風　天徳二年(九五八)出典　朝野群載
安芸守　小野傳説ヵ　応和二年(九六二)出典　外記補任

*『五日市町史』上巻第二編第二章一四三頁、一四四頁〇田所屋敷及び、『藝州府中荘誌』二〇七頁、二〇八頁によると
(*世襲にて佐伯郡三宅村ノ田所屋敷ヨリ国府府中の国庁屋敷にに赴任ス)

安芸守　三善道統　安和二年(九六九)　出典　本朝分粋
安芸守　藤原為頼(権守)　天禄元年(九七〇)　出典　為頼集
安芸守　源　蕃平(権守)　天延元年(九七三)　出典　日本紀略

安芸守　源　扶義　天元三年(九八〇)　出典　外記補任
安芸守　藤原季随　長徳四年(九九八)　出典　権紀
安芸守　多米国定　長保元年(九九九)　出典　外記補任
安芸守　中臣宣輔(権守)　長保五年(一〇〇三)　出典　中臣系図
安芸守　平　雅康　長保　？　出典　尊卑分脈

第七節　信職　『田所累系』によると

姓平、氏三宅、康平七年(一〇〇四)二月朔日、父資俊之受レ譲而相続シ

任二田所執事職一、又寛治五年(一〇九一)四月、田所代々職事欲三干嫡子兼信請二国裁一、則受レ譲此兼信補二任大帳所大判官代一二

『五日市町史』一四三頁、『芸州府中荘誌』一七七頁によると

注(28)国庁屋敷は『田所文書』に在庁屋敷とある。『国史大辞典』安芸国の国衙は安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ばれる区画があるのが、その遺跡と思われ、その東方に惣社と呼ぶ神祠が明治四年(一八七一)とある。

国庁神社は『田所文書』に国庁社造立免とある。(29)

注(29)国庁神社は『芸州府中荘誌』村の北方石井城に国庁屋敷と呼ぶ地あり国庁神社は字石井城国庁屋敷(現田所屋敷内)にあり、社地一畝一歩を有せしと。往古国庁内に神社を設け庁員一同朝、夕禮拝したもの。

槻瀬明神(30)は厳島遙拝所として国庁神社と槻瀬明神とある。

注(30)槻瀬明神は『芸藩通史』巻二、五三二頁名神考によると『安芸国神名帳』に正二位五前の位階とある。田所氏の宅後に神石あり、つきのかみと称して、毎年正月三日、十二月晦日、燈を献じて之を祭る。『厳島図絵』巻四之二に府中上卿田所氏として厳島国府上卿屋敷の神殿として、厳島遙拝所(国庁神社と槻瀬明神)がある。

『芸藩通志』巻五　巻百三十九(二二三五)安藝国安藝郡　府中村田所伊織家蔵
田所職譲状補任庁宣
『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(二五一、二五二頁)
安藝地区藝藩通志所収田所文書(二二三五頁)
三善信職譲状
『芸藩通志』巻五　巻百三十九(浅野文庫)(広島市立中央図書館蔵)
『安芸府中町史』第二巻第三部古代中世資料一五四頁
寛治五年(一〇九一)四月八日田所惣大判官代三善信職の花押あり。

安芸守　藤原頼明　治安二年(一〇二二)　出典　弁官補任
安芸守　藤原章信　萬寿元年(一〇二四)　出典　小右記
安芸守　藤原頼定　萬寿二年(一〇二五)　出典　小右記　備考(『安芸府中町史』第三巻五六頁)
安芸守　紀　宣明　萬寿四年(一〇二七)　出典　小右記　備考(『安芸府中町史』第三巻五六頁)
安芸守　藤原良資　長元元年(一〇二八)十月　出典　小右記
安芸守　藤原頼宣　長元元年(一〇二八)十一月　出典　小右記
安芸守　藤原頼清　長元四年(一〇三一)　出典　小右記
安芸守　紀　宣明　長元五年(一〇三二)　出典　左経記　備考(『安芸府中町史』第三巻五六頁)
安芸守　中原師任(大介)　永承三年(一〇四八)　出典　新出厳島文書
安芸守　藤原義綱(大介)　天喜元年(一〇五三)　出典　御判物帖
安芸守　源　俊經(大介)　天喜四年(一〇五六)
安芸守　源　隆基　天喜五年(一〇五七)　出典　新出厳島文書

安芸守　藤原邦昌　？　康平六年（一〇六三）出典　除目大成抄
（大介）
安芸守　藤原家平　治暦四年（一〇六八）　出典　新出厳島文書
（大介）
安芸守　藤原清綱　延元四年（一〇七二）　出典　新出厳島文書
（権守）
安芸守　源　基綱　承保二年（一〇七五）　出典　魚魯愚抄
（大介）
安芸守　源　俊輔　承暦元年（一〇七七）（承保四年）　出典　水左記
（大介）
安芸守　源　俊輔　応徳二年（一〇八五）　出典　御判物帖
（大介）
安芸守　藤原有俊　寛治五年（一〇九一）　出典　芸藩通志
安芸守　藤原有俊　嘉保元年（一〇九四）
安芸守　藤原有俊　嘉保二年（一〇九五）　出典　朝野群載
（大介）
安芸守　藤原有俊　嘉保三年（一〇九六）　出典　御判物帖
（大介）
安芸守　藤原經忠　承徳二年（一〇九八）　出典　新出厳島文書
（権守）
安芸守　藤原重基　康和元年（一〇九九）　出典　本朝世紀
安芸守　源　經忠　長治三年（一一〇六）　出典　朝野群載
（権守）
安芸守　藤原仲經　出典　赤松系図
（大介）
安芸守　藤原尹通　天永二年（一一一一）　出典　長秋記
安芸守　藤原忠俊　出典　中右記
安芸守　藤原尹通　永久五年（一一一七）　出典　朝野群載
安芸守　藤原為忠　元永元年（一一一八）　出典　中右記
（権守）
安芸守　中原則兼　保安二年（一一二一）　出典　除目大成抄
（大介）
安芸守　藤原為忠　保安三年（一一二二）　出典　芸藩通志　六一頁
安芸守　藤原為忠　保安五年（一一二四）　出典　中右記目録　六一頁
安芸守　藤原資盛　大治二年（一一二七）　出典　二中歴　六一頁
（権守）
安芸守　源　信雅　大治四年（一一二九）　出典　長秋記
安芸守　藤原資盛　天承元年（一一三一）　出典　長秋記
安芸守　藤原資盛　保延元年（一一三五）　出典　長秋記
安芸守　藤原成行　出典　尊卑分脈
（大介）（守カ）
安芸守　藤原光隆　保延二年（一一三六）　出典　公卿補仁
安芸守　源　光隆　康治二年（一一四三）　出典　本朝世紀　六二頁
（権守）
安芸守　源　高範　久安二年（一一四六）　出典　本朝世紀　六二頁

厳島社領の形成

『厳島信仰事典』厳島信仰の歴史　社運の隆盛、五八頁によると、平家一門の信仰と景弘の縦横の活躍によって、厳島神社は画期的な盛運を示すにいたった。

第一三節　平清盛と厳島神社神主佐伯景弘

安芸国一宮になったとはいえ、十二世紀半ばごろまでの厳島神社はまだ世間の注目を浴びることもものない西国の一地方の神社にすぎなかった。それを一躍天下に名だたる神社へ押し上げたのは、言うまでもなく平清盛をはじめとする平家一門の熱烈な信仰であった。

平清盛の略歴

久安二年(一一四六)二月一日　安芸守補任　正四位下
久寿二年(一一五五)十月　安芸守補任　大介
保元元年(一一五六)九月十七日　安芸守補任
保元元年(一一五六)八月十日　太宰大弐補任
永暦元年(一一六〇)　参議に任ず　正三位
永暦二年(一一六一)　権中納言に任ず
長寛二年(一一六四)九月　平家納経三二巻を厳島神社に奉納
長寛三年(一一六五)　権大納言
仁安元年(一一六六)　内大臣
仁安二年(一一六七)　太政大臣
仁安三年(一一六八)二月十一日　出家　法名浄海

このような平家一門の篤い信仰と保護が神社に対し加えられたころ、現地においてひときわ光彩を放った人物がいる。清盛の厳島信仰を引き出した蔭の立役者というべき人、厳島神社神主佐伯景弘である。仁安三年(一一八六)十一月、時の厳島神社神主佐伯景弘は平清盛の絶大な支援によってまったく装いも新たにした社殿の完成を機に一通の文書をしたためている。……

佐伯景弘の略歴

長寛二年(一一六四)　掃部允司職(かもんのじょう)　正七位相当
長寛二年(一一六四)　正五位下
嘉応二年(一一七〇)　建春門院(平滋子)が高倉天皇の御祈祷を厳島社に奉納する際の奉幣使「野坂文書」三一四号
治承三年(一一七九)十一月三田郷地頭職補任「御判物帖」一三一、一三三号
治承四年(一一八〇)八月三田郷粟屋郷地頭職補任「新出厳島文書」一〇、五六号
寿永二年(一一八三)　昇叙　従四位下
寿永二年(一一八三)　国司補任
文治三年(一一八七)六月　昇叙　介
文治三年(一一八七)　宝剣天叢雲剣(あめのむらくものつるぎ)　宝剣求捜使に任ぜられる。

安芸守　平　清盛　久安二年(一一四六)　出典　公卿補仁　六二頁
安芸守　惟國　久安三年(一一四七)　出典　台記別記　六二頁
安芸守　源　成雅　久安五年(一一四九)　出典　本朝世紀　六二頁
安芸守　平　清盛　仁平三年(一一五三)　出典　本朝世紀　六二頁

(大介)
安芸守　平　清盛　久寿二年(一一五五)　出典　野坂文書
安芸守　平　經盛　保元元年(一一五六　出典)　兵範記　六二頁
安芸守　平　頼盛　保元元年閏(一一五六)　出典　公卿補任　六二頁

(権守)
安芸守　平　信範　保元三年一月(一一五八)　出典　山槐記
安芸守　藤原隆行　保元三年八月(一一五八)　出典　山槐記　六二頁
安芸守　平　経時　永暦二年(一一六一)
安芸守　藤原能盛　仁安元年(一一六六)　出典　兵範記　六三頁
安芸守　菅原在經　治承四年(一一八〇)　出典　高倉院御幸記
安芸守　藤原則宗　寿永三年(一一八四)　出典　公卿補任
安芸守　大江広元　元暦元年(一一八四)

(介)佐伯景弘　文治三年(一一八七)
安芸守　藤原範時　文治五年(一一八九)　出典　東鑑
安芸守　藤原宗行　建久五年(一一九四)　出典　公卿補任

(不明)

第八節　兼信　『田所累系』によると

姓平、三善、藤原

寛治五年（一〇九一）四月一〇日、父信職之受レ譲而任二田所執事職一

之御庁宣ト云綸旨ヲ所持ス、又安南・佐東・加茂・高宮諸郡之内領知ヲ譲ルト云フコト本系図ニ相見エ、廳宣　田所大帳所惣判官代三善兼信、

寛治五年（一〇九一）四月一〇日

大介藤原朝臣　墨判　御朱印五カ所ニアリ

『府中町史』第二巻一五四、一五五頁　田所職譲状、補任庁宣

田所惣大判官代藤原朝臣　寛治五年四月一〇日相続

『芸藩通志』巻五巻百三十九安藝国安芸郡（二一三六頁）　安藝地区『芸藩通志』所収田所文書

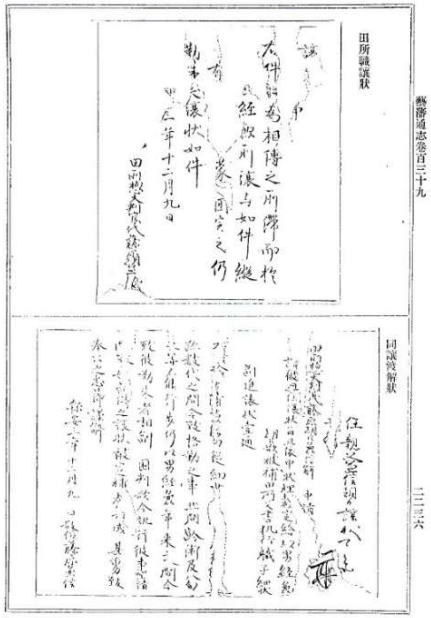

『安芸府中町史』第2巻（一五六頁）『芸藩通志』巻五　巻百三十九安藝国安芸郡　保安三年（一一二二）　広島市中央図書館

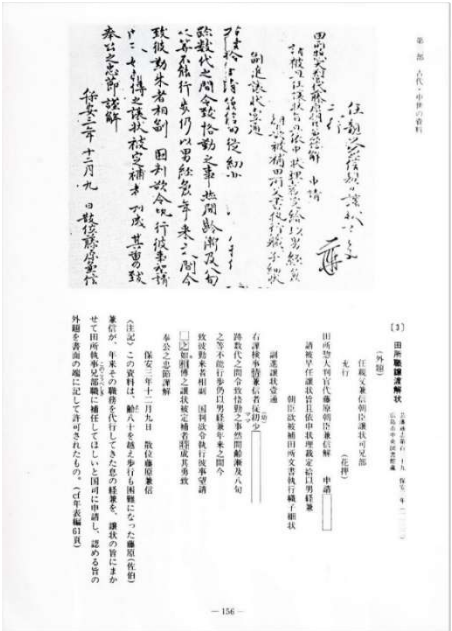

『芸藩通志』巻五　巻百三十九安藝国安芸郡（二一三七頁）　安藝地区藝『芸藩通志』所収田所文書

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ（二五一頁）安藝地区藝藩通志所収田所文書

『安芸府中町史』第2巻（一五八頁）　藝藩通志巻五　巻百三十九安藝国安芸郡　保安三年（一一二二）　広島市中央図書館蔵

田所職補任廳宣　（安藝国司廳宣）

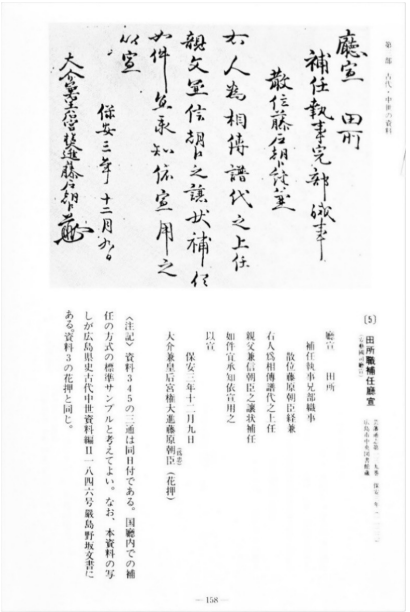

田所職譲状『芸藩通志』巻百三十九　保安三年（一一二三）
（藤原兼信譲状）

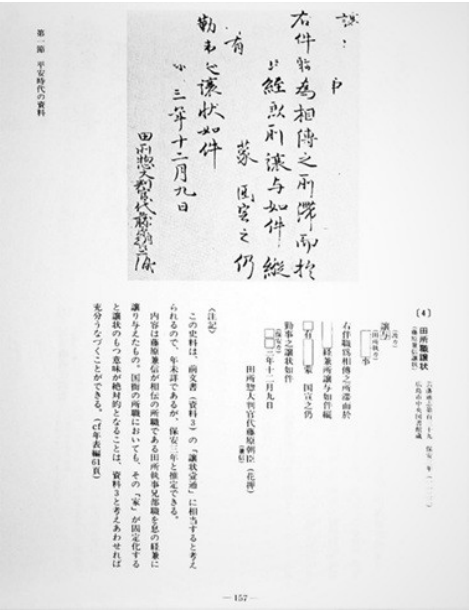

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ（二五三、二五四頁）

安藝地区『芸藩通志』所収田所文書（二二三七頁）

二安藝国司廳宣

補任廳宣　『芸藩通志』巻五　巻百三十九（浅野文庫）（広島市立中央図書館蔵）

寛治五年（一〇九一）四月十日　府中町史第二巻第三部古代中世資料一五五頁

〈読み下し〉

廳宣　田所

大帳所惣判官代三善兼信

右人任祖父信職譲状補任

田所執事如件宣承知依

件用之以宣

寛治五年（一〇九一）四月十日

大介藤原　朝臣（花押）

（有俊）

本文書二「安藝国印」四アリ

古廳宣押印如図

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ（二五一、二五二頁）

四　安藝地区『芸藩通志』所収田所文書（二二三五頁）

三善信職譲状

安藝地区『芸藩通志』所収田所文書（二二三七頁）

二安藝国司廳宣

補任廳宣　『芸藩通志』巻五　巻百三十九（浅野文庫）（広島市立中央図書館蔵）

寛治五年（一〇九一）四月十日　府中町史第二巻第三部古代中世資料一五五頁

〈読み下し〉

廳宣　田所

大帳所惣判官代三善兼信

右人任祖父信職譲状補任

田所執事如件宣承知依

件用之以宣

寛治五年（一〇九一）四月十日

大介藤原　朝臣（花押）

（有俊）

本文書二「安藝国印」四アリ

古廳宣押印如図

第九節　経兼

『田所累系』によると

姓藤原(田所)、氏三宅、任二惣大判官代散位藤原朝臣一、

保安三年(一一二二)十二月九日、被レ任二相伝譜代之執事完部職一二之国宣アリ、又執事職相伝所帯自二兼信一之受レ譲

田所文書執行職　保安三年(一一二二)十二月九日　相続

田所執事兄部職　保安三年(一一二二)十二月九日　相続

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅱ(二五三、二五四頁)

安藝地区『芸藩通志』所収田所文書

一(田所)　藤原兼信譲状

(遮)譲□

(田所執)□事

(状)右件職、爲相傳之所滞、而於□(帯)経兼所譲与如件、縦□有□(田所)(雖)蒙國定之、仍勒事□(宣カ)

譲状如件、

(保安)□三年(一一二二)十二月九日

(兼信)田所惣大判官代藤原朝臣(花押)

右人、為相傳譜代之上、任親父兼信朝臣之譲状、補任如件、宜承知、依宣用之、以宣、

保安三年(一一二二)十二月九日

大介兼皇后宮権大進藤原(為忠)朝臣　書判

・本文書ニ「安藝国印」五アリ

〈注記〉此の資料は、齢八十を越え歩行も困難になった藤原(佐伯)兼信が、年来その職務を代行してきた息子の経兼を、譲状の旨にまかせて田所執事兄部職

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅱ(二五三、二五四頁)

安藝地区藝藩通志所収田所文書

五　安藝国司廳宣

『芸藩通志』巻五　巻百三十九(広島市立中央図書館蔵)(一一五五)

『安芸府中町史』第二巻第三部古代中世資料(一五七頁)

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ厳島野坂文書　一八四六(一三〇四頁)

安藝國司廳宣

朱印

廳宣　田所

(兄)補任執事　完部職事

朱印散位藤原朝臣経兼

朱印右人、為相傳譜代之上、任親父兼信朝臣之譲状、補任如件、宜承知、依宣用之、以宣、

保安三年(一一二二)十二月九日

大介兼皇后宮権大進藤原(為忠)朝臣　書判

朱印

第十節　兼守

『田所累系』によると

姓藤原、氏田所、此時ヨリ専ラ田所ヲ用ユ、＊(一一三五)

任二田所大判官代散位藤原朝臣一二、

『府中町史』第一巻一九七頁

保延元年(一一三五)七月五日田所惣大判官代　相続

『田所累系』『府中町史』第一巻一九七頁によると

保延三年(一一三七)七月五日、補二任田所完部職一之御庁宣アリ、

父自」(墓脱)兼相二譲所帯一ヲ

第十一節　惟兼　『田所累系』によると

姓藤原、氏田所、任二田所惣大判官代散位藤原朝臣一、仁平(一一五二)

田所(藤原)惟兼　『田所累系』によると

姓藤原、氏田所、任二田所惣大判官代散位藤原朝臣一、

仁平二年(一一五二)

『田所累系』『府中町史』第一巻一九七頁によると

田所執事職　久寿二年(一一五五)十月十四日相続

仁平二年(一一五二)十一月廿五日、父自二兼守一受二所帯之譲一ヲ、

久寿二年(一一五五)十月十四日、補二任田所執事職一之御庁宣アリ

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ(一一三九頁　所載)

一七五一安芸国司廳宣寫　厳島野坂文書　久寿二年(一一五五)

『安芸府中町史』第二巻第三部古代中世資料一五九頁

庁宣　留守所

補任田所執事職

散位佐伯惟兼

右人、補任彼職如件、宣承知、依宣用之　依宣、

久寿二年(一一五五)十月十四日

中務大輔兼大介平朝(臣脱)　(清盛)　書判

読み下し文

庁宣(ちょうせん)　留守所(るすどころ)

補任田所執事職(たどころしつじしき)

散位(さんい)佐伯惟兼(さいきこれかね)

[田所惣判官代藤原朝臣田所惟兼が田所執事職に補任され兼任したことを示す。]

右人、補任彼職如件、

[右人、彼(か)の職に補任すること件(くだん)の如し)]

宜しく承知して、宣に依りてこれを用うべし　(平清盛)の宣(宣旨)に依(よ)る

久寿二年(一一五五)十月十四日

中務大輔兼大介平朝(臣脱)　(清盛)　書判

[(中務大輔なかつかさたいふ・中務省の正五位の次官)兼宣(安芸国司・大介(だいすけ)の平清盛)　書判

第十二節　則兼　『田所累系』によると、

姓佐伯、氏田所、任二*田所惣大判官代散位佐伯朝臣一二、

保元三年(一一五八)十月日、父自二惟兼一受レ譲蒙田所書生職之

免許之御廳宣アリ

『府中町史』第一巻一九七頁によると保元元年三月一〇日

田所惣大判官、田所書生職　相続

国立公文書館内閣文庫風楓文書纂厳島神社定勅使田所主税家文書

目録

同御宇仁平二年(一一五二)一田務職譲状

同御宇一旧書

近衛院御宇久寿二年(一一五五)一御庁宣

保元四年(一一五九)御国宣

庁宣　留守所
春木市折両村　可早相傳春木市折両村一御社御供
田壱拾参町壱段佰弐拾歩事
本御供田拾町壱段佰弐拾歩本十六町内
新御供田参町内
於壱町者二季祭御祭弊料布拾陸段代立用
右、件以村作田、当社御供田所相傳也者、留守所宣
承知、勿違失、依宣用之、以宣、
（一カ）
安元元年（一一七五）十二月　日
（保房）
大介藤原朝臣

安芸国留守所下文　「厳島野坂文書一五五四」

（端裏書紙）
「安元元年寛政三年迄六百十六年」
春木市折両村　留守所下　春木市折両村
可令早相替　一御社御供田壱拾参町壱段佰弐拾歩由事
本御供田拾町壱段佰弐拾歩本十六町内
新御供田参町内
於壱町者二季祭御祭弊料布拾陸段代立用
右、件以村作田、当社御供田所相傳也者、留守所宣
彼村司
等宣承知之用之、故下
「安元元年（一一七五）十一月　日
大判官代佐伯朝臣（花押）
佐伯朝臣（花押）
総判官代源朝臣
（京七）
介源朝臣（花押）
目代散位藤原朝臣（花押）

（端裏書紙）
「安元元年（一一七五）寛政三年迄六百十六年」
留守所下す　春木市折両村
早く　一御社御供田十三町一段百二十歩と相替えしむべき由の事
本御供田拾町壱段佰弐拾歩本十六町内
新御供田参町内
一町においては二季祭御祭の弊料布拾六段代に立用
す
右、件の両村の作田を以て、当社御供田の相伝うる所なれば
彼の村司等よろしく承知し、これを用うべし
ゆえに下す
「安元元年（一一七五）十一月　日
大判官代佐伯朝臣（花押）
佐伯朝臣（花押）
佐伯朝臣（花押）
総判官代源朝臣
（京七）
介源朝臣（花押）
目代散位藤原朝臣（花押）

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』所収厳島神社定勅使田所伊織家文書
『芸藩通志』古代中世資料編Ⅲ厳嶋文書編二（一五三一～一五三二頁）

安藝國司庁宣

庁宣　留守所

可早為一御社司沙汰令勤済、春木一折代（山縣郡(市)）

当官物事

右、如在庁官人等解状者、以前前司任、（藤原能盛）

春木市折公田之代、令相傳散在神田畢、

而彼散在田屓名等不弁済当官物之間、（則兼の誤り）

収納使田所則包暗蒙譴責之条、為前之由見状、（怒厳カ）

而今令相尋御社司之処、件散在田者、

有限公田相傳之代也、

更不可及対桿者、然者両方申状已以相、（違カ）

一字虫損敗、春木市折村者、為御社之領一字虫入

両代已畢、尤可令奉免之、

至于其代散在田所当官物者、

國衙収納使等寄事於左右、不弁済一字虫損、

早為御社司沙汰、可令勤済之状、

所宣如件、以宣、

治承三年（一一七九）十月　日

（保房）

大介藤原朝臣　畢判

廳宣す　留守所

早（すぐ）一御社司の沙汰として勤済せしむべき、春木市散在田所

折代散在田所当官物の事

右、在庁官人等の解状の如くんば、以前前司の任を以て、（藤原能盛）

春木市折公田の代に、散在神田を相傳せしめおわんぬ、

しかるに彼の散在田負名等官物を弁済せざるの間、

（則兼の誤り）

収納使田所則包に譴責蒙るの状、愁前たるの由状に見ゆ、

しかるに御社司に相尋ねしむるの処、件の散在田は、限りある

公田と相傳の代なり、さらに対桿におよぶべからざる者

なり然れば両方の申状すでに以て相違か、春木市折にお

いては、御社の領の為に□両代すでにおわんぬ、もっと

もこれを免じ奉らしむべし、その代の散在田所当官物は

國衙収納使等事を左右に寄せ、弁済せず、早に御社

沙汰として、勤済せしむべきの状、宣する所件の如し、以て宣す、

治承三年（一一七九）十月　日

（保房）

大介藤原朝臣　畢判

（注）この文書は安芸国司が春木・市折村と交換された散在神田に対する国衙収納使の介入を差し止め、以後は厳島神主佐伯景弘の責任において所当官物を国衙側に納めるよう留守所に命じたものである。この散在神田は、社領の春木・市折村と交換後は国衙領応輸田に復される性格のものであったが、実際には厳島社がその地の負名(年貢負担者)から所当官物を徴収しつづけたらしく、在庁官人の訴えることとなっている。ここに見るよう　にその訴えはしりぞけられ、結局厳島社が雑公事を収取する半不輸領になっていたものと推定される。

第一五節　安芸国の初申神事(二季祭)について

『藝藩通志』巻一安藝国　国名考　二九頁によると安藝の国名は初めて旧事本紀・『先代旧事本紀』、日本紀・『日本書紀』に見ゆ、日、素戔嗚尊、下二至宇安藝国、可愛之川上一（原文は一書日、是時、素戔嗚尊、下到於安藝國可愛之川上也。素戔嗚尊が天から安芸の江の川のほとりにお降りになった）、但旧事本紀・『先代旧事本紀』には、安藝の字、阿岐につくる、『藝藩通志』巻一安藝国　国名考、国府、三〇頁によると、古制、国ごとに府を置き、必ず守介掾属(守介掾目)あり、安藝国府は今の府中村なり、と。『厳島信仰事典』厳島信仰の歴史　社運の隆盛　五九頁によると、厳島神社を二十二社の列に加えようとする議が朝廷で起こったことである。この議は治承三年二月の頃起こり、右大臣兼実らに勅問があったのであるが、結果的には、ひとまず当社の祭祀を二月、一一月との上の申の日と定め、この日に官幣に預かることとし、二十二社の列に加えることは沙汰やみとなった。とはいえ、後白河法皇・建春門院・中宮徳子・高倉上皇などの御　幸が相つぎ、当代の人も奇驚の思いをなしたほどで、徳子の入内や御産に際しては特別の奉幣があるなど、実質的には二十二社を凌ぐ地位にあったものといえよう。

『厳島信仰事典』弥山の山岳信仰　原始・古代の弥山二二八頁によれば『百練抄』治承三年(一一七九)二月廿四日条に「以二安芸国伊都岐嶋社一可レ加二二十二社一之次第、并祭礼日一事等、有二其沙汰一、右大臣以下、大外記頼業、師尚等預二勅問一計二申之一、以二二月十一月上申日可レ為二祭祀式日、被二定仰一」これが初申神事の根拠となった。『厳島信仰事典』二二八頁によると「厳島神社の祭礼の中でもっとも重要視されるものは、二月と十一月の初申神事であった。後者は鎮座祭といわれ祭神の基本的性格にかかわることを示している。……[治承三年（一一七九）に]朝廷において祭礼日を定めたとするがそれはもちろんそれ以前の厳島で祭礼が行われていた祭祀を公認したものであろう。」(31)

『芸藩通志』巻一　一九三頁及び『宮島町史』資料編　地誌紀行編Ⅰ芸藩通志巻十四　祭祀祈祷、三二九頁によると

芸藩通志巻十四　百九十三頁

祭祀祈祷　法楽雑行事家　……山槐記に治承三年二月二十九日、彼レ發二遣年穀一奉幣安芸伊都岐島一二可令列廿二社之由有二沙汰一頭中将通親朝臣、被二仰下一云々、而猶彼社祭日只可レ令レ預二廿二社例一とあり、又按に、『拾芥抄』に。正月下亥日伊都岐島祭官幣近

代無二其沙汰一欤、とあり。されば後に、官幣を止められしなるべし、其頃より専ら、故国府田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりしならむか、今所行の祭祀祈祷法楽雑事大小百ありといへり。其大半を掌る、左のごとし。首に重き事此の祭に止まるを以てなり、官祭（官祭（かんさい・公祭（こうさい）とも）は、国家的な行事として位置づけられた神社の祭礼で、朝廷から奉幣使（ほうへいし）が派遣される慣習がありました。」

初申祭　毎年、二月、十一月、これを行う。百練抄に治承三年二月、二十四日、以二安芸国、伊都岐島社一ヲ可二二十二社一二の次第、并祭礼日事等も、有二其沙汰一。右大臣以下、大外記、頼業、師尚等、預二勅門一計二申之一。以二二月十一月、上ノ申ヲ日一可レ為二祭礼式日一ト之由二彼定仰一とあり。この時より、定まりと見ゆ。十一月の祭をば、鎮座祭とも称す。本社の神、始て鎮座ありしは、十一月十二日にて、其日壬申なりし故に、此日を用といふ。毎歳、祭の前月、未の亥日より、祭の日に至るまで、当社の祝師、上卿、齋所に入て、潔斎す。国府上卿、田所氏も、其の地にありて、齋す。未の日、夜半両宮〈大宮・客人宮を云。己下両宮と称る。これに倣う〉に神供を、献す。内侍・伶人楽を奏す。韓神の歌曲・和琴・太笛あり。これを国祭と称す。此夜摂社、官幣社より、散米、幣紙、敷布をたてまつる。この日、国府上卿、属官を率いて、渡海し、舩を脇浦に繋ぐ。棚守より、雉子一双、及び雑飼料を送る。申日夜半上卿・祝師棚守、六家祠官・伶人、同じく社殿に会し、人をして、国府上卿を迎ふ。使七度半に至りて、国府上卿、舩より上る。先駆、炬をとり伶官、乱聲を吹きて、これを導き、祠殿に至る。祝師、国府上卿に会し、奉幣し祝文を読む。二人、榊舞をなし、国府祠官等、人長舞をなし、榊葉、明子などいふ。歌曲をうたふ。其他、伶人萬歳楽、延喜楽、甘州、林歌等の舞あり。二月、十一月祭儀同じ。但し十一月には、御燈消覆槽置といふ事あり。此皆神代の違法なりと云。又十一月の祭より、来歳二月の祭までは、山に入ることを禁じ、島巡をも許さず、おもうに、静にして神を鎮座せしむるの薫なるべし、一年の祭事此二祭を重んず、凡当社の祭、必ず供僧同じく行いけるに、供僧立ち入らざるは、唯この二祭のみなり。六月十七夜祭儀のごときは、その盛んなることは、たぐいまれなりと、いえども、これ神遊を主として、祭奠奉幣の重きに非ず。其他、時月によりて、おのおの常典あり。

『山槐記』に「治承三年（一一七九）二月二十九日初申神事（二季祭）は　被レ発二遣祈年穀一ヲ奉二弊安芸伊都岐島一ニ、可レ令レ列二二十二社一ニ之由、有二沙汰一頭ノ中将通親朝臣、被二仰下一云々、而猶彼社祭日只可レ令レ預官幣ニ二之由有レ議被レ止二十二社例ヲ一とあり。

読み下し文「安芸国（あきのくに）、伊都岐島社（いつきしましゃ）をもって二十二社に「可」ゆるすの次第（しだい）、并（なら）びに祭礼日とうも、其の沙汰（さた）あり、右大臣（うだいじん）以下、大外記（だいげき）、（清原の）頼業（よりなり）、（中原の）師尚（もろなお）とう、勅門（ちょくもん）に預かりてこれを申（もう）し計（はかり）り、二月十一月、上の申（さる）をもって、日がな一（もっぱ）ら祭礼日と為（な）すべしとの、かく仰せ定むる由（よし）」

注　勅門（ちょくもん）とは「天皇からの命令や、天皇ご自身が派遣された使者（勅使）による言葉や意志を直接聞く、あるいは受ける機会を得て」　注　大外記（だいげき）とは律令制（りつりょうせい）およびその後の日本の官制における太政官（だじょうかん）の書記官的（しょきかん）な役職です。弁官局（べんかんきょく）に属し、公文書の作成や記録管理（きろくかんり）を司る実務官僚（じつむかんりょう）の筆頭格でした。特に、清原氏や中原氏は「外記の家」としてこの官職を世襲する家柄でした。

又按に、『拾芥抄』に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近代無二其沙汰一欤、とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりにしならむか。初申祭　毎年、二月、十一月、これを行う。」

読み下し文　考えてみるに『拾芥抄』に　正月しも亥の日、いつくしまさい、官幣（かんぺい）近代「近年にない、唯一無二の盛大な沙汰（催し・処置）であった」されば後に官幣とめられしなるべし。その頃より、専ら故国府（府中）、朝廷の奉幣使に替わって、田所氏（定勅使祭主・厳島国府上卿役）が己下（その属官九員）等厳島神社・惣社・松崎八幡宮・角振社等の祭事を指揮することになった。初申祭（二季祭）は毎年二月十一月これをおこなっさた。

又按に、『拾芥抄』に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近代無二其沙汰一欤、とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりにしならむか。初申祭　毎年、二月、十一月、これを行う。」

この頃より、勅使の代わりに田所氏が国府上卿と呼ばれ、在庁官人兼奉幣使、後に田所氏は安芸国の有力在庁官人と初申神事の奉幣使を兼務した。職務上勅使祭主として田所氏は代々の厳島国府上卿役で、厳島神社に列席する最上位の公卿（公職の官位は正三位上で、職務上、天皇の権威を表す。田所氏個人の位階は従五位下と異なる）の公職であり、至

徳二年（一三八五）からは安藝國初申神事（二季祭）の定勅使祭主の仕事で、正式な職名は正三位上安藝国厳島神社年中両度初申（はつさる）ノ御神事定勅使上卿役祭主兼安藝郡府中村　南松崎八幡別宮　北　惣社も厳島と同様、定勅使祭主を世襲した。厳島国府上卿田所屋敷・惣社（そうしゃ）・松崎八幡別宮（まつざきはちまんべつぐう）・山王社（さんのうしゃ）もこれに参加し厳島国府上卿兼祭主を招く儀式が明治五年（一八七二）まで行われた。

『宮島町史』地誌紀行編『芸藩通志』　巻十五　三四一・三四二・三四三頁によると、初申祭の祠官職員の編成が詳細に残されている。

『祠官職員　按に、古昔、祠官連署、状に、第一、神主、正国造、兼修理物大検校。第二、大行事、権国造、小監物。第三、案主権国造。第四、物申権国造。第五、行事権国造。第六、小行事権国造、とありて、其以下は、考えるべからず。右神主職は、永萬、治承、文治の比に八、散位、佐伯朝臣、景弘、清元等、これを勤む。百練抄には、前安芸守とあり。文暦二年（一二三五）より、前周防守藤原親実、安芸守となり、桜尾城に在りて、代々神主兼ねたりしが、興藤に至り、滅亡し、その後この職廃しぬ。今、官員左の如し。

棚守職一員　棚守将監家〈本姓佐伯。又野坂氏を称せし時もあり。今は職名を、氏によぶ。以下、上卿、祝師、大行事など、是に倣う。すべて、姓は、佐伯也〉、世々、此職たり。又社務を掌る。故に社奉行と称す。又舞方左師を兼ぬ。

上卿職二員　一は、故国府に居る。田所伊織家、世々此職たり。毎年二月、十一月の両祭には、地方の属官を率い、島に渡りて、祭りを行う。其の家相傳云、古は朝廷より、年々、奉幣使ありけるが、後に田所をして、兼しめられて、永く其職を守ると。

一は島に居る。上卿十太郎家、世々此職たり。一に神主代と称す。櫻尾の故神主、海上風波の時、祭祀を闕（か）くことを恐れ、代を置いて、掌（つかさど）らしめしより、かく称すとなん。

祝師職一員　祝師斎家、世々此職たり。簾内を掌守り、又祭儀に預る。昇殿役、六家の長たり。玉殿の内ハ、六家たりとも、古来、窺うを得ず。ひとり祝師職のみ、これを勤む。

大行事職一員　大行事學之助家、世々此職たり。又御供奉行と称す。

検校職一員　難波幾五郎家世々此職たり。

横竹職一員　横竹和七郎家世職〈案に横竹、職名とも見えず末審〉。

修理行事職一員　所百松家、世々、此職たり。

小行事職一員　里村門之丞家、世々此職たり。

客人棚守職一員　田兎毛家、世々此職たり、右舞師を兼ぬ。

地御前棚守職一員　飯田保之進家、世々此職たり。

舞方十員　左方五員〈棚守將監、能美強十郎、所叡負二員のことをかね行う。福田八郎。〉

右方五員〈田兎毛、飯田並枝、所百松、長佐兵衛、田左仲〉

樂方十五員〈熊野八塩〉太笛役一員〈同〉笏拍子役一員〈飯田要人〉　長笛役一員〈村井久米〉

太鼓役一員〈熊野内記〉　御燈役一員〈同〉　鉦鼓役一員〈能美強十郎〉　三鼓役一員〈村井直衛〉

鬢簗役〈三浦笹之丞　福田八郎〉　琵琶役一員〉熊野内記〈　鞨鼓役一員〉飯田並枝〉　琴役一員〈三浦笹之丞〉　笙役一員〈飯田要人〉　笛役一員〈村井直衛〉

内侍三十一人　職掌、粗同しけれど、少々差等あり。御殿、階下まで進み、傳供をなし、故ある神楽にのみ會するもの、十員あり。十員の内、八乙女と称し、左右、四座に分る〈竹林内侍、徳壽内侍、四臈内侍、五臈内侍、六臈内侍、七臈内侍、八臈内侍、新内侍二人〉。大床より、上の傳供をなして、平常神楽をも勤むもの八員〈和琴内侍、韓神内侍、田内侍、才鶴内侍、千松内侍、於梅内侍、金千代内侍、於宮内侍〉。大床までの傳供、平常神楽をも勤むもの十三員〉河野内侍、宮松内侍、紀伊内侍、於春内侍、飯田内侍、宮槌内侍、高井内侍、溝部内侍、石田内侍、宮熊内侍、地内侍、植木内侍、あねい内侍〉。

神樂男六員　笛役一員〈徳田直記〉　鼓役三員〈福田左膳　福田菊藏　安部幾三郎〉　沙汰人一員〈羽山助一郎〉　調拍子役一員〈佐伯喜大夫〉

仕入七員　小行事役一員〈野上孫作〉　相伴役一員〈久保田清次郎〉　小仕役一員〈長助次郎〉　三代役一員〈野村喜三郎〉　弊代役二員〈石井角兵衛　瀬尾弥太郎〉小公文代一員〈伊藤源蔵〉

神馬別當一員〈福田左膳〉

佐伯助五郎、木部大五郎、神子周防、神子肥後〉祇湯立のことを掌る。

大工職一員〈豊島徳之丞〉古来島の惣大工職にて、修理の事、大願寺に聴いて行う。家に正安、延慶、後の文書数通を蔵す。

小工職一員〈野坂幾之丞〉

治工一員〈山田氏〉廿日市に居る。

平盆師一員〈小方氏〉　地御前村に居る。

国府上卿属官九員〈廳行事、弊上大夫、釼大夫、判官大夫、各一員。花大夫兼勤楽頭大夫、舞方大夫、各二員〉　」

第一六節　厳島神社の初申神事（二季祭）の厳島国府上卿役（いつくしまこふじょうけいやく）とは

『芸藩通志』巻一　巻十四　祭祀祈祷　法樂雑行事一九三・一九四頁によると

「初申祭　毎年二月、十一月、これを行う、……十一月の祭りをば鎮座祭とも称す。本社の神、始めて鎮座ありしは、十一月十二日にて、その日壬申なりし故に此日を用といふ、毎年祭の前月、未の亥日より。祭の日に至るまで、十日の間、当社の祝師、上卿、齋所に入りて潔斎する、国府上卿田所氏も其地に有りて潔斎する、未の夜半、両宮大宮、宮と云、客人巳下両宮と称す、これに倣うに神供を献ず、内侍、伶人楽を奏す、韓神の歌曲、和琴、太笛あり、これを国祭(21)と称す。この夜摂社、官幣社より、散米、弊紙敷布をたてまつる、此日、国府上卿、属官を率いて渡海し、船を脇浦に繋ぐ、棚守より雉壹雙及び雑飼料を送る、初申夜半、上卿、祝師、六家祠官、同じく社殿に会し、人をして国府上卿を迎える、使い七度半に至りて、国府上卿、船より上がる、先駆松明を取り、伶人乱聲を吹いてこれを導き、祠殿に至る、祝師、国府上卿に会し、奉幣し、祝師、祝文を読む、二人榊舞をなし、国府の祠官等人長舞をなし、榊葉、明子などいふ歌曲をうたう、その他、伶人萬歳楽、延喜楽、甘州、林歌等の舞あり、二月、十一月祭儀同じ、但し十一月には御燈消露槽置といふことあり、是皆神代の遺法なり云い、又十一月の祭りより、来歳二月の祭りまでは、山に入ることを禁じ島廻りも許さず、思うに、静にして神を鎮座せしむるの意なるべし、一年の祭事、特にこの二祭を重んず、凡当社の祭り、祠官供僧同じく行いけるに、僧徒立ち入らざるはこの二祭のみなり、六月十七日夜祭儀(管弦祭)のごときは、その盛んなることたぐいまれなりといえども、神遊を主として、祭典奉幣の重さにあらず、其他時月によりて祭儀おのおの常典あり、……」

『宮島町史』地誌紀行編Ⅰ厳島図絵巻五　一九三・一九四頁によると、「初申(二季祭)の御祭には、諸祠官大宮に会し、人をして国府上卿を迎えしむ。使七度半に及んで舟よりおりる。先駆の者松明を取り伶人乱声を吹いてこれを導き社殿に上る。諸祠官此に会し祝師奉幣の儀を勤め、祝詞を奉る。客人宮の御前にては、奉幣代・祝師二人榊舞をなし、国府の祠官人長の舞をなす。又榊葉・明子の哥曲をうたう。その他万歳楽・延喜楽・甘州・林哥等の舞あり。」

『広島縣史』第二編　社寺志　神社　四六頁によると

上卿二員　一は安芸郡府中村に居る、伝え云う、古は年々朝廷より奉幣使ありしか、後小松天皇の朝、石井(田所石井兵衛尉)在俊を以て定勅使に補せられると、(子孫田所氏を称す)、一は厳島に居る。一に神主代と称す、もと神主は常に桜尾城に居れるが故に、風波の時、祭祀を闕かんことを恐れて代理員を置けるなり。(三宅氏後に林氏に改む)(32)

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書

目録　永和五年(一三七九)の装束証文、

奉幣使としては永和五年(一三七九)の装束証文がある

[永和五年(一三七九)二月廿五日、厳島社御勅使装束破損ニ付

為二料足一当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拝受之免状アリ

正平七年(一三五二)十月三日、

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所元教家文書に厳島定勅使田所主税元教の署名がある。

[天明五年(一七八五)巳七月　　厳嶋定勅使

田所主税元教　(印)　□

受二浅野家之命一、勅使装束破損二付受二国命一、

天明五年(一七八五)九月上京、正親町殿下願出、先例ヲ以テ速ニ

御装束調換ニ相成り、拝載ス　　]

注(31)『芸藩通志』巻一　一九三・一九四頁【『拾芥抄』(鎌倉時代中期には原型が成立したとみられる)に、「正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近一代無二其沙汰一欤、」とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりにしならむか。初申祭　毎年、二月、十一月、これを行う。】

注(32)『広島縣史』第二編　社寺志神社　四六頁(発行一九二一～一九二四　発行者　帝国地方行政学会)

第十七節　『厳島図絵』巻五初申(はつさる)神事　『宮島町史』(七七七頁)

初申神事において、公式には治承三年（一一七九）より京都より勅使が使わされた。『拾芥抄』に、「正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近一代無二其沙汰一欤、」とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりにしならむか。

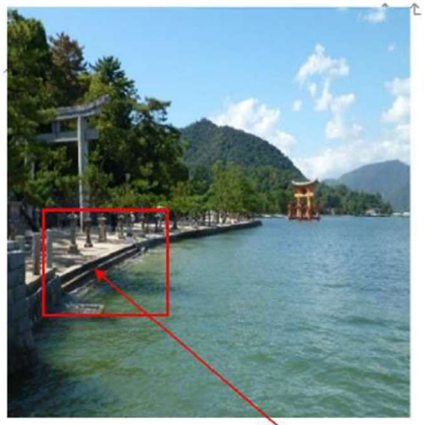

京の朝廷より奉幣使が初申神事に遣わされた。後に田所信高の頃より明治五年まで厳島国府上卿田所氏（奉幣使のちに定勅使祭主・最上位の公卿を世襲した）として上陸した上卿雁木

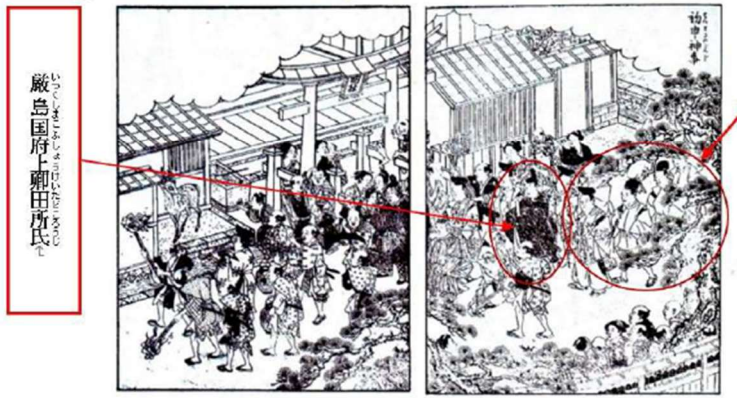

府中国府随員九人

厳島国府上卿田所氏

厳島図会巻之五

（図説）初申神事

東西両町よりいでて、神殿・廻廊を洗ふ。これを御洗といふ。

八月

九月

九日両宮至陽御供

十二日新嘗御供

この日両宮に新穀を奉る。是を秋米の御供といふ。諸祠官・内侍これを行ふ。篝をたき舞楽あり。和琴・太笛を用ひ、榊葉・東遊・求子を舞ふ。また抜頭・蘭城楽あり。

十四日大宮祭

式三月十五日の如し。この日ハ菊花を奉る。また供僧一切經會を行ふ。

十月

十一月

申日鎮座祭

この月初申の日是を行ふ。蓋し御神の鎮坐ありしハ十一月十二日にて、その日壬申なりし故この日を用ふといふ。前月末の亥日より此日まで十日の間、島中八音を停め、祝師斎所に入て潔斎す。その餘霊日の祭儀ハ二月初申と異なることなければもらしつ。但御燈消といへることあり。諸祠官出仕のう（榊の舞ありて、諸殿の御燈を残らず消す。暫くありて上卿両人、鎮坐霊祝の祭祠を修す。また覆

秋米の御供

一切経会

御燈消

覆槽盥

七七七

注（３０）国祭とは（初申の御祭とは安芸国の祭祀・厳島神社と国府惣社・松崎八幡別宮・山王社・田所国府上卿屋敷で行われた初申神事）、『国史大辞典』第五巻　六百三十一頁　山城国一宮の賀茂下上の例大祭の事、賀茂国祭（かものくにのまつり）と呼んだ。山城の松尾大社などでも、官祭に対して国司が主となって執行する祭儀としての「国祭」が見られる。

注（３１）『厳島信仰事典』弥山の山岳信仰、二二八頁。

平安時代の終　元暦二年（一一八五）

第十三節　為兼　『田所累系』によると、

姓藤原、氏田所、任田所惣大判官代散位下総権守藤原朝臣、（一一六七）

仁安三年（一一六八）　正月六日、補二任田所文書所一之御庁宣アリ、

寿永二年（一一八三）七月日、西条一丁本免武清村一丁領知スト云フ証文アリ

『府中町史』第一巻一九七頁によると田所惣大判官代散位下総権守藤原朝臣
仁安二年正月　田所文書職　相続
『芸藩通志』巻五　巻百三十九(二二三七頁)　安藝地区藝藩通志所収田所文書
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書
目録
六条院　御宇仁安三年(一一六八)一旧書
仁安三年(一一六八)一譲状
高倉院　治承三年(一一七九)一御国宣
文治五年(一一八九)御証文
文治五年(一一八九)一言上書
『広島県史』古代中世資料編Ⅱ厳島野坂文書(一〇二五頁)

一五五六伊都伎嶋社神主等官幣請取奉納状案

(端書)「往古従禁中御神納受取六家書付之写」

伊都伎嶋社

謹受

官幣事　副金銀弊帛

右御幣物等、勅使左近兵衛権中将平朝臣ゝ奉相具、即奉納、兼御願圓満之由祈祷、謹言、

治承三年(一一七九)三月九日　　小行事権国造散位佐伯

行事権国造散位佐伯朝臣

物申権国造散位佐伯朝臣

案主権国造散位佐伯朝臣

大行事権国造散位佐伯朝臣

(宣旨)

神主正国造兼修理惣大検校散位佐伯朝臣　□

厳島の祭礼で最も重要視されるものは治承三年(一一七九)二月二十九日に定められた二月と十一月の初申神事(二季祭)が朝廷の奉幣使を迎えて毎年、厳島神社・惣社・松崎別宮・角振社等の二季祭として毎年神事が明治五年まで行われた。

佐伯景弘　　文治二年(一一八七)　安芸守　　介

第十四節　兼資　『田所累系』によると
姓平、氏田所、(一一九〇～一一九六)
建久元年(一一九〇)十二月二十六日、父為兼ヨリ受譲而任二田所惣大判官代権介平朝臣一、又
同年十二月日被補田所書生職之免状アリ、
此時初而補二任在廳職一、其外令レ兼二帯松崎八幡下目祇園神人所職者等一也ト云フ家書ニアリ
建仁二年(一二〇二)十二月公解田巳久村一丁如二先例一申受ル御免状アリ
『府中町史』第一巻一九七頁によると、建久元年(一一九〇)十二月二十六日、
祖父則兼より田所惣大判官権介、田所書生職を相続。父より大判官代を相続
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書
目録
文治六年(一一九〇)御庁宣
後鳥羽院御宇建久元(一一九〇)　御庁宣
建久元年(一一九〇)　一言上書
建久元年(一一九〇)一御国宣
元久元年(一二〇四)一言上書
『芸藩通志』巻五　巻百三十九(二二三七頁)公解出入解状

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ（二五三、二五四頁）

安藝地区『芸藩通志』収田所文書↵
平（田所）兼資并外題↵
『芸藩通志』巻五　巻百三十九　広島市中央図書館蔵↵
（『安芸府中町史』第二巻一六〇頁公解給出入解状参照）

（外題）↵
下「田所↵

↑
□　勧農使散位（花押）」↵

↑
散位平兼資解　申請公解給出入事↵
合壹町↵
除↵
（加茂郡）↵
西条一丁　本免↵
請↵
武清村一丁↵
右、依例出入受文、以解、↵
寿永二（一一八三）年七月四□（日分）↵
散位　平兼資↵

『芸藩通志』巻五　巻百三十九（二二三九頁）　新田開発解状目代裁判書

『芸藩通志』巻五　巻百三十九　所収田所文書　第百三九　新田開発解状目代裁判書

新開発田解状目代裁判書　申請
（平（田所）兼資解）
（外題）
如解状者尤国益也任申請之旨一色段別
官米被□□□□□事者如注文兩
事併可令停止之□□　□□執次第也早□
任四至可令相傳領掌之状如件
目代　□　（花押）
田所大判官代散位平兼資解　申請

請被殊依国益能治裁判開発常々荒□原令弁済段別官米三斗代
於国庫」欲被究済　□　□平取下雑公事
在安南郡内
一所　温品方□原
東温品河　西依請濱
四至
北限弥吉開発田　南依請濱
一所　府中北濱
一所　□中カ
東限大通　□　□□
四至
北限弥富領　南依請濱
一所　府中北濱
東限久武領田并弥富領大通　西依□□□
北限弥富領田并高岸　南限惣社正月一日田
右□□内件可□□無主常々荒□　□今且□國符解
免判諮便宜士民欲令開発正税官物者進済段別官米参斗代至田率
雑事□　□申分云言□　□使□伊勢御祈米□
停止之事是公平也何不蒙免判望請任状被裁定者其勇自今春
□□□□□之仍□□□　□四至勒子細以解
建久九年（一一九八）正月　日
田所大判官代散位平兼資上

(2)大道――田所譲状に出てくる「大道」は、諸種の記事との関連から現在の挙宮橋を中心に変電所に通ずる道に相当すると考えられ、その西側が当時の府中湾の海浜に接し、『北濱』となり、小字「渡り」（現府中本町バス停留所）以南の松崎八幡別宮に至る海浜が譲状記載の『南濱』に相

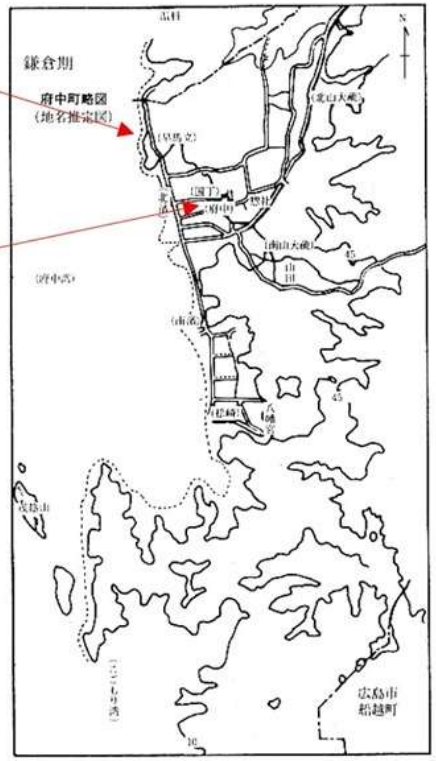

図3-10　鎌倉期の府中と地名推定図

注(23)

第二節　町内地名の由来

※早馬立：下岡田遺跡

※国丁：国庁：国廳屋敷：田所屋敷：

厳島国府上卿屋敷

※惣社：在庁官人となった田所氏が安芸国で力を得た平安時代終わりごろ建てられたものと思われる。

※八幡宮：松崎八幡別宮↓石清水八幡宮の別宮で呉保などを領していた。

注(23)安芸国府　府中町史第一巻、129頁。（尚、田所恒之輔が過去と現在の地名を調査して加筆した。）

第一五節　資家　『田所累系』によると

姓平、氏田所、任二田所惣大判官代平朝臣一、通称新大夫、
建永元年（一二〇六）二月、父兼資七十余ニ至リ疾痢深キ故累代相
傳之受レ譲而任二田所惣大判官代一、
又建暦二年（一二一二）十一月朔日、公廨田二町為二国恩一令二加増一、
巳久村一町、河戸村五反、西条郷五反、合二丁ト云フ御免状アリ、
嘉禄元年（一二二五）五月三日、京高辻室町旅宿ニ於テ五十一歳ニシテ卒ス、
是前資家弟俊兼建久九年（一一九八）十一月六日、補ラルニ大掾職一事アリ
『府中町史』第一巻一九七頁によると田所惣判官新代大夫　建永元年相続

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書
目録
崇徳院御宇建暦二年(一二一二)一御庁宣
建暦二年(一二一二)一譲状
正応二年(一二八九)一譲状

第一六節　俊兼　『田所累系』によると
姓平、氏田所、(一一九八)
兄資家京都旅宿ニ於テ卒ス故、暫時為二養子一而
家督令二相続一、任二従五位下一、

(厳島社宮司　野坂家から発見された安芸国留守所補任状の写である。

「留守所　補任　大掾職事　従五位下　平朝臣俊兼
右人、為レ致二奉公之忠一、補二任大掾職一
如レ件、庁宣承知用レ之、故補任、
建久九年(一一九八)十一月六日　大判官代佐伯朝臣書判
佐伯朝臣　佐伯朝臣
権介惟宗朝臣
惣大判官代惟宗朝臣　目代～書判」)
建久九年一一月六日大掾職相続
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書
目録
後鳥羽院御宇建久元年(一一九〇)一被補大掾職　資家舎弟俊兼
正治元年(一一九九)一注進状
建保四年(一二一六)一知行注文

『国史大辞典』九巻二三六頁によると　田所は、「平安時代以後国衙におかれた在庁所の一つ。……荘園領主(社寺も含む)など、所料田の確認申請があると国司はその申請文書を國衙田所の調査に付す。田所では國衙の検田帳(馬上帳)や国図(基準国図)と照合し朱書で国司に勘合注申する。この田所による坪付(田積)の朱注の結果を「丹勘」と呼ぶ。不輸免田を國衙に認定してもらう際、田所が作成するこの勘文は極めて重要であった。田所を構成する官人の肩書は目代・惣判官代・書生など様々であるが田所の責任者は有力な在庁官人が任せられたため、田所職の名称に見るように家職として世襲される場合もあった。

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ一八三頁
厳島神社政所が安芸國衙の田所俊兼に対して勘文を申請した一例として次の申請があげられる。
『廿日市町史』資料編1　二七頁　……正治元年分の朔弊田を初めとする、各種御供料にあてるため、免田の支給を申し　請うたものである。……

二四　伊都岐島社政所解
(端裏貼紙)
「神第五十一号」
「下　田所
目代　・
申請正治元年(一一九九)御供田等事
伊都岐嶋社政所解　合
一・朔弊田八町四段
・安南郡一町七段
・爲政一町　恒包七段
・温品村一町
(安南郡)
・爲政三段　爲遠代七段
・佐東郡七反
・三田新庄

（高田郡）
・石浦村
（高宮郡）
・佐々井村七反　・清元
（高宮郡）
・久知村
（佐東郡）
・桒原保一町五段
（佐東郡）
・助清七反　・國貞五反
・同余田七反　・國作武末
一・中御供田八町四段
・佐西郡二町一段
・福永七反　・松丸七反
・太郎丸七反
・佐東郡七反　・時重
・緑井郷三町五反
（佐東郡）
・助俊七反　・忠直七反
・宗時七反　・季高七反
・國延七反
・桒原保一町五段
・宮吉五反　・光友五反
・時光五反
・溫科村六反　・爲政
・一日御供田十五町
・安南郡二町五段三百分『四』
・守恒二段百廿　・則重五反百八十
・有巳三段　・恒清三段
・末弘六反三百分　・恒包百八十
『一』
・持光五反大『九十分』
・佐東郡三町八段『百八十』『七』
吉次一町　・光清一町二段
・時重三段　・光・一町
・則重一段百八十　・行先一段百八十
・溫科村五段
・爲政二段　・清元三段
・緑井郷一町四段六十
・爲重四段　・友貞五段
・貞遠二段百八十　・有貞二段
・有恒二百卌
『七』
・八木郷五段
（佐東郡）
『生』
・國延二段　・宗包一段百八十
・國里一段百八十
『七』
・古川村四段百八十　・貞末『四反』
（佐東郡）

『六』

・『清□三反半』

・原郷八段百八十（安南郡）　　・守恒六段
・貞時二段
・則重二段　　『恒同一反』
・西条郷八段（加茂郡）
・己斐村二段　　・米光
・長田村三段（高田郡）　　・清元
・佐々井村一段　　・同人
・桒原保三町六段
・同余田一段　　・國作勢得
一・本御供田十六町
・春木村十町一段百廿（山縣郡）
・桒原保五町八段二百冊
・一新御供田四町
・春木村二町
・佐東郡一町　　・吉次
・緑井郷三段　　・善与
・有恒七反百十　本今富
・勢得命源一段二百冊
一・外宮免田三町五段
・佐西郡三町二段
・御供田一町　　・助任　　・御油免一町　　・友定
・御鏡田七反　　・秋宗入道　　・御粥田五反　　・同人
・緑井郷三段　　・善与
一・二季御祭弊新田一町　　・春木村
一・同新屋津代酒肴新田一町　　・安南郡
一・六節供田二町　　・三田新庄
一・御洗米新田一町　　・佐西郡
一・散米田五反　　・同郡松丸
一・山王社免一町　　・佐々井村
一・今社免五段　　・佐東郡
・光清五段　　・爲包五反

右、依例所申請如件、
正治元年（一一九九）十二月　日　小行事権国造佐伯
行事権国造佐伯（伯脱）
修理検校権国造佐（花押）
案主権国造佐伯（花押）
物申権国造散位佐伯（花押）
神主正国造兼修理惣大検校佐伯

『廿日市町史』通史編　三三五、三三六、三三七頁によると
厳島神社社殿焼失　　建永二年年（一二〇七年）七月三日
厳島神社安藝國からの年貢を得て再建される　　健保三年（一二一一五年）
厳島神社神主就任　周防前司（安芸国守護）藤原親実　承久三年（一二二一年）
厳島神社社殿焼失　　貞応二年（一二二三年）一二月二日

『廿日市町史』資料編1　二八、二九頁によると
摂政九条教実家御教書案「新出厳島文書」
伊都岐島社造営遅滞由聞食之間、安芸国一国所被付社家也、一任之中可致造営内外宮、

為神為君殊存忠勤、可被急速功者、依摂政殿御気色、執達如件、
文暦二年三月廿日　　（藤原為経）
（藤原親実）　　左大弁　在御判
周防前司殿
追伸
為被念社家之造営、雖被付国務、依思社家利潤、若忘國衙之凋弊者、為　朝可為不忠之儀、殊致清廉之沙汰、可被廻循良之治術者、

（注）この文書は摂政九条教実が厳島社の貞応二年（一二二三）十二月炎上後の造営が遅滞していると聞き、安芸国務を国司の指揮から厳島社の指揮に移すこととした旨を同社神主親実に告げ、国司一任中、に内宮・外宮の造営を命じたものである。社家が國衙領を支配するにあたって、厳島社ばかりの利潤を計って、そのために國衙領の疲弊をかえりみないことのないよういましめている。

朝廷は安芸国を厳島神社の造営領国に付した。　文暦二年（一二三五年）三月
厳島神社内宮の遷宮日時は、藤原神主親実の申請により朝廷の選定により仁治二年（一二四一）七月一七日挙行された。

『田所文書』に二季御祭田二反、二季御祭灯油免、爲光「今者」二季御祭田四反小、二季御祭御弊帋免五反とある。

図3-1　安芸国衙領分布図（『広島県史』中世より。）

破線は当時の海岸線を示す

第一七節　遠兼　『田所累系』によると
姓平、氏田所、（一二二九）
安貞三年（一二二九）十月、父俊兼ヨリ受レ譲而相続、被任二田所惣判官代左近将監平朝臣一、嘉禎三年（一二三七）十一月六日可レ領二作安南郡内戸坂村楠木垣内一ヲ之御庁宣アリ
『府中町史』第一巻一九八頁によると安貞元年（一二二七）八月一〇日　田所惣判官代左近将監を相続

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅲ（一二三五頁）
一七四五　安藝国司某下知状寫
書判
下　　左近将監遠兼
可早領作田玖段内　（安南郡）府中正友作二段　同武弘作二段事
戸坂久須垣内七段内五段（安南郡）
右件田者、雖為有限久武名所立戸坂門田内今富名九段の代也、早令領知可為今富名之状、下知如件、
寛元四年（一二四六）五月廿一日　　惣大判官代　　書判
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書目録
後鳥羽院御宇嘉禎三年（一二三七）一旧書
仁治三年（一二四二）一将軍家下文

寛元二年(一二四四)下知状

『芸藩通志』古代中世資料編Ⅱ厳島野坂文書↑
一五五八　伊都岐嶋社神主等神實物請取奉納狀案↑
(端書)↑
(往古從禁中御神納請取六家書付之写)↑
伊都岐嶋社↑
謹請　御神實物事↑
御幣二枚　紫蓋一枚↑
鏡　一枚　剱　一腰↑
麻筍一口　線桂一本↑
弓　一張　箭　四↑
右、御神寶物　勅使蔭孫正六位中原朝臣俊繼奉相具、今月十八日帰着、即奉納口、社司等謹請、↑
建長七年(一二五五)十一月十八日　小行事散位佐伯↑
権国造散位佐伯景貞↑
修理行事権国造散位光房↑
大行事権国造散位佐伯盛景↑
祝師権国造散位佐伯忠久↑
案主権国造散位佐伯重頼↑
神主従五位上前安藝守佐伯朝臣親光　↑

第一八節　高資　姓平、氏田所、(一二五九)

『田所累系』によると
正元元年(一二五九)六月廿日、父遠兼ヨリ受レ譲而相続ス、任二田所惣判官代新左衛門尉一、
弘安二年(一二七九)五月十日、温品村之内領知スト云証文アリ、此時争論之事有而(ありて)、弘長二年(一二六二)
の夏上洛ス、重代の書類周防之国阿弥陀佛之宿所(國衙寺)二預ケ置く、文永三年(一二六六)二月十五日、
同所出火ニテ代々の書類消失ス、故是迄年号等不レ詳ト雖トモ、代々申傳ヲ以て記すモノナリ、
免状・国宣・庁宣等者残ル分を以テ記載スル所也

第一九節　資俊　府中町史第一巻一九八頁によると　(一二六六)文永三年相続　採択

『田所累系』によると　姓平　氏田所
正応二年(一二八九)正月一五日、父高資ヨリ受レ譲而、任二田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣一、
正安二年(一三〇〇)閏七月一五日、与二フ河戸村二分方二ヲト云フ証文アリ
田所惣判官代河窪新左衛門尉　正応二年(一二八九)正月一五日相続　沙弥

第二〇節　源資賢　『田所累系』によると
姓平、氏田所(一二八九)
嘉元二年(一三〇四年)田務職執事相傳之所帯、父資俊ヨリ受レ譲而、任二田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣一
徳治二年(一三〇七)三月三日、被レ定二補河戸村司職一之庁宣アリ、杣村ノ内所々公文職(くもんしき)、久和・小河内・安祭三カ所二領知スト云フコト家書ニアリ

『府中町史』第一巻一九八頁によると田所惣大判官代(カ)、石井左衛門尉正応二年(一二八九)正月十五日相続
採択
国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書

目録
一文永(一二六四～一二七五)之此之先祖我略　悉焼失之譲状
後伏見院御宇正安三年(一三〇一)一御院宣
正安二年(一三〇〇)一和与状
正安三年(一三〇一)一下知状
正安四年年(一三〇二)一下知状
嘉元三年(一三〇五)一下知状
嘉元二年(一三〇四)一和与状
嘉元二年(一三〇四)一下知状
徳治(一三〇六～一三〇四)一下知状
後二条院御宇徳治二年(一三〇七)　一御庁宣
延慶二年(一三〇九)一下知状
応長元年(一三一一)一下知状
正和四年(一三一五)一言上書
元応二年(一三二〇)一和与状
広島県史古代中世資料編Ⅳ(一八六～)
国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書

一安藝国宣

『広島県史』古代中世資料編Ⅳ藤田精一氏旧蔵文書(二六〇頁)

一　六波羅御教書　　以下三通、東大影寫本ニヨル

「　惣社(端裏書)　建治元年(一二七五)九月十日　」

安藝國在廳上西清經幷惣社三昧堂一和尚承兼申、當国溫科村地頭代能秀令押領名田屋敷苅取作毛由事、重訴(安南郡)状等如此、擬尋決之處、令難渋之間、且置論於中、且以日

参着到可遂問注之由、先度加下知畢、而不仭(致)用度々帰國之間、就召文乍令上洛、或

号地頭代□替、或稱可令和与之由、不従催促逃(非)□条、□普通之法、所詮任下知状、相副兩方使者苅置作

毛於中、來月十日以前可被催上洛、能秀過期日者、殊可有其沙汰候、仍執達如件、

(北条義宗)

建治元年(一二七五)九月十日　　左近将監(花押)

美作三郎殿

下妻孫次郎殿

『広島県史』古代中世資料編Ⅳ藤田精一氏旧蔵文書(二六〇頁)

二　六波羅御教書

(端書書)

「乾元二(一三〇三)　　下知　資賢」

(造カ)　　(間カ)

□東寺安藝國田所資賢□抑留公解田并雑免所當米□事、重訴状(副書具)如此、先度加下

被承引旨太無謂、早任先下知状、可被致□沙汰也、仍執達如件、

(六カ)

乾元二年(一三〇三)七月廿□日　　左馬助(花押)

(北条基時)

(金澤貞顕)

中務大輔(花押)

(なかつかさたいふ)

佐東町史(一〇七頁)

三六波羅御教書写

安藝国田所資賢申同国久村

地頭金子三郎二郎入道願西弁当村内

(重)

免田壱町所當以下得分物申事、悉訴状

(書脱カ)

副具如此、先度令加下知下處、不承引云々

太無謂、早任先　下知下令辨償之旨

相觸願西、可被申散状也、仍執達如件、

正安三年(一三〇一)十一月十日

(北条泰時)

左馬助印

(大仏宗宣)

陸奥守判

肥後五郎左衛門殿

安　芸　三　郎殿

第二節　信兼　『田所累系』によると

姓平、氏田所(一三二七)

嘉暦二年(一三二七)正月日、父資賢齢(よわい)及二五十有余之田務執事職之受レ譲而、

任二田所惣判官代次郎左衛門尉平朝臣一、御廳宣國宣モアリ

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると

田所惣判官代次郎左衛門尉平朝臣　嘉元二年相続

田所執事職　建武元年七月一二日廳宣あり

雑訴決断所寫　（『広島県史』古代中世資料編Ⅱ厳島野坂文書一八一八　一二八八頁）

雑訴決断所牒　　安芸國衙

当国田所信兼中惣社御神楽免田所當米間事

牒、任先例可有其沙汰之由　宣令下知當知行之仁者、牒

送如件、以牒

建武二年（一三三五）正月十七日　　右大夫安倍（書版）

陸奥出羽按察使藤原朝臣　　左近衛中将源朝臣

正二位藤原（三條実任）朝臣（書版）　　右中辨藤原（高倉光守）朝臣

従三位平（宗経）朝臣

式部権大輔藤原（日野行氏）朝臣

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ（一二二六）

一七三一安藝國目代施行状寫

安藝國佐西郡公文職名田畠等事、國宣如此、任二被仰下之旨、可令知行給、

御年貢御公事以下任先例可被致其沙汰也、仍執り達如件、

七月十七日　　目代法橋祐實　書判

（信兼カ）

田所殿

【解読文】

当国貞応以降新立

荘園事

院宣如レ件、早任二仰下一

旨一急速可レ被二注進一之

由、國宣所レ作也、仍執

達如レ件

正安三年（一三〇一）十月六日　法橋円

安藝田所殿

【読み下し文】

当国貞応以降新立

荘園事

院宣如レ件、（いんぜんくだんのごとし）早に任じ仰下

旨一急速に可レ被二注進一之

由、（ちゅうしんせらるべきのよし）國宣所（こくぜん）レ作也、仍執

達件（くだん）の如し

正安三年（一三〇一）十月六日　法橋円

安藝田所殿

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書目録

元応三年（一三二一）一旧書

元弘元年（一三三一）一御目代書状

後醍醐天皇御宇元弘三年（一三三三）一御庁宣

後醍醐天皇建武元年（一三三四）御国宣

第二二節　石井七郎末忠

（父田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣田所資賢の七男）

『芸藩通志』巻五巻百三十九　（二二四〇頁）

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ　（一二七六～一二七七）

一八〇三　安藝國在廳石井末忠着到軍忠状寫

藝藩通志巻百三十九（二二四〇頁）

（千種忠顯）

末忠申文　頭中将家御一見

末忠申　花押

安藝國在廳石井七郎末忠申合合戦事、馳参伯州（八幡郡）船上依下預四月十四日添　綸旨、付頭中將家御手、此上者為蒙恩賞、可下預御一見状候哉、恐惶謹言、

元弘三年（一三三三）五月十日　源　末忠

進上　御奉行所

（田所資賀の七男）

石井七郎末忠

安藝国在廳石井末忠軍中状

『芸藩通志』巻第百三十九　元弘三年（一三三三）　広島市中央図書館蔵

末忠申　千種

袖判（頭中将顯忠卿之判）

安芸国在廳石井七郎源末忠合戦事馳参白州

（八幡郡）

船上依下預四月十四日恭　綸旨付頭中将家御手

致度々合戦畢此上者爲蒙恩賞可下預御

一見狀候哉恐

後醍醐天皇綸旨　『芸藩通志』　巻第百参拾九　元弘三年（一三三三）

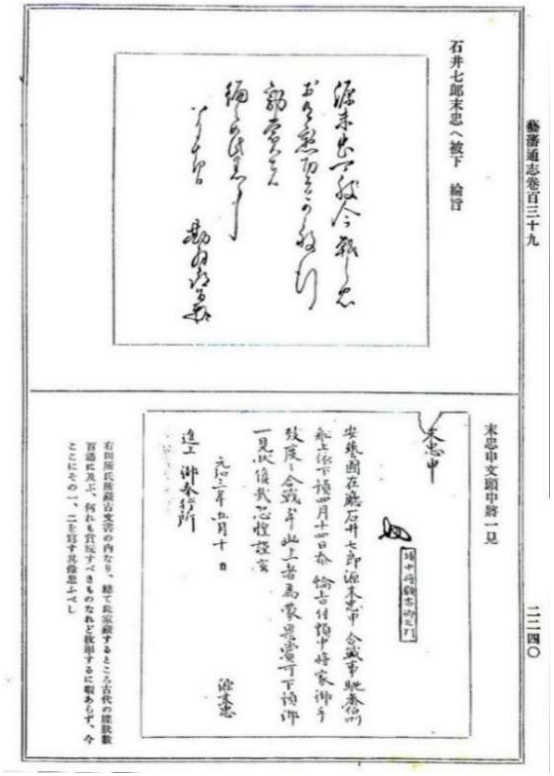

石井七郎末忠へ被下　綸旨　後醍醐天皇

源末忠可致合戦之忠

於有勲功可被行

勧賞者

綸旨如此悉之

八月十四日　（高倉光守）

勘解由次官

【読み下し文】

石井七郎末忠へ下さる綸旨　後醍醐天皇

源末忠、合戦の忠を致すべし

勲功有るにおいては勧賞行われべき者なり、

綸旨此の如し、之を悉せ

（高倉光守）

勘解由次官

『安藝郡風教誌』（三九頁）

又三宅系譜末忠の條に元弘三年（一三三三）兄二郎左衛門尉信兼、依リテ二令ラル下、二知弟末忠馳二参ズ伯州船上一と在り又

同系譜に楠氏湊河合戦の時、末忠戦死ス
墳墓ハ在二リ兵庫一一
『安藝郡風教誌』（四五頁）
明治天皇御製
世と輿に　語り傳へよ　國の爲　いのちをすてし　人のいさをは

第二三節　信高　　姓平、氏田所（一三三五）
『田所累系』によると
建武二年（一三三五）十月、父信兼ヨリ受レ譲、任二田所惣判官代新左衛門尉平朝臣一、
正平六年（一三五一）十月三日、安芸国河戸村國衙分一分二分可レ令一
領知一旨　常陸親王ヨリ令旨頂載
永和五年（一三七九）二月廿五日、厳島社御勅使装束破損ニ付
為二料足一当国入野郷一町之内三段、黒瀬町二段、以上五段拝受之免状アリ

『府中町史』第一巻一九八頁によると田所惣判官代、石井新左衛門尉
建武二年（一三三五）　相続
『安芸府中町史』第二巻二八六頁
正平六年（一三五〇）十月三日常陸親王ヨリ令旨受く
正平七年（一三五一）二月一日、安芸国河戸村國衙分一分二分可レ令一
領知一旨　常陸親王令旨寫　あり
『広島県史』古代中世資料編Ⅳ藤田精一氏旧蔵文書（二六一頁）
常陸親王令旨寫によると
正平七年（一三五二）十月三日、

安芸国河戸村國衙分一分二分任先例可レ令二領知旨、常陸親王ヨリ令旨頂載、
永和五年（一三七九）二月廿五日、厳島社御勅使装束破損ニ付
為二料足一当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拝受之免状アリ

厳島神社両度初申之御神事奉幣使祭主兼務、
藝藩通志百九三、百九四頁の『拾芥抄』によると
3『『拾芥抄』に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近一代無二其沙汰一欤、とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりにしならむか。初申祭　毎年、二月、十一月、これを行う。（33）』
注（33）　『拾芥抄』
『国史大事典』第七巻二百五十三頁
『口遊』や『二中歴』などの系列に属する百科全書。『拾芥略要抄』ともいう。古くは洞院公賢の撰、同実熙の増補としたが、和田英松は否定し、川瀬一馬は現存の『拾芥抄』は改編されたものでこれは洞院公熙の撰とする。現存本は三巻。和田英松は永仁二年（一二九四）の写本のある『本朝書籍目録』以前の成立とし、川瀬一馬は現在の改編『拾芥抄』は応歴四年（一三四一）四月より八月の間の成立とする。後堀川天皇を当代とした所がある。
最古の写本は東大資料編纂所本で室町時代初期を下らない書写で、……上巻は歳時部より楽器部の三十五部門、中巻は百官部より田籍部の二十五部、下巻は諸社部より養生部までの三十九部よりなり、宮城指図、東西京図などの図、多くの勘文、吉備真備の『私教類聚』の目録、諸国の田数など重要な資料を含み、主として貴族の教養に資するものである。著者を誰にしても多くの増補・書き継ぎがある。
『藝藩通志』巻一　百九十三・百九十四頁
『田所累系』によると　信高　　姓平、氏田所（一三三五）
建武二年（一三三五）十月、父信兼ヨリ受レ譲、任二田所惣判官代新左衛門尉平朝臣一、
永和五年（一三七九）二月廿五日、厳島社御勅使装束破損ニ付
為二料足一当国入野郷一町之内三段、黒瀬村二段、以上五段拝受之免状アリ

正平七年(一三五二)十月三日、
安芸国河戸村國衙分一分二分任先例可レ令二領知旨、常陸親王ヨリ令旨頂載、
『安芸府中町史』第二巻
常陸親王令旨寫　田所新左衛門尉とは田所惣判官代新左衛門尉平朝臣(田所信高)

〔49〕　常陸親王令旨寫　広島県史古代中世資料編II 厳島野坂文書 正平七年二月一日

安芸國河戸村國衙分一分二分任先例可令全知行者、
常陸親王令旨如此、悉之、以状、
正平七年二月一日　　右兵衛佐(花押)
(所々)
田所新左衛門尉館

(注記)　山県郡河戸村國衙領については、本書古代中世資料(18)号の田所注進状(一二三四頃)を参照のこと。正平七年(一三五二)当時には河戸村には山形又六(源)為綱が南朝方として、北條治部権少輔・毛利備中守親衡・寺原時親らと寺原城・猿喰山に拠り、武田氏信・逸見有朝ら北朝方に抗したが敗退した。正平九年熊野権現寄進状(藤井芳金氏蔵)がある。(cf 年表編 86頁)
(上掲の古文書と対応はない。編集の都合でここに挿入)

『広島県史』古代中世資料編V 厳島神社文書(二六一頁)

河戸村一分地頭殿

三　常陸親王令旨

*安芸国河戸村國衙分一分二分任先例可レ令二領知行者、
常陸親王令旨如此　悉之、以状、
正平七年(一三五二)十月三日、　　右兵衛佐(花押)
田所新左衛門尉館

「芸備郡中士筋者書出所収書」

(千代田町川戸)
安芸国河戸村國衙分一分二分兵粮所として知行せしむべしてへれば、
常陸親王の令旨かくの如し、これをつくせ、
以て状す、
正平七年(一三五二)十月三日、　　右兵衛佐(花押)
田所新左衛門尉館

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書
目録
元弘三年(一三三三)一注進状
建武三年(一三三六)一同感状
暦応三年(一三四〇)一旧書
常陸親王正平七年(一三五二)一御令旨
貞和五年(一三四九)一装束証文
『安藝郡風教誌』(四一頁)
延元元年六月三日、従二新田義貞公一二爲二勲功之賞一ト一、被ル補二竹仁村地頭一二
賜二フ手書一。同年五月十八日於テ二赤穂城一(播州)屢抽テ二軍忠一神妙之由、賜フ
二感状一大館左京太夫奉スレ之ヲ。

東寺雑掌申状　『東寺百合文書』オ一―二五　　嘉慶元年（一三八七）

東寺雑掌申安藝國衙職内杁村温品

村等事請文披見畢杁村者武田遠江守申

子細云々不同心彼妨可沙汰雑掌若猶不承

引者企参洛可申之由可相觸云々次温品科村者

無國衙職之旨地頭大輔少輔金子大炊助申云々

國領分明之由田所在俊起請文起請之詞載之之上者

厳密可沙汰付雑掌将又戸野郡戸兩郷

事先度被仰之處末未遂行云々甚無謂

所詮彼是松田勘解由左衛門尉相共致其沙汰

可被執被達請取之状依仰執達如件

嘉慶元年（一三八七）十月十一日左衛門佐（花押）

小早河美作前司殿（春平）

元中年間一三八七年（約六〇〇年前）頃の広島の古地図　『白神社社記』。

国府・府中以外は海と島が存在するだけで広島の地名は存在せず。　一六〇〇年頃以降、毛利輝元公により広島湾が、埋めたてられることにより、広島と言う地名は、成立した。

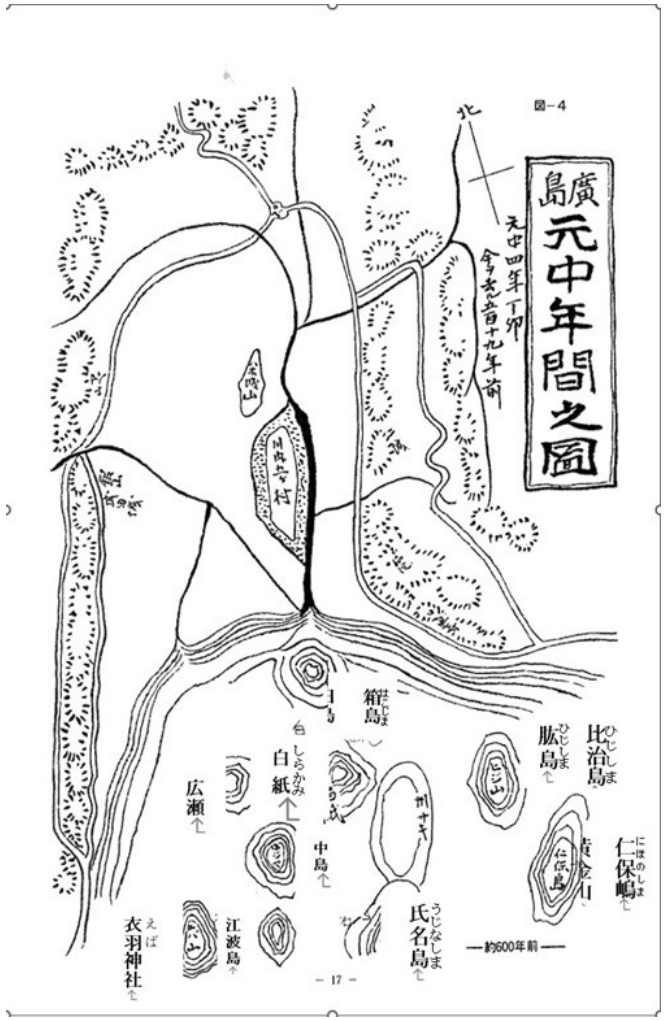

注『白神社社記』　（田所恒之輔が藝藩通志や芸備国郡志等で過去と現在の地名を調査して加筆した。）

第二四節

源在俊　『田所累系』によると

姓平、氏田所（一三六六）

貞治五年（一三六六）十月朔日、父信高ヨリ受レ譲、任二田所惣判官代太郎左衛門尉平朝臣一、

貞治六年（一三六七）十二月、河戸村一分方國衙職事可レ為二知行一旨御教書拝受アリ、

至徳二年（一三八五）十月朔日、被レ定二厳島上卿役一

御証文拝載ス、御装束モ拝載ス、

『府中町史』第一巻一九九頁によると田所石井兵衛尉至徳四年（一三八七）一〇月一日厳島上卿職・定勅使に補せらる。［貞治五年（一三六六）一一月相続）という。］採択

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書

目録

永和四年（一三七八）一譲状

（不明）

（不明）

第二五節　成清　『田所累系』によると
姓平、氏田所、（一四五四）
享徳二年（一四五三）九月十五日、父在俊ヨリ受レ譲、
任二田所新左衛門尉平朝臣一、
享徳四年（一四五五）閏四月七日、厳島社鎮座祭内侍免合一段在所免四百文
霜月・二月之任二先例一可二知行一之旨受レ譲、
社役如レ前
厳島上卿役
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、
『田所累系』と『府中町史』第一巻一九九頁によると
田所左衛門尉と厳島上卿役祭主を享徳三年（一四五四）相続

第二六節　重久　『田所累系』によると
姓平、氏田所、（一四七〇）
文明二年（一四七〇）九月十日、父成清ヨリ受レ譲、任二田所新左衛門尉平朝臣一、
文明十三年（一四八一）七月廿三日、御要脚御段銭料田細野村七反、任二先例、
可二守配一之旨蒙御下知一
文明十八年（一四八六）六月日　料田壬生庄百十九丁五段六十歩、一段別
五十文宛也ト云コト家書ニ見ヘ候也、
社役如レ前
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、
『田所累系』と『府中町史』第一巻一九九頁によると
田所新左衛門尉と厳島上卿役祭主を文明二年相続
『廿日市町史』通史編三四一頁によると文明二年（一四七〇）相続
天文十年（一五一〇年）藤原神主家滅亡

第二七節　親資　『田所累系』によると
姓平、氏田所、（一五一二）
『田所累系』によると
永正九年（一五一二）七月十日父重久ヨリ受レ譲、
永禄四年（一五六一）二月朔日、任二左衛門尉一、
社役如レ前、　生年五十五歳、於二京都一卒ス、
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主
『田所累系』と『府中町史』第一巻一九九頁によると田所左衛門尉と厳島上卿役祭主を永正九年（一五一二）相続

第二八節　胤近　『田所累系』によると
姓平、氏田所、（一五三一）
享禄四年（一五三一）二月朔日、父親資ヨリ受レ譲、任二田所左衛門尉平朝臣一、
天文廿四年二月廿三日、厳島社厳島社二季鎮祭料田之事
訴二毛利家郡司山縣民部一受二国裁一、
社役如レ前
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、
『田所累系』と『府中町史』第一巻一九九頁によると田所左衛門尉と厳島上卿役祭主を
享禄四年（一四五四）一〇月一四日相続
国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書

目録
天文二十四年(一五五五)願書
天文二十四年(一五五五)一厳嶋鎮祭田之事
正親町院御宇永禄三年(一五六〇)一毛利元就公諱賜就之字
正親町院御宇永禄三年(一五六〇)一毛利輝元公書状

第二九節

就長　『田所累系』によると
姓平・三宅、氏田所、(一五六二)
永禄五年(一五六二)二月朔日、父胤近ヨリ受レ譲、任二新左衛門尉平朝臣
永禄五年(一五六二)十二月十八日、厳島両者御鎮座祭上卿役受二毛利家国裁一
社役如レ前

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、
『田所累系』と『府中町史』第一巻一九九頁によると田所左衛門尉と厳島上卿役祭主を
永禄五年(一五六二)相続
国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』厳島神社定勅使田所主税家文書
目録

正親町院御宇永禄三年(一五六〇)一毛利輝元公書状
永禄十年(一五六七)元信舎弟俊誉一毛利元就公賜御証文判形事
出典は出崎森神社・白神社　宗像紀道宮司より提供を受けた写真資料による。

【読み下し文】

元祖三宅伊代守
平朝臣元正霊神
田所左衛門平就長の子豊前守元信
の二男俊誉、八幡別宮本願神力院の住持職なり、然る所八幡神主大呑脩理
争論の事有り、而してついに雌伏して出奔す。この時俊
誉住持職の事、孝誉に任せてこれに譲る旨執
務相違あるべからざるの由、毛利元就公より永
禄十年(一五六七)六月三日証文御判形を賜う、今この本
文田所にあり、俊誉は還俗して八幡別宮行事
職を継いだ後、文禄五年京都正親町院において位階伊予守に任ず

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ厳島野坂文書(一五四頁)

一二八　毛利元就供米返事寫(切紙)

(包紙ウハ書)

田所左衛門殿御返事　右馬頭　元就

鎮祭御社役相調、御久米并恒例之鳥送給候、祝着之至候、猶期吉事候、恐々謹言、

二月十四日　元就　書判

田所左衛門殿御返事　永禄四年(一五六一)

第三〇節

元信　『田所累系』によると
姓佐伯、氏田所、此時ヨリ姓佐伯ヲ用ユ(一五七一)
元亀二年(一五七一)十月父就長跡式相続、社役如レ前

【解読文】

元祖三宅伊代守
平朝臣元正霊神
田所左衛門平就長之子豊前守元信
之二男俊誉、八幡別宮本願神力院之
住持職也、然所八幡神主大呑脩理有
争論事、而終雌伏而出奔矣　此時俊
誉住持職之事、任孝誉譲之旨執
務不可有相違之由、自毛利元就公永
禄十年(一五六七)六月三日賜証文御判形、
今此本文有田所二、俊誉者還俗而継八幡別宮
行事
後、文禄五年京都正親町院二位階、任伊予守

天正五年(一五七七)七月二十日、以二先例一上京、任二豊前守一、勅使装束モ引二合先例一調換二相成り候事

文禄二年(一五九三)七月厳島神社御鎮座祭両自レ是毎歳
毛利家ヨリ寄付ト成ルト相伝古帳有之
福島家広島在城、厳島社初申両度御祭料廃止二相成リ候処、
重キ御祭事之申出、二月・十一月両度御祭事料一カ年分社領二十五石、扶持方弐拾四人扶持四
拾三石弐斗、都合六十八石二斗二被レ定候事、
寛永十一年(一六三四)六月二日卒ス
元和五年(一六一九)浅野入国之際御鎮座祭事料先規ヲ以テ申出、
如二先規二六十八石二斗宛行レ候事
『田所累系』と『府中町史』第一巻一九九頁によると田所豊前守と厳島上卿役祭主を
元亀二年(一五七一)相続
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

天正年間の広島の古地図　『郷土の歴史　仁保嶋城』

天正十年頃の仁保島の鳥瞰図（一五八二）

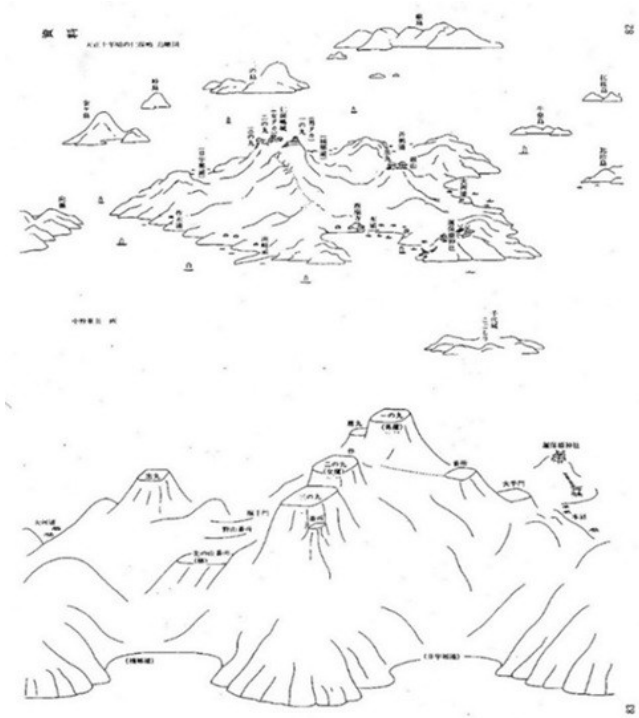

注『郷土の歴史　仁保嶋城』、八二頁、八三頁。

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ巻子本厳島文書(六〇、六一頁)

二五　福島正則寄進状

(端裏書)
『シ第九十七号第九八号別冊』

厳島大明神様　地之御前様

四季之御祭、毎月之御供、其他万之入目、當年より現米を以寄進仕候事、
一　二月　百石
一　三月　百石
一　六月　貳百石
一　九月　貳百石
一　十一月　貳百石
合八百石

右之内九十石入目之他を相渡候間、年々ニ算用を可二被仕候、
一米二十五石者　但、符中より二月十一月両度ニ　大明神様へ参る役者、其外之入目、右何も山本小兵衛ニ申付候、
米惣合八貳十五石なり
慶長五年(一六〇〇)
五月十一日　(福島正則)
羽柴左衛門大夫(花押)

(主)
座司
(守)
棚森左近将監殿

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ六二頁
二七　浅野長晟寄進状
(端裏書)
『シノ第百一号』
奉寄進
厳嶋大明神地之御前両御所
毎年御祭料御供料之事
一米七百拾石　年中四季之御祭、其他之入用、
一米貳拾五石　府中田所社家之使者、二月十一月両月大明神社参之入用、
合七百三十五石　納舛(おさめます)
右四季祭之祭礼御供等、如例年不可有懈怠(けたい)之状如件、
浅野但馬守　長晟(花押)

(巳)
元和元年五巳未年(一六一九)九月吉日
座主
棚守左近將監殿

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ厳島野坂文書(一一一七頁)
一六二五　厳島社社家　供僧　内侍　三方給地等付立
(袋綴表紙)
「
厳島　社家方
供僧方
内侍方
毛利殿代」

(安藝安南郡)
符中
一百参拾石　祭方共　田所左衛門大夫

元和五年(一六一九)七月一三日　棚守　座主
不明

第三一節　元資　『田所累系』によると
姓佐伯、氏田所、通称弥次郎、(一六三四)
『田所累系』と『府中町史』第一巻一九九頁によると田所左衛門大夫と厳島上卿役祭主を
寛永一〇年(一六三三)二月相続

寛永十一年(一六三四)十月、亡父元信跡式相続
社役如(まえのごとし)レ前、是ヨリ前父元信存命中天正十七年(一五八九)二月十四日、上京、被レ任二左衛門大夫佐伯朝臣一、
慶安三年(一六五〇)二月二日卒ス
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役(こふしょうけい)祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

第三二節　元貞　『田所累系』によると
姓佐伯、氏田所、通称左衛門、(一六五〇)
慶安三年(一六五〇)六月朔日、亡父元資跡式相続
社役如(まえのごとし)レ前、
同年上京、任二左衛門尉一　明暦元年(一六五七)七月十日卒ス、

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると

第三三節

左衛門尉と厳島上卿役祭主を明暦元年(一六五五)二月相続

元親　『田所累系』によると

姓佐伯、氏田所、通称縫殿介、(一六六一)

明暦元年(一六五五)十一月十日、

亡父元資跡式相続

社役如レ前、

受二浅野家之命一、寛文二年(一六六二)十二月八日卒ス、

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると縫殿介と厳島上卿役祭主を寛文二年(一六六二)六月相続

第三四節

元信　『田所累系』によると

姓佐伯、氏田所、通称左衛門尉、(一六六三)

寛文三年(一六六三)六月朔日、亡父元親跡式相続

社役如レ前、

受二浅野家之命一、

元禄三年(一六九〇)　十二月二十九日卒ス

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると左衛門と厳島上卿役祭主を元禄三年(一六九〇)相続

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ　(一一五八頁)

一四六七　田所元信装束仕替一札

『五日市町史』一四三頁、『芸州府中荘誌』一七七頁によると一〇七二年頃より住み慣れた石井城址の田所屋敷より現在の国庁屋敷(国庁神社)に移住した。

第三五節

元昌　『田所累系』によると

姓佐伯、　氏田所、通称主膳

社役如レ前、受二浅野家之命一、

正徳五年(一七一五)十月朔日

上京、正親町大納言殿下二奉レ備、

田所旧書・証文等有二御披見一、蒙二御懇之御命一、

元文四年(一七三九)十月二十日卒ス

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると源主膳と厳島上卿役祭主を正徳五年(一七一五)十月朔日相続

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ

一四六八　田所元昌書状(折紙)　(一一五八頁)

。本文省略

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ

一四六九　田所元昌書状　(一一五八頁)

。本文省略

第三六節

元久　『田所累系』によると

姓佐伯　氏田所　通称縫殿(一七四〇)

元文五年(一七四〇)二月朔日、亡父元昌跡式相続、

社役如レ前、

受二浅野家之命一、
宝暦四年(一七四五)四月上京、正親町殿下エ願出、先例ヲ以テ任二従五位の下美濃守一
安永九年(一七八〇)二月四日卒ス

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると主膳と厳島上卿役祭主を元文五年(一七四〇)二月朔日二月一日相続
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿(こふしょうけい)役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

第三七節　元実　『田所累系』によると　姓佐伯、氏田所、通称兵庫、
安永九年(一七八〇)六月、亡父元久跡式相続、
社役如(まえのごとし)レ前、
受二浅野家之命一、
天明元年(一七八一)十月廿三日卒ス
『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると兵庫と厳島上卿役祭主を安永九年(一七八〇)六月相続
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿(こふしょうけい)役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

第三八節　元教　『田所累系』によると　姓佐伯、氏田所、通称主税、(一七八二)
天明二年(一七八二)亡父元実跡式相続、
社役如(まえのごとし)レ前、
受二浅野家之命一、勅使御装束破損二付受二国命一、
天明五年(一七八五)九月上京、正親町殿下願出、先例ヲ以テ速ニ
御装束調換ニ相成り、拝載ス
文化五年(一八〇八)六月廿七日卒ス
『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると主税と厳島上卿役祭主を天明二年(一七八二)相続
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿(こふしょうけい)役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

内閣文庫影印叢刊
国立公文書館内閣文庫風『楓軒文書纂』　中　(四〇八～四一一)

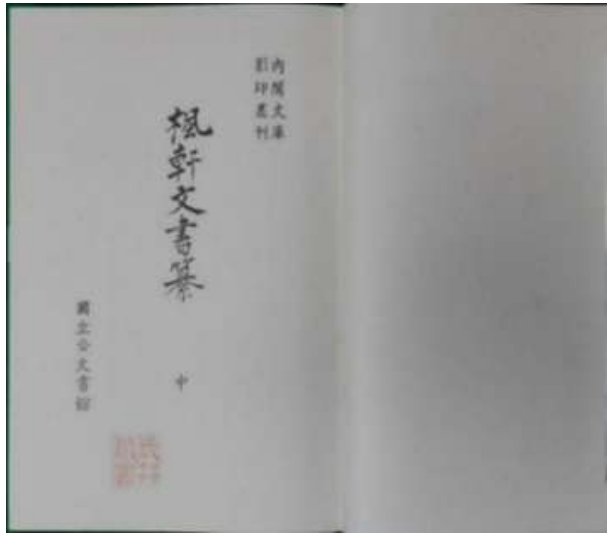

内閣文庫影印叢刊
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』　中　(四〇八)
『楓軒文書纂』(国立公文書館内閣文庫蔵)五十四厳島神社定勅使田所主税元教家文書

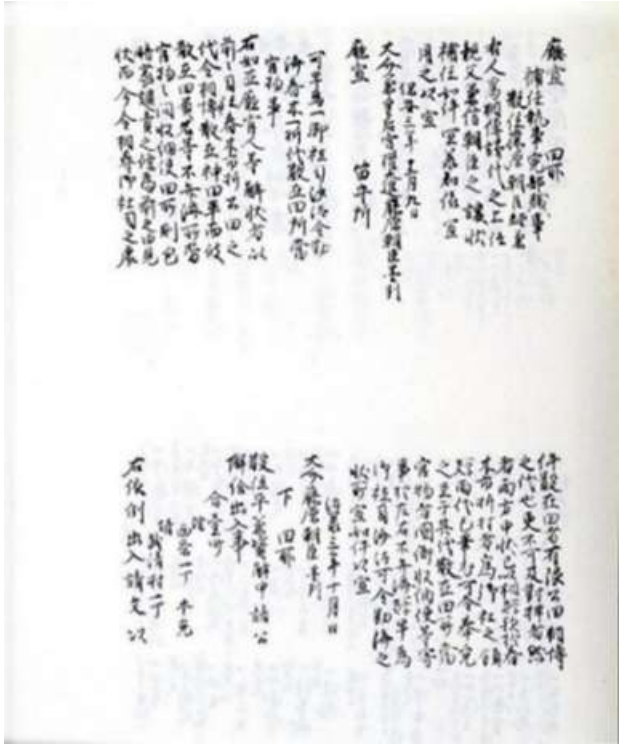

内閣文庫影印叢刊
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』　中　（四〇九）
『楓軒文書纂』（国立公文書館内閣文庫蔵）五十四厳島神社定勅使田所主税元教家文書

内閣文庫影印叢刊
国立公文書館内閣文庫楓軒文書纂　中　（四一〇）
『楓軒文書纂』（国立公文書館内閣文庫蔵）五十四厳島神社定勅使田所主税元教家文書

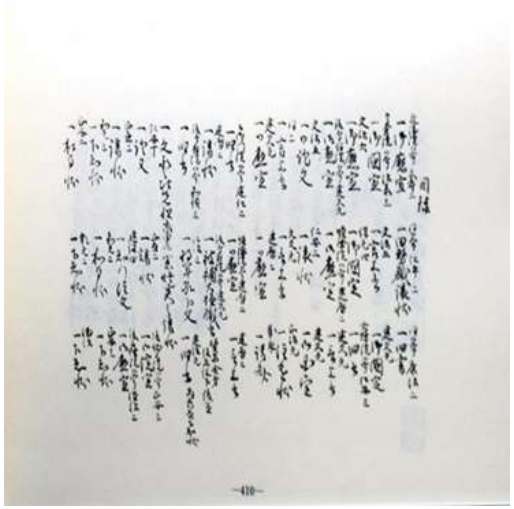

『広島県史』古代中世資料編Ⅳ一六頁

『楓軒文書纂』五十四（国立公文書館内閣文庫蔵）に田所氏所蔵の文書目録がおさめられているので、以下その全文を掲げる　　嚴島神社定勅使田所主税元教家文書

【解読文】『広島県史』古代中世資料編Ⅳ安芸地区　田所文書　一六、一七、一八、一九頁

目録

近衛院御宇久寿二年（一一五五）一御庁宣　同御宇仁平二年（一一五二）一田務職譲状　同御宇康治二年（一一四三）一旧書　同御宇一旧書　高倉院御宇治承三年（一一七九）一御国宣　文治五年（一一八九）一言上書　建久元年（一一九〇）一御国定　文治六年（一一九〇）御庁宣　保元四年（一一五九）一御国定　六条院御宇仁安三年（一一六八）一旧書　後鳥羽院御宇建久九（一一九〇）一御庁宣　崇徳院御宇建暦二（一一一二）一御庁宣　建久元年（一一九〇）一言上書　文治五年（一一八九）一御証文　仁安三年（一一六八）一譲状　建久元年（一一九〇）一御国定　同二年（一一八六）一言上書　元久元年（一二〇四）一言上書

正治元年（一一九九）一注進状　建久元年（一一九〇）一御庁宣　建暦二年（一二一二）一御庁宣　寿永（一一八二～一一八四）一請文　土御門院御宇建仁二年（一二〇二）一旧書　崇徳院御宇建暦二（一一一二）一御庁宣　建暦二年（一二一二）一言上書　建暦二年（一二一二）一譲状　後鳥羽院御宇建久元年（一一九八）一被補大掾職書従五位下資家舎弟俊兼　後鳥羽院御宇嘉禎三年（一二三七）一旧書　仁治三年（一二四二）一将軍家下文　建治元年（一二七五）一旧書　両六原下知状

一文永（一二六四～一二七五）之此之先祖家累悉焼失之譲状

弘安十年（一二八七）一証文　正応二年（一二八九）一譲状　後伏見院御宇正安三年（一三〇一）一御院宣　正応二年（一二八九）一譲状　建保四年（一二一六）一知行注文　後二条院御宇徳治二年（一三〇七）　一御庁宣　嘉元三年（一三〇五）一下知状　嘉元二年（一三〇四）一和与状　正安三年（一三〇一）一下知状　正安二年（一三〇〇）一和与状　乾元二年（一三〇三）下知状　徳治（一三〇六～一三〇八）一下知状　延慶二年（一三〇九）一下知状　正安三年（一三〇一）一下知状　嘉元二年（一三〇四）一下知状　正安四年（一三〇二）一下知状　元応二年（一三二〇）一和与状　応長元年（一三一一）一下知状　正和四年（一三一五）一言上書　元弘元年一御目代書状　後醍醐天皇元弘三年（一三三三）一御庁宣　同御宇建武元年（一三三四）一御国宣　元応三年（一三二一）一旧書　常陸親王正平七年（一三五二）一御令旨

建武三年（一三三六）足利御教書　建武三年（一三三六）一同感状　永和四年（一三七八）一譲状

元弘三年（一三三三）一注進状　暦応三年（一三四〇）旧書　貞和五年（一三四九）一装束証文

文安二年（一一四五）武田信賢一言上書　文安元年（一四四四）一旧書　文明九年（一四七七）一旧書

天文二十四年（一五五五）一嚴嶋鎮祭田之事　正親町院御宇永禄三年（一五六〇）一毛利元就公諱賜就之字

正親町院御宇永禄三年（一五六〇）一毛利元就公御書状　一正親町院御宇永禄三年（一五六〇）一毛利輝元公書状　天文二十四年（一五五五）願書　天正五年（一五七七）一安国寺書状　文禄三年（一五七五）御弊紙之事　永禄十年（一五六七）元信舎弟俊誉一毛利元就公賜御証文判形事　一装束之事定書

後醍醐帝船之上一御綸旨　一同感状　一平重盛書状

以上

天明五年（一七八五）巳七月　嚴嶋定勅使

田所主税元教（印）□

文永年中（一二六四～一二七五）巳前旧書悉焼失、依之今所改

三百六十通、但右目録ニ載ル所之者ハ文字明ナルモノ酉

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ嚴島野坂文書（一四七六頁）一九三九　嚴島内宮外宮神事年中行事（書冊）

嚴島年中御

二月一日

初申御祭御供参　但周防山代藤谷御社米ニテ調之（周防玖珂郡）

一神樂　催馬樂在和琴内侍から神内侍調之

但笛ハふと笛　樂頭役也

一符中上卿出仕有テ、當社祝師出合舞在之　但山口開

一客人御前ニテ地久樂在之

一大前ニテ甘州　林哥舞在之

一初申ノ夜符中上卿ヨリ代三十疋各貳帖ノ礼ニテ御雇樂頭役也

一同酉日弊ノ本十疋　同上卿ヨリ調之

十一月一日

一初申御祭御供参　但周防山代藤谷御社米ニテ調之（周防玖珂郡）

一符中之上卿、當社上卿祝師出合舞在之（安芸安芸郡）

右之舞笛符中上卿ヨリ御雇ニ付而、樂頭へ代三十疋大根壹把請取之、同酉ノ日百疋文請取之、但山口開

一客人御前ニテ万歳樂　地久樂在之

一大前ニテ甘州　林哥舞在之

一雑掌在之　但雉雄鳥貳ツ徳分ヨリ調之

一南京十五貫　徳分ヨリ調之

一御酒銭六百文　瑞光寺調之

第三九節　元俊　『田所累系』によると

姓佐伯、氏田所、通称伊織、（一八〇八）

文化五年（一八〇八）十二月二十四日、亡父元教跡式相続、

社役如レ前、
受二浅野家之命一、
文政七年（一八二四）十二月二十二日卒ス
『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると伊織と厳島上卿役祭主を文化五年（一八〇八）十二月二十四日相続
田所伊織元俊は賴杏坪と交遊
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』所収厳島神社定勅使田所伊織元俊家文書
『広島県史』古代中世資料編Ⅲ厳嶋文書編二（一一三一～一一三二頁）

『府中田所鎮守社（厳島国府上卿屋敷神殿）田所家文書』一　文化八年（一八一一）二月　郡廻り佐々木庄左衛門

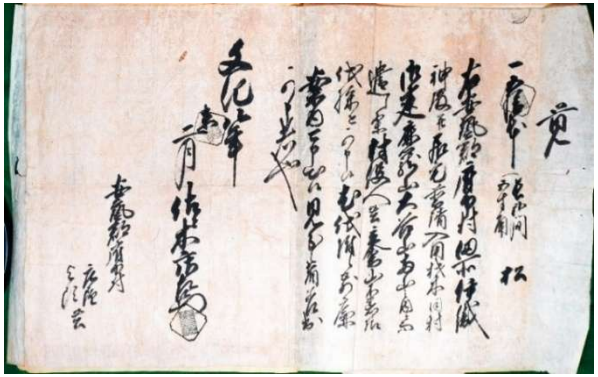

（一四）【解読文】

覚

一五拾本㊞　長弐間　五寸角　松

右安芸郡府中村田所伊織
神殿并居宅普請入用材木、同村
御建鹿籠山・大谷山両山之内ニ而
遣候条、村役人共立会、山不荒様
伐採せ可申候、尤伐附候前廉
案内可申出候、見分之者差出
可申者也

文化八年
未㊞　二月　佐々木庄左衛門㊞
安芸郡府中村
庄屋
与頭　共

（一四）【読み下し文】

覚

一五拾本㊞　長弐間　五寸角　松

右安芸郡府中村田所伊織
神殿并びに居宅普請入用材木、同村
御建鹿籠山・大谷山両山の内にて
遣し候条、村役人共立会い、山荒れざる様
伐採せ申すべく候、尤も伐り附け候前廉
案内申し出るべく候、見分の者差出し
申すべきもの也

文化八年
未㊞　二月　佐々木庄左衛門㊞
安芸郡府中村
庄屋
与頭　共

13

《注》
佐々木庄左衛門は文化八年には郡廻り（寛政四～文化十四）の役職にある。

『府中田所鎮守社（厳島国府上卿屋敷神殿）田所家文書』二　文政六年（一八二三）二月四日　厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊

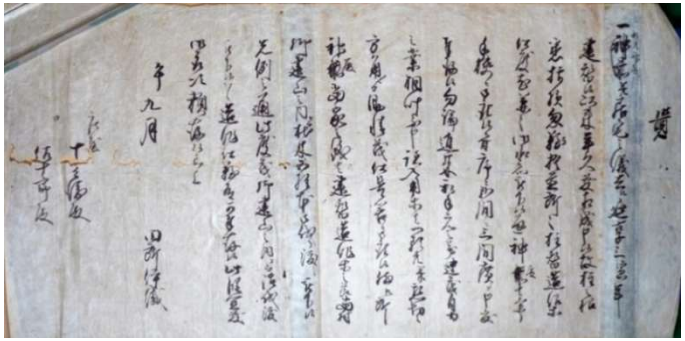

（一五）【解読文】

覚

一神殿并居宅之儀、去ル延享三寅年
建替候以来年久敷相成申候故、柱之根
悉朽損、忽難捨置、所々柱替造作等
仕度、尤兼々御承知被下候通、神殿者余り
手狭ニ御座候ニ付、序ニ弐間ニ三間広メ申度
奉存候、勿論近来私手元之義迚茂自力
之業相叶不申、諸入用等者一類共并懇切之
方角ヶ助情茂仕呉候筈ニ御座候、然ル所
神殿当家之儀者建替造作等之節、当村
御建山之内ニ而材木五拾本御伐り渡し被下候
先例之通、此度茂御建山之内ニ而御伐渡
被下候ハヽ、造作仕難有可奉存候、此段宜敷
御取次賴存候、以上

午九月　田所伊織
庄屋
十兵衛殿
同
佐十郎殿

（一五）【読み下し文】

覚

一私方神殿并びに居宅の儀、去る延享三寅年
建替え候以来年久しく相成り申し候故、柱の根
悉く朽損、忽ち捨置き難く、所々柱替え造作等
仕りたく、尤も兼々御承知下され候通り、神殿は余り
手狭に御座候に付き、
序でに弐間に三間広め申したく
存じ奉り候、勿論近来私手元の義迚も自力
の業相叶い申さず、
諸入用等は一類共并びに懇切の
方角より助情もし呉れ候筈に御座候、然る所
神殿当家の儀は建替え造作等の節、当村
御建山の内にて材木五拾本御伐り渡し下され候
先例の通り、この度も御建山の内にて御伐り渡
し下され候わば、造作仕り
有り難く存じ奉るべく候、この段宜しく
御取次賴み存じ候、以上

午九月　田所伊織
庄屋
十兵衛殿
同
佐十郎殿

《注》
十兵衛・佐十郎の両人が庄屋で午年に当たるのは文政五年と考えられる。　文政五年（一八二二）か

『府中田所鎮守社（厳島国府上卿屋敷神殿）田所家文書』三　文政六年　郡廻り　山下勘十郎・小笠原富三郎　府中庄屋　十兵衛・佐十郎・与頭共

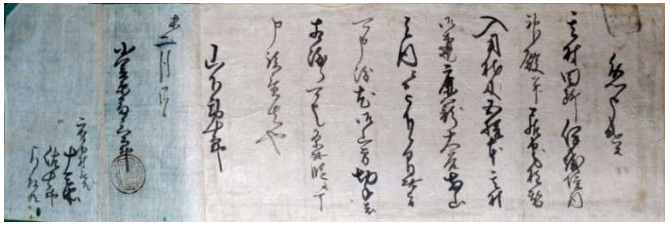

【解読文】

態申遣ス

其村田所伊織境内
神殿并居宅柱替
入用材木五拾本、其村
御建鹿籠・大谷両山
之内二面被レ下候間、此旨
可二申渡一、尤御山方切手者
相渡り可レ申候条、此段も可二
申談置一者也
山下勘十郎

未二月四日　(一八二三)
小笠原富三郎□

府中村庄屋
十兵衛
同
佐十郎
与頭共

【読み下し文】

態々申し遣わす

その村田所伊織境内
神殿并びに居宅柱替え
入用材木五拾本、其の村
御建鹿籠・大谷両山
の内にて下され候間、この旨
申し渡すべし、尤も御山方切手は
相渡り申すべく候条、この段も
申し談じ置くべきもの也
山下勘十郎

未二月四日　(一八二三)
小笠原富三郎□

府中村庄屋
十兵衛
同
佐十郎
与頭共

《注》

十兵衛・佐十郎の両人が庄屋で未年に当たるのは文政六年と考えられる。なお、この年に山下勘十郎は郡廻り(文化十～)、小笠原富三郎は郡廻り(文化十三～文政八)である。

(二)【解読文】

以二切紙一申達候、境内之
神前并居宅破損二付
修復入用材木、宮島
御山所二而伐り渡し呉候様、
尤延享二丑年極月
修復之砌、材木料相渡候旨
被二申聞一候処、当時者多二候へ者、
容易二難二相調一筋二候得共、
先規之趣共段々御申聞
候趣も有レ之、厚申談、
格別を以左之通相調候条、
此旨御承知有レ之様二と
存候、此段申達候
一銀弐百目　材木料
以上
九月廿五日　青木猪助
厳島祭主府中村
田所伊織殿

(二)【読み下し文】

切紙を以て申し達し候、境内の
神前并びに居宅破損に付き
修復入用材木、宮島
御山所にて伐り渡し呉れ候様、
尤も延享二丑年極月
修復の砌り、材木料相渡し候旨
申し聞かされ候ところ、当時は多きに候えば、
容易に相調え難き筋に候えども、
先規の趣きとも段々御申し聞き
候趣きもこれ有り、厚く申し談じ、
格別を以て左の通り相調え候条、
この旨御承知これ有る様にと
存じ候、この段申し達し候
一銀弐百目　材木料
以上
九月廿五日　青木猪助
厳島祭主府中村
田所伊織殿

《注》

青木猪助は宮島奉行(寛政九～文化十一)

第四〇節　元朝　『田所累系』によると　　姓佐伯 氏田所、通称大進、(一八二四)
文政八年(一八二五)五月朔日、亡父元俊跡式相続、
社役如レ前、
受二浅野家之命一、

文久三年(一八六三)八月二十五日卒ス

『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると大進と厳島上卿役祭主を文政八年(一八二五)五月朔日、相続

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』五　宮島奉行　小野彦之丞

厳島国府上卿屋敷の神殿は伊都岐島社の御山所の用材で再建されていた事を示す文書である。

【解読文】

厳島社毎歳両度初申就二
御神事、九日前ゟ潔斎
勅幣御祓式前行被二相勤一候、
其方居宅境内之神殿
(一八三三)
及二大破一、天保四年願出之趣も
有レ之、右入用材木・角丸太等
宮島御山所ニおゐて伐り渡シ
置候処、其後追々木品・瓦類買調、
地形御殿地形之築調、
是迄諸入用等高歩町借銀
を以下下拵いたし被、置、此後建前
普請入用共尚又願出、当今之
場合不二容易一儀ニハ候得共、
格別之判断ヲ以左之通拝借
相調ひ候条、余者寄進銀を以
早々建方可レ致レ被候、尤右諸

【解読み下し文】

厳島社毎歳両度初申
御神事につき、九日前より潔斎
勅幣御祓式前行相勤められ候、
その方居宅境内の神殿
(一八三三)
大破に及び、天保四年願い出の趣きも
これ有り、右入用材木・角丸太等
宮島御山所におゐて伐り渡し
置き候ところ、其後追々木品・
瓦類買い調え、御殿地形之築調、
是迄諸入用等高歩町借銀
を以下下拵いたし、置れ、此後建前
普請入用とも尚又願出、当今の
場合容易ならざる儀には候えども、
格別の判断を以て左の通り拝借
相調ひ候条、余は寄進銀を以て
早々建て方致さるべく候、尤も右諸

『府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷神殿)田所家文書』六　前文　御山方　御役所　の古文書に基づく府中田所鎮守社(厳島国府上卿屋敷鎮座神殿)推定復元平面図　厳島遙拝所

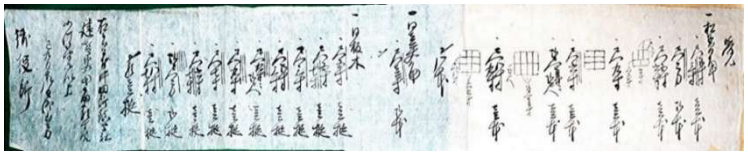

【解読文】

覽
松弐間角
・尺弐寸　三寸
・尺方　壱本
・尺五寸　壱本
尺ツ、　六寸
・尺九寸　尺五寸　壱本
・尺六寸　壱本
・弐尺弐寸二　壱本
壱尺
尺八寸
弐尺九寸
尺九寸
一同板木
・尺五寸　壱挺
・尺五寸　壱挺
・尺三寸　壱挺
・尺　弐寸　壱挺
・尺　九寸　壱挺
・尺九寸　壱挺
・尺七寸　壱挺
・尺六寸　壱挺
・弐尺方　弐挺
・九尺方　弐挺
・尺　八寸
七寸
・拾壱挺
右者府中田所鎮守社
建替御入用角順寸合
如レ此御座候、以上
已九月廿八日　御山方
御役所
【解読文】
右は田所鎮守社
建て替え御入用角順寸合
かくの如く御座候、以上
已九月廿八日　御山方
御役所

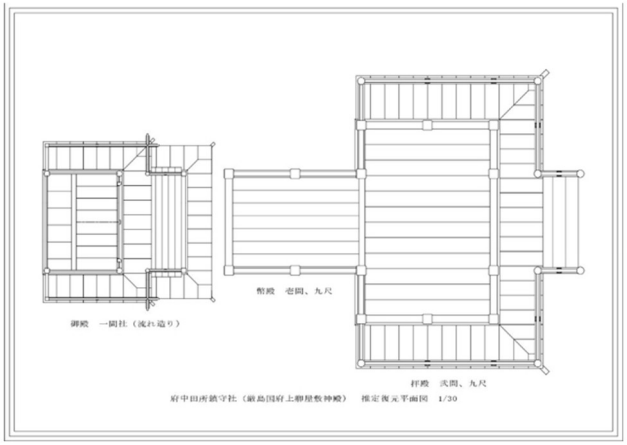

『府中田所鎮守社（厳島国府上卿屋敷神殿）田所家文書』七　天保十年（一八三九）九月一二日、
郡廻り　寺西直人
代官　吉岡一平
府中村庄屋　善右衛門
府中村庄屋　吉朗兵衛

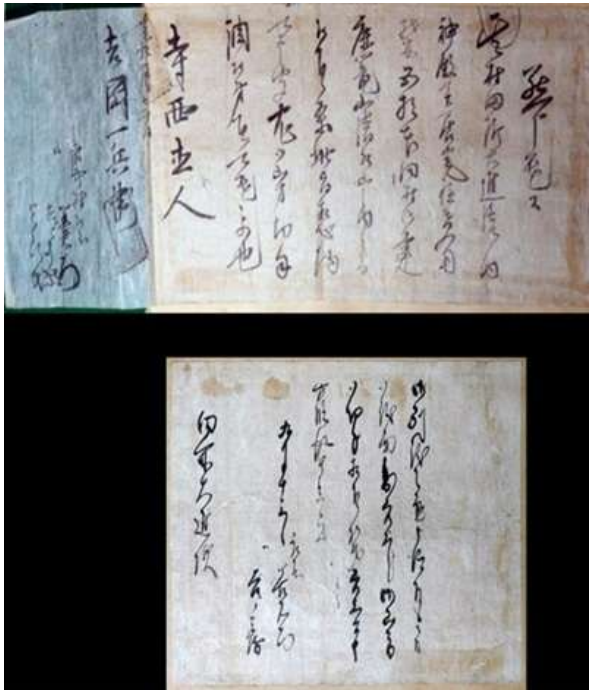

（四）【解読文】
態申遣ス
其村田所大進境内
神殿并居宅柱替入用
材木五拾本、同村御建
鹿籠山・清水山之内ニ而
被下候条、此旨相心得
可申聞候、尤御山方切手
調次第下ゲ可遣もの也
寺西直人
亥九月十二日㊞
吉岡一兵衛㊞
府中村庄屋
善右衛門
同
吉郎兵衛
与頭共

（五）【解読文】
御別紙之通被仰下候ニ付
御紙面則差上申候、御山方
御切手相下り次第差上可申、
此段得斗申付候、以上
九月十三日　庄屋
善右衛門
同
吉郎兵衛
田所大進様

（四）【読み下し文】
態々申し遣わす
その村田所大進境内
神殿并びに居宅柱替え入用
材木五拾本、同村御建
鹿籠山・清水山の内にて
下され候条、この旨相心得
申し聞かすべく候、尤も御山方切手
調え次第下げ遣すべきもの也
寺西直人
亥九月十二日㊞
吉岡一兵衛㊞
府中村庄屋
善右衛門
同
吉郎兵衛
与頭共

（五）【読み下し文】
御別紙の通り仰せ下され候に付き
御紙面則ち差し上げ申し候、御山方
御切手相下り次第差上げ申すべし、
この段とくと申し付け候、以上
九月十三日　庄屋
善右衛門
同
吉郎兵衛
田所大進様

《注》
善右衛門・吉郎兵衛の両人が庄屋で亥年に当たるのは天保十年と考えられる。なお、この年に寺西直人は郡廻り（天保七～）、吉岡一兵衛は代官（天保七～嘉永三）である。

『府中田所鎮守社（厳島国府上卿屋敷神殿）田所家文書』八　山本良蔵・中村三蔵

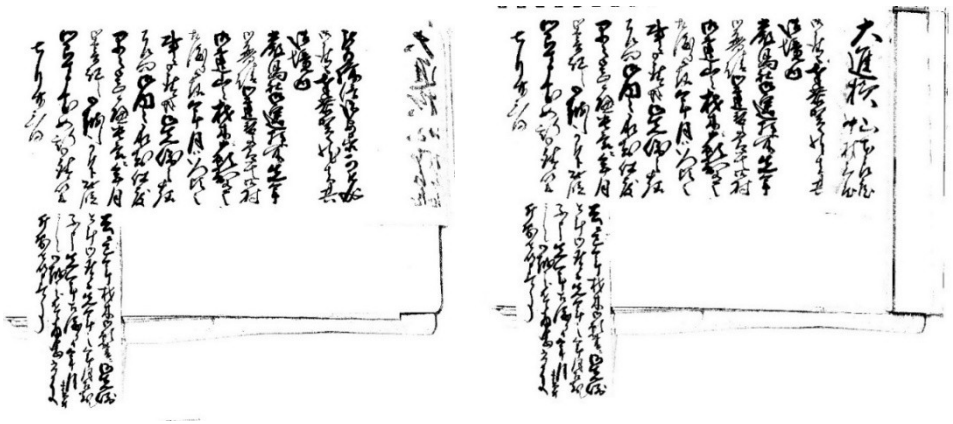

（一〇）【解読文】
大進様　山本良蔵
中村三蔵
被為揃御安泰可被成
御座候与奉恐賀候、然者其
御境内
厳島社御遙拝所、先年
御普請御建替之節、其御村
御建山之材木御願出有之、
相渡り候趣、年月ハいつ頃之
事ニ御座候哉、御先例之趣
差向御内々承知仕度、
早々御しらへ、貴答ニ年月　※
御書記し御越し可被下、此段
御尋申処、如斯御座候、以上
七月廿三日
※（付紙）
「去ル巳年材木御願書ニ御先例
と計御座候而、先年之年月相知レ
不申、先年相渡り候年月書付
ニて御越可被遣候、為念尚又
付紙を以申上候事」

（一〇）【読み下し文】
大進様　山本良蔵
中村三蔵
揃わせられ御安泰ござ成
らるべく候と恐賀奉り候、然ればその
御境内
厳島社御遙拝所、先年
御普請御建て替えの節、その御村
御建山の材木御願い出これ有り、
相渡り候趣き、年月はいつ頃の
事に御座候や、御先例の趣き
差し向き御内々承知仕りたし、
早々御しらへ、貴答に年月　※
御書き記し御越し下さるべし、この段
御尋ねの申すところ、かくの如く御座候、以上
七月廿三日
※（付紙）
「去ル巳年材木御願書に御先例
と計り御座候て、先年の年月相知れ
申さず、先年相渡り候年月、書付
にて御越し遣わさるべく候、念のため尚又
付紙を以て申し上げ候事」

《注》山本良蔵・中村三蔵とも仔細不明。

『府田所鎮守社（厳島国府上卿屋敷神殿）田所家文書』九　厳島神社定勅使祭主田所元朝大進

天保十年（一八三九）四月

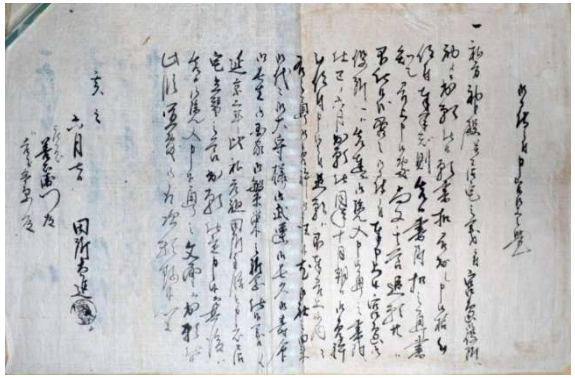

（一一二）【解読文】

覚

一私方神殿并ニ居宅之儀悉朽損、
忽難捨置、所々造作等仕度、尤
神殿者余り手狭ニ御座候ニ付、御殿
壱間、幣殿壱間九尺、拝殿弐間
九尺ニ広メ申度奉存候得共、勿論
私手元之儀自力之業ニ者相叶不申、
諸入用等者信心之方角ゟ寄進仕候、
然所当家之儀者建替造作等之節
当村御建山之内ニ而材木五拾本
御伐り渡シ被下候先例之通、此度茂
御建山之内ニ而御伐り渡シ被下候ハ、
造作仕難有可奉存候、此段宜敷
御取次頼存候、以上

巳ノ四月　田所大進

庄屋
善右衛門殿
同
伝左衛門殿

（一一二）【読み下し文】

覚え

一私方神殿并びに居宅の儀、悉く朽損、
忽ち捨置き難く、所々造作等仕りたく、尤も
神殿は余り手狭に御座候に付き、御殿
壱間、幣殿壱間九尺、拝殿弐間
九尺に広め申し度く存じ奉り候えども、勿論
私手元の儀自力の業には相叶い申さず、
諸入用等は信心の方角より寄進仕り候、
然るところ、当家の儀は建て替え造作等の節
当村御建山の内にて材木五拾本
御伐り渡し下され候先例の通り、この度も
御建山の内にて御伐り渡し下され候わば
造作仕り有り難く存じ奉るべく候、この段宜しく
御取り次ぎ頼み存じ候、以上

巳ノ四月　田所大進

庄屋
善右衛門殿
同
伝左衛門殿

《注》
善右衛門・吉郎兵衛の両人が庄屋で亥年に当たるのは天保十年と考えられる。

『府中田所鎮守社（厳島国府上卿屋敷神殿）田所家文書』十　宮島奉行　小野彦之丞
嘉永三年（一八五〇）十一月十四日

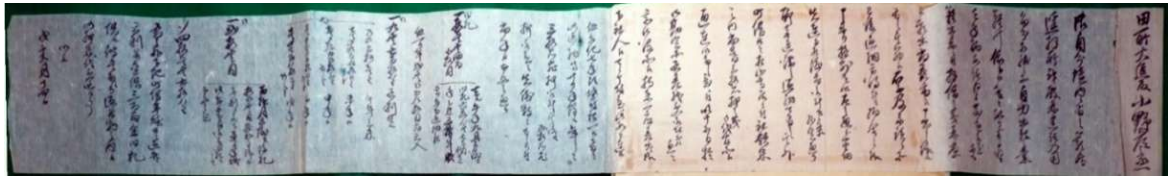

（一一三）【解読文】

田所大進殿　小野彦之丞

御自分境内ニ有之厳島
遙拝所神殿再建諸入用
多分ニ相掛候所、自力出銀之業
難叶、依而八色々配意有之候得共、
近年柄故諸向ゟ寄進・取立等も
難出来ニ付、拝借之義再応
被願出、尚郡方江申出之趣も
有之、其筋江厚及示談候所、
已後返納方得斗約合之様
申来り、格別を以左之通被聞届、
先達而相渡方取計せ候条、約定通り
聊無遅滞返納可有之、其外
町借口々相嵩居ニ付、社領米
之内当暮三拾石押之義御代官所江
通達いたし置ニ付、明十五日於
御勘定所右差紙受取次第直ニ
宮御役所江持参、一応差出候様
下社人江可被申付置候、此段申達候
但文化七年頃貸付銀一口有之、
此返納方十ヶ年余も年々
三拾石宛押取計、其後も弐拾石宛
押取立候先例数々有之候付、
当年ゟ本文之通り

旧札　去ル午年九月相渡ス
一拾壱貫四百　旧札六拾八貫七百目、利足
五拾目　年三朱、三拾ヶ年賦、
五ヶ年分返納銀
但一ヶ年弐貫弐百九拾目宛元入

同
一九貫六百拾八匁　右利足
弐〃六拾壱匁　午年三朱
壱〃九百九拾弐匁三分　未年同
内　壱〃九百弐拾三匁六分　申年同
壱〃八百五拾四匁八分　酉年同
壱〃七百八拾六匁弐分　戌年同
酉極月相渡ス改札

同
一弐拾貫目　拾五貫目、格外之申談ニ而
無利ニ被成下、三十ヶ年賦
戌年五百目取立、旧札ニして
本文之通

〃四拾壱貫六拾八匁
右之外下地町借年賦口々返弁
元利并金借三百両余、旧札
借共彼是多分返弁物之内江
此押米代受込候事
以上
戌霜月十四日

（一一三）【読み下し文】

田所大進殿　小野彦之丞

御自分境内にこれ有る厳島
遙拝所神殿再建諸入用
多分に相掛り候ところ、自力出銀の業
叶いがたく、依ては色々配意これあり候えども、
近年柄ゆえ、諸向きより寄進・取立て等も
出来難きに付き、拝借の義再応
願い出られ、なお郡方え申し出の趣きも
これ有り、その筋江厚く示談に及び候ところ、
已後返納方とくと約め合いの様
申し来り、格別を以て左の通り聞き届けられ、
先達て相渡し方取り計らわせ候条、約定通り
聊かの遅滞無く返納これ有るべし、その外
町借口々相嵩み居るに付き、社領米
の内、当暮三拾石押さえの義、御代官所え
通達いたし置くに付き、明十五日
御勘定所に於いて、右差紙受取り次第直ちに
宮御役所え持参、一応差し出し候様
下社人え申し付け置かるべく候、
この段申し達し候
但し、文化七年頃貸付銀一口これ有り、
この返納方十ヶ年余も年々
三拾石宛押え取り計らい、その後も弐拾石宛
押え取立候先例数々これ有り候に付き、
当年より本文の通り

旧札　去ル午年九月相渡す
一拾壱貫四百　旧札六拾八貫七百目、利足
五拾目　年三朱、三拾ヶ年賦、
五ヶ年分返納銀
但し一ヶ年弐貫弐百九拾目宛元入

同
一九貫六百拾八匁　右利足
弐〃（貫）六拾壱匁　午年三朱
壱〃（貫）九百九拾弐匁三分　未年同
内　壱〃（貫）九百弐拾三匁六分　申年同
壱〃（貫）九百五拾四匁八分　酉年同
壱〃（貫）八百五拾六匁弐分　戌年同
酉極月相渡す改札

同
一弐拾貫目　拾五貫目、格外の申し談じにて
無利に成し下され、三十ヶ年賦
戌年五百目取立て、旧札にして
本文の之通り

〃四拾壱貫六拾八匁
右の外下地町借年賦口々返弁
元利并びに金借三百両余、旧札
借とも彼是多分に返弁物の内え
この押え米代受込み候事
以上
戌霜月十四日

《注》改札発行は弘化四年、
その直後の戌年は嘉永三年

第四一節　元顕　『田所累系』によると　姓佐伯、氏田所、通称進、（一八六四）
文久四年（一八六四）正月廿三日、亡父元朝跡式相続、
はまのうじとし

社役如レ前、
受二浅野家之命一、
明治三年（一八七二）五月廿三日卒ス
『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると進と厳島上卿役祭主を文久四年（一八六四）正月廿三日相続
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

第四二節　竹槌　『田所累系』によると　姓佐伯、氏田所、通称元善、（一八七二）
明治三年（一八七二）十月廿六日、亡父元朝跡式相続、
社役如レ前、
受二浅野家之命一、
『田所累系』と『ひろがる田所文書の世界』によると元善と厳島上卿役祭主を明治三年（一八七〇）一〇月二六日相続
正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使代国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、

田所元善竹槌履歴書
明治五年を最後に初申神事　厳嶋神社旧神職一同廃止セラル
明治六年貳月十日広島県勧学係ヲ命セラル
同年八月五日広島県安藝郡蒲刈島日高神社祠掌及ビ同島鳩崎神社亀山神社兼務を命セラル
明治七年十貳月四日兼権訓導ヲ命セラル
明治九年四月十五日安芸郡熊野村榊山神社祠掌及び榊森神社兼務ヲ命セラル
明治十二年九月九月廿貳日熊野村榊山神社祠掌及び榊森神社兼務トモ依願免職
明治廿一年十一月十二日神宮教訓導ヲ命セラル
明治二十二年十一月九日神宮教権少講義昇級セラル
明治二三年三月五日神宮教第十五教区久賀分教会副会長を命セラル
同年四月貳拾日神宮教権中講義二昇級セラル
同二四年一月七日神宮教五等補教ヲ命セラル
同二四年一月十六日神宮教第十五教区山口県大島郡教務主監ヲ命セラル
山口県大島郡久賀村村長
大正十年一月二十七日広島県安芸郡府中村縣社多家神社社司（宮司）に補セラル
昭和三年十月廿五日卒ス

主要参考文献

第一次資料
『府中田所鎮守社（厳島国府上卿屋敷神殿）田所家文書』一～一三嘉永三年（一八五〇）広島県府中町田所家。
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』和書厳島神社定勅使田所主税元教家文書所収　厳嶋定勅使　田所主税元教　広島県府中町田所家　天明五年（一七八五）巳七月、国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使田所伊織家文書厳嶋定勅使田所伊織元俊家文書所収　広島県府中町田所家　治承三年（一一七九）、紙本墨書広島県重要文化財『田所文書』安芸国衙領注進状一巻　一二二七年頃、沙弥譲状一巻　所蔵　広島県府中町田所家一二八九年頃（尚、作成が数十年古いと推定されるふしがある）、『厳島社祭礼次第』　田所主税（厳嶋定勅使）「田所旧記、祭礼控」（仮称　寛政年間一七八九～一八〇〇か）広島県安芸郡府中町田所恒之輔蔵
最後の正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主田所元善竹槌・飯田直彦『田所累系』［明治五年（一八七二年）七月一三日・明治八年（一八七五　年）三月一二日・明治九年（一八七六年）二月二二日此三度差出　扣（田所家文書）］広島県府中町田所家。

第二次資料
内閣文庫影印叢刊『楓軒文書纂』中　国立公文書館内閣文庫　一九八四年、東寺（教王護国寺）　国宝『東寺百合文書』八世紀末から十八世紀初頭京都府立京都学・歴彩館、源　順　編纂『和名類聚抄』承和年間（九三一～九三八）　寛文一一年（１６７１）年版分類形式の百科事典兼国語辞書　愛媛県歴史文化博物館、
錦織　勤『ひろがる田所文書の世界』府中町歴史民俗資料館一九八九年、野坂元良編『厳島信仰事典』戎光祥出版株式会社二〇〇二年、菅原守編『芸州府中荘誌』黙平堂書店一九三二年、次田真幸『古事記』株式会社講談社（上）株式会社講談社一九八八、西牟田崇生『延喜式神名帳の研究』株式会社図書刊行会、一九九六年、国史大辞典編集委員会『国史大事典』第一巻から第一四巻吉川弘文館一九七九～一九九三年、安本美典　監修・志村裕子　現代語訳『先代旧事本紀「現代語訳」』批評社二〇一三年・二〇一六年、龍粛　訳註『吾妻鏡』株式会社岩波書店二〇〇八年、中尾荘一『白神社社記』白神社一九八八年、勝丸博行編『郷土の歴史　仁保嶋城』一九八六年、岡田清編山野竣峯斎『芸州厳島図絵』厳島神庫蔵版全十巻天保十三年（一八四二年）、米田隆介編『歴代天皇・年号辞典』吉川弘文館二〇一九年、愛媛大学考古学研究室下條信行編『妙見山一号古墳』今治市教育委員会二〇〇八年

三月、法政大学文学部考古学研究室(代表伊藤玄三)『本屋敷古墳群の研究』法政大学一九八五。東広島市教育委員会『大型古墳の築造と企画』第3回三ツ城古墳シンポジュウム記録集　一九九七年、福島県郡山市教育委員会　『大安場古墳群　第一次発掘調査報告』一九九七年、福島県郡山市教育委員会　『大安場古墳群　第二次発掘調査報告』一九九七年、福島県郡山市教育委員会　『大安場古墳群　第三次発掘調査報告』一九九九年、福島県郡山市教育委員会　『大安場古墳群　第四次発掘調査報告』二〇〇三年、福島県郡山市教育委員会　『大安場古墳群　第五次発掘調査報告』二〇〇四年、福島県郡山市教育委員会　『大安場古墳群　第六次発掘調査報告』二〇〇五年、財団法人郡山市文化・学び振興公社財団研究センター『大安場古墳と郡山の古墳時代』郡山市教育委員会二〇一〇年、安藤智重著『安積采女の真実』歴史春秋出版社二〇二四年、『郡山市の歴史』編集発行郡山市一九八四年、郡山市『郡山の歴史』不二印刷株式会社一九八四年、著者佐久間正明写真提供(所蔵)郡山市教育委員会他『石製模造品による葬送と祭祀　正直古墳群』発行新泉社二〇二三年、著者　鈴木　功　発行所（株）同成社『白河郡衙遺跡群』発行者　山脇洋亮　二〇〇六年、『白河市埋蔵文化財調査報告書　ほ場整備事業舟田地区関連遺跡発掘調査報告書４　第三十二集舟田中道遺跡Ⅱ』本文　白河市教育委員会　福島県県南農林事務所二〇〇二年、『白河市埋蔵文化財調査報告書第三九集　『下総塚古墳発掘調査報告書』（六次調査）白河市教育委員会二〇〇三年、『本屋敷古墳群の研究』・『白河郡衙遺跡群』・会長　小熊博史『新潟考古』新潟県考古学会二〇二四年、宮城県文化財調査報告書第一四四集抜刷　丸森町文化財調査報告書第一〇集『台町古墳群』丸森町文化財友の会一九九一年、丸森町文化財調査報告書第二二集『台町遺跡・台町古墳群』丸森町教育委員会二〇一六年、新編弘前市史編纂委員会　監修　乕尾俊哉『新編弘前市史』通史編Ⅰ古代・中世　弘前市企画部企画課二〇〇三年、考古学会　会長小熊博史『新潟考古』新潟県考古学会二〇二四年、佐渡市埋蔵文化財調査報告書第一四集『台ヶ鼻古墳』佐渡市教育委員会二〇〇七年、新潟県『佐渡市発掘二〇年展・講演会資料集』新潟県佐渡市(世界遺産推進課)二〇二四年、『佐渡市発掘二〇年展・講演会資料集』新潟県佐渡市(世界遺産推進課)二〇二五年、『佐渡の王』―蔵王遺跡二〇一九年度春季企画展新潟県埋蔵物文化センター、山口県立山口博物館『山口大考古博』山口県立山口博物館・公益財団法人山口県ひとづくり財団二〇二三年、山口県教育委員会　『山口県埋蔵文化財調査報告九六集大内氷上古墳』山口県埋蔵文化財愛護協会一九八六年。福島県伊達郡国見町教育委員会　国見町文化財調査報告書第二七集『国見町内遺跡調査事業報告書１』山崎条里制遺構・藤田城跡・阿津賀志山防塁・塚野目古墳群二〇一七年、福島県伊達郡国見町教育委員会　国見町文化財調査報告書第８集『塚野目一二号墳調査報告』一九九〇年、福島県伊達郡国見町教育委員会　国見町文化財調査報告　第一四集『国見町の文化財　―堰下古墳発掘調査報告書―』二〇〇二年、福島県伊達郡桑折町教育委員会　桑折町埋蔵文化財調査報告書第一一『錦木塚古墳発掘調査報告書(塚野目四号墳)』一九九四年、山元町文化財調査報告書第２２集　合戦原遺蹟　横穴墓編　東北大震災復興事業関連遺蹟調査報告Ⅴ　宮城県亘理郡山元町教育委員会　二〇二二年、宮城県山元町文化財調査報告書第２２集　『合戦原遺蹟　横穴墓編　４分冊』宮城県亘理郡山元町教育委員会　二〇二二年八月(全国文化財総覧・文化庁のホームページダウンロード)、宮城県山元町文化財調査報告書第２２集　『合戦原遺蹟　横穴墓編　３分冊』宮城県亘理郡山元町教育委員会　二〇二二年八月(全国文化財総覧・文化庁のホームページダウンロード)、大西町誌編纂委員会　編集者『大西町誌』大西町教育委員会一九七七年。編集生江芳徳　寺島文隆『加倉古墳群』発行福島県浪江町教育委員会一九七九年、

○県市町村史

広島縣帝国地方行政学会『広島縣史』第一編　地志　一九二一～一九二四、広島縣　帝国地方行政学会『広島縣史』　第二編　社寺志神社　一九二一～一九二四、広島県『広島県史』原始　古代　通史Ⅰ一九八〇年、熊田重邦『広島県史』中世　一九八四年、広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅱ一九七六年、広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅲ一九七八年、福尾猛市郎『広島県史』古代中世資料編Ⅳ一九七八年、広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅴ一九八〇年、府中町史歴史編纂委員会『安芸府中町史』第１巻一九七九年、『安芸府中町史』第二巻　一九七七年、後藤陽一『宮島町史』資料編・地誌紀行Ⅰ、頼杏坪『芸藩通志』芳野裳華房、廣島図書館一九〇七年、黒川道祐『厳島神社御文庫本芸備国郡志』厳島神社所蔵一六六六年、小島常也『厳島道芝記』巻第五　平凡社、一七〇二年、収録　宮島町、一九九二年、広島市史編修委員会『新修広島市史』巻四　文化風俗史編、一九五八年、安芸町誌編纂委員会『安芸町史』一九七三年、『安佐町史』一九七七年、五日市町史編委員会『五日市町史』上巻一九七九年、町史編さん審議会編者『江田島町史』一九五八年、大朝町町史編纂委員会編『大朝町史』一九七八年、大竹市史編纂委員会編『大竹市史』本編第一巻一九六一年、大野町郷土誌編さん委員会　編『大野町史』、一九六二年、海田町『海田町史』一九八六年、広島市役所編『可部町史』一九七六年、倉橋町史編『倉橋町史』通史編一九九一年、『呉市史』第一巻一九五六年、呉市史編纂室編『呉市史』第二巻、一九五九年、『呉の歴史』二〇〇二年、広島市役所編『高陽町史』一九七九年、広島市役所編『佐東町史』一九八〇年』、広島市役所編『瀬野川町史』一九八〇年、『高田郡史』一九一三年、『高宮町史』一九七六年、『竹原市史』第一巻一九六三年、『千代田町史』古代中世資料編一九八七年、広島市役所編『沼田町史』一九八〇年、『廿日市町史』通史編上一九八八年、廿日市町編『廿日市町史』資料編Ⅰ一九七九年、町史編さん委員会編『福富町史』二〇〇七年、広島市役所編『船越町史』一九八一年、三原市役所編『三原市史』第1巻一九七〇年、町史編さん委員会編『向原町史』、一九八九年、『八千代町史』一九九〇年、西條町誌編纂室『西條町誌』一九七一年、矢野町役場『矢野町史』上巻一九五八年、防府市史編纂委員会『防府市史』通史Ⅰ　原始古代中世　二〇〇四年、山口県『山口県史』資料編考古１山口県　二〇〇〇年、山口県『山口県史』通史編考古１山口県　原始・古代二〇〇八年。

阿岐国造家・安芸国廳屋敷・厳島神社国府上卿屋敷・田所屋敷

田所明神社[厳島遙拝所（国廳神社・槻瀬明神）]大黒社合祀

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』和書厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書所収

国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』和書厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊家文書所収

広島県重要文化財紙本墨書田所文書（安芸国衙領注進状一巻一四㍍・沙弥譲状一巻一二㍍）所蔵。

正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主田所氏は正三

位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主を明治五年（一八七二）まで世襲した。○最後の正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主、多家神社（埃宮）社司（宮司）歴任。

『五日市町史』一四三頁、『芸州府中荘誌』一七七頁によると

注（３４）国庁屋敷は『田所文書』に在庁屋敷とある。『国史大辞典』安芸国の国衙は安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ばれる区画があるのが、その遺跡と思われ、その東方に惣社と呼ぶ神祠が明治四年（一八七一）とある。

国庁神社は『田所文書』に国庁社造立免とある。（２９）

注（２９）国庁神社は『芸州府中荘誌』村の北方石井城に国庁屋敷と呼ぶ地あり国庁神社は字石井城国庁屋敷（現田所屋敷内）にあり、社地一畝一歩を有せしと。往古国庁内に神社を設け庁員一同朝、夕禮拝したもの。

槻瀬明神（３０）は厳島遙拝所として国庁神社と槻瀬明神とある。

注（３０）槻瀬明神は『芸藩通史』巻二、五三二頁名神考　によると　『安芸国神名帳』に正二位五前の位階とある。

田所氏の宅後に神石あり、つきのかみと称して、毎年正月三日、十二月晦日、　燈を献じて之を祭る。

『厳島図絵』巻四之二に府中上卿田所氏として厳島国府上卿屋敷の神殿として、厳島遙拝所（国庁神社と槻瀬明神）がある。

田所明神社は、最後の正三位上厳島神社両度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主で、後の多家神社（埃宮）社司（宮司）田所元善（竹槌）により、大正五年（一九一六）十一月、厳島遙拝所「国廳神社・槻瀬明神」と大黒社の三社の御祭神を合祀され、厳島国府上卿屋敷に、田所明神社として再建された。田所恒之輔は厳島国府上卿屋敷に、平成十年（一九九八）十月田所明神社を　再建した。……正三位上厳島神社両度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主田所元繁元善竹槌、田所宏夫　等の後裔、田所明神社は、最後の正三位上厳島神社両度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主で、後の多家神社社司（宮司）田所元善（竹槌）により、大正五年（一九一六）一一月、厳島遙拝所「国廳神社・槻瀬明神」と大黒社の三社の御祭神を合祀され、厳島国府上卿屋敷に、田所明神社として再建された。田所明神社は平成十年（一九九八）十月、厳島国府上卿屋敷の現在地に、宮司田所恒之輔が自主再建した。田所明神社は、宗教法人ではない単立神社である。

結び

これらの論文は、阿岐国造家で、佐伯の譜代の郡司や安芸国の国庁屋敷で、惣判官代等、有力在庁官人を世襲した田所氏（本姓佐伯氏）に伝わる行政資料と、厳島国府上卿屋敷（初申神事（二季祭）の厳島神社定勅使祭主を世襲した家）に伝わる根拠に基づく祭祀の重要資料である。

『厳島信仰事典』弥山の山岳信仰　原始・古代の弥山二二八頁によれば『百練抄』治承三年（一一七九）二月廿四日条に「以二安芸国伊都岐嶋社一可レ加二二十二社一之次第、并祭礼日一事等、有二其沙汰一、右大臣以下、大外記頼業、師尚等預二勅問一計二申之一、以二二月十一月上申日可レ為二祭祀式日、被二定仰一」これが初申神事の根拠となった。

「『厳島信仰事典』二二八頁によると「厳島神社の祭礼の中でもっとも重要視されるものは、二月と十一月の初申神事であった。後者は鎮座祭といわれ祭神の基本的性格にかかわることを示している。」

『田所文書』によると惣社と松崎八幡別宮は二季祭に参加していた。

広島県・安芸国の領域内の市町村・厳島神社・速谷神社・多家神社（埃宮）にもない、行政と祭祀に関する資料である。消された初申神事を、掘り起こし、正しい歴史を後世に、伝えることは、広島県、安芸国の領域内の市町村、厳島神社、速谷神社、多家神社（埃宮）の大切な責務である。

安芸国の歴史と伝統文化を伝える会　会長　田所明神社　宮司　田所恒之輔が、広島県、安芸国の領域内の市町村、厳島神社、速谷神社、多家神社（埃宮）に、古代より明治五年までの、国庁屋敷の行政資料と厳島国府上卿屋敷の祭祀の資料を根拠に基づいて指導し、正しい歴史を後世に伝えるための重要な資料である。

広島市佐伯区役所ホームページ

令和七年七月二日、広島県安芸郡府中町長と教育委員会と田所恒之輔が会議を行なった。結果、府中町役場・教育委員会のご協力により、田所明神社・国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷・田所屋敷・阿岐国造家の公式サイトが、府中町ホームページにリンクした。

二〇一九年三月より　○広島市佐伯区ホームページ まちづくり

〈阿岐国造の佐伯氏〉広島市佐伯区役所　小説「佐伯景弘」にまつわる歴史紹介　「阿岐国の歴史と文化の学習」　安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会　会長　田所明神社　宮司　田所恒之輔の論文が広島市佐伯区役所のホームページで公開されている。田所明神社公式サイトでも閲覧出来る。

令和七年七月三〇日現在、府中町教育委員会により、『ひろがる田所文書の世界』の田所氏の家系図が、田所明神社公式サイトの田所氏の家系図によって訂正され、販売されている。

著作者の経歴

天湯津彦命・天湯津彦命五世孫阿岐国造・飽速玉命の後裔

譜代佐伯郡司世襲・田所(佐伯)資隆から四代は佐西四度使世襲・田所信職の時代以降、惣判官代等の有力在庁官人を世襲・正三位上厳島神社両度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主の後裔

防衛大学校卒

元陸上自衛隊レンジャー教官

広島県隊友会特別会員

広島県偕行会理事

元防衛大学校同窓会広島地区支部副会長。

元広島県立安芸府中高等学校評議員

元府中町立府中北小学校PTA会長

安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会　会長　田所明神社　宮司　田所恒之輔

○著作権は安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会　会長　田所明神社　宮司　田所恒之輔が有す。

令和八年(二〇二六)一月二八日著作。

協力機関・協力者

この論文を作成するため、広島県教育委員会、広島県広島市佐伯区教育委員会、広島県東広島市教育委員会、福島県郡山市文化スポーツ観光部文化振興課、福島県郡山市教育委員会、宮城県伊具郡丸森町教育委員会、福島県伊達郡桑折町地域振興課、福島県伊達郡国見町教育委員会、福島県伊達郡桑折町教育委員会、福島県郡山市文化スポーツ観光部文化振興課、福島県郡山市教育委員会、福島県双葉郡浪江町教育委員会、福島県白河市建設部文化財課、福島県白河市教育委員会、福島県双葉郡浪江町教育委員会、佐渡市観光文化スポーツ部世界遺産課、新潟県佐渡市教育委員会、山口県山口市教育委員会文化財保護課、公益財団法人山口県ひとづくり財団山口県埋蔵文化財センター、愛媛県今治市教育委員会、法政大学文学部考古学研究室、愛媛大学考古学研究室、広島県安芸郡府中町教育委員会、広島県立文書館、広島市公文書館、厳島神社、速谷神社、多家神社(埃宮)、安積国造神社　宮司　安藤　智重、野間神社、島根県立大学名誉教授　横田貞昭、上智大学名誉教授　香川正弘、多くの皆様にご協力をいただきました。関係機関、関係者の皆様に感謝申し上げます。